

写

2016年1月29日

東京高等裁判所第11刑事部 御中

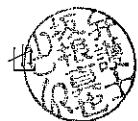
平成27年（う）第1174号 殺人等被告事件

控訴人（被告人） 高橋克也

主任弁護人 高野



弁護人 坂根真



同 趙誠



同 鈴木貴



控訴趣意書

弁護人らの控訴趣意は次のとおりである。



目 次

控訴趣意第1 麻原彰晃証人の不採用	- 6 -
1 手続の概要	- 6 -
2 関連性のある証拠を却下することは許されない	- 7 -
3 麻原証人は関連性のある証拠である	- 8 -
4 証言拒否の可能性は証人不採用の理由にならない	- 16 -
5 結論	- 17 -
控訴趣意第2 証人土谷正実の不採用	- 19 -
1 手続の概要	- 19 -
2 土谷証人は関連性のある証拠である	- 19 -
3 土谷の“精神不安定”は証人請求却下の理由にならない	- 22 -
4 結論	- 22 -
控訴趣意第3 遮蔽措置	- 24 -
1 手続の概要	- 24 -
2 刑事裁判公開原則	- 27 -
3 平成17年最高裁判例の射程	- 32 -
4 刑事被告人の公開裁判を受ける権利（憲法37条1項）	- 33 -
5 檢察官の主張は遮へいを正当化しない	- 35 -
控訴趣意第4 公判期日に「期日外尋問」を行ったこと	- 37 -
1 手続の概要	- 37 -
2 刑訴法281条の意味	- 38 -
3 本件期日外尋問の違憲性・違法性	- 42 -
4 結論	- 43 -
控訴趣意第5 VX濱口事件：殺意	- 44 -
1 原判決はオウムのコミュニケーションの特殊性を無視している ..	- 44 -
2 高橋さんは水野氏の容体を伝えられていない	- 52 -
3 高橋さんはホテルコンソルトの会話の内容を認識していない ..	- 62 -
4 殺意や共謀の有無は実際にその状況に置かれた被告人の立場に立って検討されるべきである	- 69 -
5 結論	- 77 -
控訴趣意第6 VX濱口事件：正犯性	- 78 -

1	原判決の認定	- 78 -
2	客観的事情	- 78 -
3	主観的事情	- 79 -
4	結論	- 81 -
	控訴趣意第 7 VX 永岡事件：殺意と共に謀	- 82 -
	控訴趣意第 8 假谷事件：死因	- 84 -
1	假谷氏の死因は立証されていない	- 84 -
2	原判決は死因に関する林郁夫証言を無視した	- 85 -
3	結論	- 87 -
	控訴趣意第 9 假谷事件：麻酔薬の認識と共に謀	- 89 -
1	原判決の法令解釈	- 89 -
2	犯罪の手段が意思連絡の対象となる場合	- 89 -
3	本件における麻酔薬投与は意思連絡の対象である	- 90 -
4	結論	- 92 -
	控訴趣意第 10 假谷事件：致死責任	- 94 -
1	死の結果は高橋さんの認識のない麻酔薬投与行為から生じた	- 94 -
2	中川の行為による因果関係の切断	- 99 -
3	結論	- 104 -
	控訴趣意第 11 假谷事件：正犯性	- 105 -
1	麻原、井上、中村、中川の犯罪	- 105 -
2	高橋さんに関する事情は全て帮助であることを示している	- 105 -
3	結論	- 107 -
	控訴趣意第 12 地下鉄サリン事件：サリンの認識を否定しながら殺意を肯定したこと	- 108 -
1	訴訟の経過	- 108 -
2	サリンの認識それ自体が公訴事実でありそれ以外の事実を認定するには訴因変更手続が必要であること	- 113 -
3	争点を逸脱した不意打ち認定である	- 116 -
	控訴趣意第 13 地下鉄サリン事件：殺意及び共謀	- 119 -
1	原判決の判断の要旨	- 119 -
2	アタッシュケース事件について	- 120 -
3	渋谷についた時点での高橋さんの認識について	- 123 -

4 教団内のコミュニケーションについて	124
5 サリンである可能性が容易に思い浮かぶとした点についての誤り	125
-	
6 事件後の高橋さんの行動について	129
7 林郁夫の供述は信用できない	130
8 死亡の危険性が高い毒物であると知っていた者の行動ではない	132
9 VX事件、假谷事件を通じての認識	133
10 実行犯が「人を死亡させる危険性が高い行為をあえてする」とは認識できなかった	134
控訴趣意第 14 地下鉄サリン事件：土谷正実との共謀	135
控訴趣意第 15 都庁事件：殺人の実行行為	136
1 訴訟手続の法令違反一人が死亡する危険性の程度についての採証法則違反	136
2 法令解釈・適用の誤り—「人を死亡させる現実的危険性」の解釈の誤り	143
3 事実誤認—「人を死亡させる現実的危険性があった」との誤った認定	145
控訴趣意第 16 都庁事件：殺意	153
1 原判決の認定	153
2 原判決は想像に想像を重ねた認定であり、証拠に基づく認定ではない	154
3 原判決が無視・曲解した事実	160
4 結論	164
控訴趣意第 17 都庁事件：共謀	165
1 「殺人」目的の共有はない	165
2 原判決は証拠に基づかずに「殺人目的の共有」を認定した	165
3 行為の内容及び危険性についても認識を共有していない	166
4 高橋さんと井上・中川らとの間の「意思連絡」は爆発物を製造すること、爆発物を爆発させて人を傷害させることのみである	166
あとがき	168

凡　例

記録の引用は次の例による。

- 1 原審訴訟記録の該当ページを表記する場合は単にページ数だけを表記する。例：「記録 123」。
- 2 証人尋問調書、被告人質問調書を引用するときは、供述者と公判期日と訴訟記録の該当ページ数で表記する。例：「井上 4・345」。
- 3 期日外尋問あるいは所在尋問のときは「平田悟期日外・2253」あるいは「豊田所在・1234」のように表記する。

※ 本控訴趣意書作成にあたっては原審弁護人の井桁大介弁護士も参加した。

控訴趣意第1 麻原彰晃証人の不採用

原審は弁護人による麻原彰晃こと松本智津夫証人の尋問請求を却下した。これは関連性が明白に存在する、被告側の重要な反証を却下するものであって、関連性に関する証拠法則（刑事訴訟法298条1項、317条）に違反し、かつ刑事被告人の証人審問権（日本国憲法37条2項）並びに公平な裁判所による公正な審理を受ける権利（市民的及び政治的権利に関する国際規約14条1項）を侵害する違法な訴訟手続である。この違法が判決に影響を及ぼすことは明らかである。

1 手続の概要

原審の公判前整理手続において、弁護人は、オウム真理教教祖麻原彰晃を「事件全般、教義、組織等」を立証趣旨として証人申請した（記録1164）。検察官は「必要性なし」と言ってこの証人採用に異論を唱えた。弁護側の主張との関連が判然とせず、また、過去に行われた裁判の経過から見て、彼を証人として採用してみても、宣誓拒否や不規則発言をする可能性が高く、意味のある証言をする見込みは極めて希薄だと検察官は言った（記録942~943）。

原審は理由を何も示すことなく、証人申請を却下した（記録898）。弁護人は異議を申し立てた。この異議申し立てに際して「なぜ却下したのかを、ただ必要性がないだけではなく、説明してほしい」と述べた（記録265、910、968~971）。中里裁判長は「明日、決定書で判断を示す」と約束した（記録265）。しかし、この約束は守られなかった。裁判所は何も理由を示さずに異議を棄却した（記録898）。

公判が開始され、地下鉄サリン事件に関する主要な証人尋問が終了した第25回公判期日において、弁護人はそれまでの公判の経過を踏まえて再度麻原彰晃の証人尋問を申請した。立証趣旨は「本件各訴因についての麻原彰晃の指示命令の内容及び教団幹部らとの共謀の経緯」というものである。検察官は再び「必要性なし」との意見を述べた（記録902）。弁護人は公判廷で麻原尋問が必要な理由について補足説明した。

これまでの公判審理により、同証人の尋問の必要性が非常に高まったことは明白である。例えば、地下鉄サリン事件について、井上嘉浩証人は、麻原の乗っているリムジン内での謀議に関して、自分がリムジンに

乗ったのは、麻原から松本剛らの指紋除去の許可を得るためであり、地下鉄サリン事件のための謀議のためではないという趣旨の証言をしたが、林郁夫証人らの証言によれば、平成7年3月18日未明のそのリムジン内の謀議の前日の17日のうちに、すでに松本剛らの指紋除去手術の準備がなされていたということが、ほぼ明らかとなっている。つまり、井上証人はこの法廷で嘘について、自分は地下鉄サリン事件について積極的な主張はしていない、むしろそれを止めたのだという趣旨の証言をしたわけである。更に、地下鉄サリン事件の指示命令の内容に関しては、亡村井秀夫氏と麻原とがいる場所での会話、麻原の部屋での会話について証言できたのは、井上だけである。この事件の首謀者とされている麻原の指示内容、そして亡くなった村井との共謀の経緯について、井上の証言だけでは真相を明らかにしたと言えないことは明白であり、それだけで審理を終えてしまうというのは、この裁判の進め方として間違っていると弁護人は考える。そこで、改めて、麻原の証人尋問請求をする。裁判官におかれても、是非とも市民の代表である裁判員の皆さんと協議をして、彼らの意見も参考にしながら、この麻原彰晃の尋問の必要性について、再度検討していただき、是非、尋問を実施していただきたい。

記録938.

裁判所は、再度の尋問請求も理由を示さずに却下し、弁護人の異議も棄却した（記録902、941）。

2 関連性のある証拠を却下することは許されない

「刑事被告人は、すべての証人に対して審問する機会を充分に与えられ」る（憲法37条2項）。「すべての者は、その刑事上の罪の決定について、十分平等に、少なくとも次の保障を受ける権利を有する。（e）自己に不利な証人と同じ条件で自己のための証人の出席及びこれに対する尋問を求める」こと（自由権規約14条3項）。

憲法と国際人権法は被告人に当事者としての権利を保障しているのであり、自己の防御にとってどのような証拠が「必要」であるかの判断は当事者たる被告人に任せられている。裁判所が必要性の判断をするというのは、当事者主義訴訟の否定である。刑訴規則がいう「必要な証拠」というのは裁判所が必要と考える証拠という意味ではない。刑事訴訟規則は最高裁判所が憲法と法の趣旨

を実現するために定めるものであって、憲法や法律が当事者に与えた権利を制約することは許されない。自然的関連性があり法律的関連性がある証拠を、必要性がないという裁判所の恣意的な理由で却下することは憲法に違反し許されない。憲法と国際人権法は、争点が混乱するとか重複立証といった法律的関連性を欠く場合を除いて、弁護人の請求証拠を却下することは許されないということを求めているのである。

そもそも、検察官の立証により弁護人の立証が不要になるのであれば、弁護人は証人請求を求めない。国選費用も十分に支払われていない現状で、全く弁護活動に役立たない人証の取り調べを求めて、時間と労力を浪費する不合理なことをするはずがない。

裁判所に詳細な必要性の存在を説明しなければ人証申請が採用されないとすれば、弁護人は公判廷で予定する立証手の内をすべてさらすことを余儀なくされる。弁護人は検察官立証と重複しないと確信しているからこそ人証調べを請求しているのである。証拠も見ておらず、弁護人の真の意向を全く把握していない裁判所は、真の意味で必要性の有無を判断できる立場にはない。自然的関連性と法律的関連性がある以上、弁護人の人証請求は認めなければならない。

3 麻原証人は関連性のある証拠である

麻原彰晃証人が本件において自然的関連性のある証人であることは明らかである。麻原はオウム真理教の教祖=「尊師」であり、本件当時教団幹部や出家信者を含むすべての信徒に対して絶対的な権力を振るっていた。本件に登場するすべての信者の信念の体系を変容させ、彼らの全生活、全行動を規制する根本規範である「教義」を作りだしたのは麻原である。本件各犯行を可能にした薬毒物（化学兵器）の製造を含む「教団の武装化」を教団幹部に指示したのは麻原である。彼がいなければ本件は存在しなかった。そして、本件各訴因のうち「都庁事件」を除くすべての訴因——「VX事件」、「假谷事件」、「地下鉄サリン事件」——において共犯者の筆頭に挙げられ、一連の犯行を教団幹部に指示命令した人物であると検察側は主張している。いわば検察が描く事件の構図の中心に位置する人物であり、その計画立案から実行に至る全過程に関与するほとんど唯一の人間である。「尊師の指示命令」がすべての事件の共謀の出発点なのである。検察官は、この本件の中心人物による指示命令や彼と教団幹部との共謀の事実をその対立当事者である教団幹部の証言のみによって立証

しようとする。しかし、共謀の一方当事者の証言の信ぴょう性はその相手方の証言によって大きく影響を受けるを得ない。要するに、麻原がどんな証言をするかによって検察側の立証の成否は大きく揺らぐのである。

本件は、オウム真理教という特異な教団が、麻原の意向を実現するためだけに、宗教的教義の実践として、常識的には理不尽とも思える犯行を次々に重ねたとされるものである。全ての公訴事実は、麻原が教義の実践として、または教団の維持のために思い付き、計画し、指示したとされている。個々の説法の時期や趣旨、教団内の生活の実像、省庁制の意義、高橋氏の教団内の立ち位置、井上をCHSの大臣とし高橋氏をその下に付けた理由、麻原が各公訴事実を計画した理由、そもそも地下鉄にサリンを撒くこととした理由、実行犯や運転手役などを選んだ理由など、本件各公訴事実の実態解明に不可欠な事実の多くを麻原証人は直接体験しているのである。

例えば、検察官は、一信徒に過ぎない中村昇によって「教団の組織・教義等」を立証しようとした（記録874）。しかし、教団を立ち上げ、教義を作り上げ、自らその内容を何千回も繰り返し説いていた本人以上に「教団の組織・教義等」を正確に語れる人物がいるだろうか。

VX事件

原判決は、VX事件における高橋氏の殺意を認定するために、麻原が説法のなかで用いた「ポア」という言葉をキー・ワードとして利用した。まず、麻原が説法のなかで「殺人でさえも、悪業を積んでいる者を来世において高い世界に転生させるための手段であるとして、『ポア』と称してこれを正当化する教義を唱えており」、被告人もこの説法を聞いていたと指摘する（原判決10）。その上で、井上証言等に依拠して、平成6年1月26日に麻原が井上らに「VXをかけてポアしろという趣旨の水野殺害の指示」をしたと認定し（同10）、さらに進んで、この指示を受けた井上が高橋さんに「麻原の指示で水野という老人にVXをかけてポアすることになったので、手伝うように」と伝えたという井上証言は信用できるという（同15~16）。こう認定したうえで、原判決はこう結論する。

「ポア」という言葉は、グル（指導者）である麻原が必要と認めた場合に、悪業を積んでいる者を来世において高い世界に転生させる手段として、客観的には殺人に当たる行為をすることを意味するものとしても

用いられていたところ、このことは被告人も認識していたと認められる。そのような被告人が、井上から、麻原の指示で水野という老人に VX をかけてポアすることになったというように、標的とする人物の名前等を出して、その人物に VX をかけるという趣旨を伝えられたのであれば、水野を殺害することを意味すると理解するのが自然である。同 16。

「ポア」が殺人行為を意味する言葉として教義や説法で語られていたという原判決の認定はそもそも証拠に基づかないものである。証拠として採用された麻原の説法は次のようなものである。

すべてを知っていて、生かしておくと悪業を積み、地獄へ落ちてしまうと。ここで例えば、生命を絶たせた方がいいんだと考え、ポワさせたと。この人はいったい何のカルマを積んだことになりますか。殺生ですかと、それとも高い世界へ生まれ変わらせるための善行を積んだことになりますかと。ということになるわけだよね。でもだよ、客観的に見るならば、これは殺生です。客観というのは人間的な客観的な見方をするならば。しかし、ヴァジラヤーナの考え方が背景にあるならば、これは立派なポワです。記録 80。

この説法においてポアが殺人を意味するものとして語られているわけではないことは明白である。「すべてを知って」いる聖人が、悪業を積み地獄へ落ちようとする衆生を救済してより高い世界に転生させるという宗教的な技法を意味する言葉として「ポワ」が語られているのである¹。このことは一般信徒に配布された「信徒用決意」という文書に繰り返し登場する。

私の行動はグルの手足として、グルの救済活動そのものであり
私の言葉は、救済者として神々の言葉そのものであり
私の心は、救済者であるグルの心と同一である。
いかなることがあろうとも、いかなる生においてもグルと一緒に転生
し

全ての魂を高い世界へポワし、救済するぞ。記録 90。

「ポワ」が衆生への布教活動であり、その魂の救済活動として語られている

¹ オウムの教義に重大な影響を与えた中沢新一『虹の階梯』でもこう説明されている。「ポワは、たとえいつ死が訪れても動すことなく、確実に心（意識）を身体からぬきだして、より高い状態へと移し変えるための身体技法であり、チベット密教行者ばかりでなく、一般の人々にも広く学ばれてきたものである。」記録 78 頁。

ことは明らかである。麻原の説法や教義において「ポア」が「殺人に当たる行為をすることを意味するものとして用いられていた」という原判決の認定（判決書 16）は、証拠に反する独断であると言わなければならない。したがって、この説法を聞いていたに過ぎない高橋氏が、仮に井上がいう通り「VX をかけてポアしろ」という指示を知ったとして、それが即ち殺人の指示と理解できたということにはならないのである。いずれにしても、教義を作り説法を行った本人である麻原彰晃に説明を求めてはいけない理由はどこにもない。説法を行った麻原自身の証言を聞かずに、一方的に「ポアは殺人」と認定するのは著しくアンフェアな事実認定である。

原判決は麻原が井上らに対して「水野という人物に VX をかけてポアしろ」と指示したといい、これは「水野殺害の指示」であったと認定した（判決書 10）。これについても、麻原自身にそうした指示を与えたことがあるのかどうか尋ねる機会を被告側に全く与えずに、井上らの証言のみからそれを認定するのは極めてアンフェアな手続だと言わなければならない。

そして、井上から麻原の指示を聞いた高橋さんが「ポア」が「殺人」だと理解できたはずだ、その意味を理解したのは逮捕後だという高橋氏の供述は信用できないという原判決の認定（同 16）についても、麻原に問いただす必要がある。本件に登場した証人たちは「一部の幹部たちの間でポアは殺人の隠語として使われていた」という証言をしている（上祐 2・59 以下、新實 6・388、中川 7・361 以下、377、381 以下）。麻原にこの証言の真偽、そして、それが本当にとして、高橋氏はその隠語を理解するグループにいたのかどうかを問う必要がある。高橋氏にはその尋問を求める権利がある。

原判決は、麻原自身が高橋氏を水野事件の実行メンバーに選んだと認定し、この事実を有力な根拠として高橋氏の殺意を認定した——「麻原がメンバーとして選んだ被告人らに麻原の指示〔水野という老人に VX をかけてポアしろ〕を伝えるというのは、流れとしてごく自然である」（判決 15）、「麻原は水野事件に関与させるメンバーの一人として被告人を選んでいるのであり、井上がそのような被告人に、麻原からの指示の内容をあえて隠す理由も見当たらぬ」（同 16）、「麻原から水野事件のメンバーとして選ばれ、実行役や運転役をした山形と被告人に、水野の容体の確認結果を伝えたというのは、極めて自然な成り行きである」（同 17）。しかし、麻原が高橋さんを実行メンバーに選んだというのは井上嘉浩だけである。麻原が法廷に来て「私はスマンガラを水

野さんに VX をかけるメンバーに指名したことなどないし、そのようなことをアーナンダに伝えたこともない」と証言したら、井上の証言はすべて覆る。

「水野老人に VX をかけてポアしろ」という指示を高橋さんに伝えたとか 2 回目に水野に VX をかけた後の「水野の容体の確認結果」を伝えたという原判決の認定自体が不可能になるだろう。高橋氏には、すくなくとも、この問い合わせ裁判員がいる法廷で麻原にぶつける憲法上の権利があるのである。

VX 事件について、検察官は、麻原が「初めて人を殺害するメンバーとなつた山形と被告人のステージ（教団内での階級）を上げた」と主張した（記録 99）。検察官は、さらに、このステージを上げる会議の際に麻原が山形に対し、「VX が一番強力な化学兵器である旨説明し、被告人もその説明を山形の隣で聞いていた」と主張し（同前）、この事実も高橋氏の殺意の根拠の一つとして挙げた（記録 233）。そして、検察官はこのステージ昇格と VX に関する発言の存在について、その主体である麻原によってではなく、中川と山形の証言により立証しようとした（中川 5・300、山形 8・581）。しかし、麻原がどんなつもりで二人のステージを上げたのかは彼の内心の問題であり、彼らにはこれを語る資格はない。実際のところ中川も山形も麻原が何を意図して高橋氏の昇格を決めたのかを直接証言していない。山形は「報奨として」昇進したと認識したと述べている（同 582）が、これは彼の個人的な感想に過ぎない。言うまでもなく、麻原が VX に関する発言をしたかどうかに関する最善の証拠は麻原自身である。麻原自身に、彼がどのような理由で高橋氏のステージを上げたのか、VX の威力に関する説明を高橋氏がいる場所でしたことがあるのかどうかを問うべきである。麻原彰晃自身から直接話を聞く機会を被告側に与えないのはアンフェアである。

假谷事件

假谷事件でも、検察官は麻原が井上らに「假谷を拉致して強制的に上九一色村の教団施設に連行し、仁科の行方を聞き出すように」と指示したと主張し、これを高橋氏と麻原らとの共謀の発端として位置付けている（記録 144）。判決は、井上や中村の証言のみに基づいて共謀を認定したうえで、「麻原の指示で教団出家者が行った強い精神的一体性を有する組織的犯行であり、麻原の指示による假谷事件の目的、すなわち犯行に関与した被告人を含むメンバーの目的とみるべきである」と決めて、高橋氏を麻原と共に謀の上で「自己の

「犯罪」を実行した共同正犯者であると断定した（記録 739-41～42）。しかし、麻原自身にただの一度も尋ねようともしないで「麻原の***目的」なるものを認定するのは恣意的で偏った態度である。麻原本人の認識や態度を確認しないままに、その目的がすなわち「被告人を含むメンバーの目的」だなどとどうして言えるんだろうか。井上らが「麻原の指示」をでっち上げることは幾らでも可能であり、そうだとしたらこの事件を「強い精神的一体性を有する組織的犯行」であるとはいえない。そして、高橋氏と麻原との共謀も成立しないということになるのである。こうした反証の機会を被告人に全く与えないままに、「共同正犯」を認定した原審の態度は不公正と言わざるを得ない。

原審において弁護側は、「15分間假谷氏のもとを離れた間に亡くなっていた」という中川証言は信用できず、井上が証言する中川による薬殺あるいは不作為による殺人の可能性は否定できないと主張した。これに対して原判決は、麻原が村井を通じて中川に「井田に首を絞めさせてポアしろ」と指示したという中川証言（記録 936～937）を取り上げて、こう反論した。

教団出家信者は、麻原や上司の指示（上司の指示は麻原の指示でもあると受け止められていた。）に従うことを第一とし、その反面、特に非合法活動においては、麻原や上司の指示がないことを自らの判断で実行することはしないという傾向があったことが認められるところ、中川が、井田に被害者を殺害させるという村井の指示（ひいては麻原の指示）に反する行動、すなわち、中川自身が被害者に麻酔薬以外の薬物を投与して殺害することを意図して実行するとは考え難い。記録 739-35.

しかし、「村井の指示ひいては麻原の指示」を語るのは中川一人なのである。村井はすでに亡くなってしまっており、証言台に立てない。そうすると、この指示の生き証人は麻原彰晃以外にはいないのである。仮に麻原が法廷に出てきて「私はそんな指示はしていない。村井が勝手にすることもあり得ない」と証言したらどうだろうか。それでも原審の裁判官と裁判員はこの「麻原の指示」を認定し、それに反する中川自身による假谷殺害はありえないと判断しただろうか。原判決自身、「被害者の死亡前後の状況に関する中川の証言には、不自然な点があることは否定できない」と言っているのである（記録 739-34）。麻原の否定証言によって中川証言の信ぴょう性は根底から覆る可能性があるのでないだろうか。さらに言えば、麻原は「井田ではなく、中川自身にポアしろと指示したのだ」と証言するかもしれない。中川はその指示にしたがって假谷さ

んを殺害した。そして、その責任を隠ぺいするために、麻原による指示のもとで井田に首絞め行為をさせたというストーリーを作り上げたのかもしれない。もちろん、麻原は中川証言に沿う証言をするかもしれない。あるいは、全然証言しないかもしれない。具体的な証言内容の予測はできない。重要なのは、假谷氏の死亡の真相、逮捕監禁行為とその死の因果関係という本件の重大な争点に対する結論を左右するこの重大なエピソードに直接かかわった当事者の証言を全く聞こうとせず、利害関係のある怪しい証人1人の証言のみに基づいて被告人に不利な事実認定をするようなことが許されるのかということである。

地下鉄サリン事件

地下鉄サリン事件は平成7年3月18日未明に東京杉並から上九一色村に向かうリムジンの中で麻原が「井上、村井秀夫、青山吉伸及び石川公一に意見を求めるなどし、サリンを東京の地下鉄電車内に散布し、多数の乗客を殺害する無差別テロを行い、首都を大混乱に陥れて、強制捜査の実施を阻止しようと考えた」ことが発端だったというのが検察官の主張である（記録33）。そして、その「考え」に基づいて、村井の「総指揮」のもとサリンを地下鉄に撒く「実行役」として小池（旧姓林、以下「林」）泰男ら5名を「指名」し、さらに遠藤誠一に「サリンの生成を指示した」と（同前）。すなわち、地下鉄サリン事件を発案し、実行部隊を組織し、計画の細部まで指示したのは麻原彰晃だとうのである。しかし、検察官は麻原を証人申請しなかった。弁護人は麻原の証人申請をした。検察の主張に対する最も有力な反証は当の麻原からその主張に反する証言を引き出すことである。この証人が関連性のある証拠であることは一点の疑問もない。ところが原審は何も理由を述べずに証人申請を却下した。

麻原の「考え」と「指名」と「指示」を証言したのは井上嘉浩だけである。井上は、自分はサリン散布計画に反対した、この事件の指揮者は村井であり、自分は連絡役に過ぎないと自己保身的な証言に終始した。さすがの原審も井上の証言は「不自然であって、信用できない」として採用しなかった（判決書・記録48）。ところが原判決は、「以下の事実を認定する限度においては、地下鉄サリン事件における自己の立場とそれに伴う言動に関する井上の証言を除き、関係者の証言が概ね符合するなどしており、被告人もこれに沿う供述をするか、少なくとも、これを明確に否定する趣旨の供述をしていない」などといふ漠然とした前置き的な言い訳をしたうえで（同43）、ほぼ検察の主張通りの麻

原の「考え」と「指名」と「指示」を認定したのである（同 44）。これほど不公正で欺瞞的な事実認定があるだろうか。ベスト・エビデンス——「考え」「指名」し、「指示」した本人の証言——による反証を封殺したうえで、「関係者の証言が概ね符合する」などというでたらめな理由を述べ、被告人が「これを明確に否定する趣旨の供述をしていない」などという筋違いな言い訳を述べて、検察の主張を丸のみする事実認定をする。これほど滅茶苦茶な事実認定が許されるなら、この国の刑事裁判に「証拠裁判主義」などないのと同じである。出来事を直接体験した人物の証言を却下して、それに反する供述をする証人はいないと言いさえすれば、どんな事実を認定することもできるのである。

原判決は、地下鉄サリン事件における高橋氏の殺意を認定する根拠として、彼が「アタッショケース事件」に参加したことを極めて重視している。すなわち、サリン事件の 5 日前に「麻原の指示の下」で行われたこの事件は「霞が関駅構内にいる不特定多数の乗客等を標的として、少なくとも人体に有害な物質を噴霧しようとしたもの」であり（同 47）、井上の指示で渋谷ホームズに行ったときの高橋さんは「アタッショケース事件が失敗したため、今度はより大きな規模の事件を起こそうとしているのではないかとの認識を有していたと認められる」と言うのである（同 49）。しかし、アタッショケース事件が原判決が言うような無差別テロだったという直接的な証拠はない。この点についても井上の証言しかないのであるが、その井上は「平成 7 年 3 月 8 日に、上九で麻原から、遠藤さんが作ったボツリヌストキシンがあると、本当に効くかどうかの効果を試すと。その噴霧装置をマスコミに仕掛けられないか調査しろと指示されました」というものである（井上 2・記録 1725）。ここでも原判決は、ベスト・エビデンスである麻原の証言を封殺して、証拠に基づかずに検察側の主張に沿う事実認定を行っているのである。しかも、それをサリン事件における殺意を認定する最重要の状況証拠としたのである。麻原が法廷に出廷して「ボツリヌストキシンなどという毒物の生成を指示したことはない」とか、井上が証言したとおり「まだ完成はしていない。どういうことが可能か実験を命じただけである」とかと証言したとすれば、原判決の認定は根底から覆るであろう。

都庁事件

都庁事件では、麻原は共犯者とされていないが、いわゆる「有能神メッセー

ジ」によって井上や中川らは犯行を計画したとされているのであって、そもそも「有能神メッセージ」なるものが存在したのかどうか、それがあつたとして麻原が誰に対していかなる指示を出したのかは、共謀及び殺意の判断にとって重要な要素である。

これまでの例はほんの一部に過ぎない。各訴因について検察官の請求する証人が、様々な場面における麻原彰晃の発言とその意味を語った。そのエピソード自体が各証人の作り話の可能性もあるし、正確性を欠くものや記憶違いの可能性もある。特に井上嘉浩の語る麻原の言動については、自らの責任を軽くするために麻原や亡き村井に責任を押し付けていると思われる場面が少なくなっている。麻原が法廷で各証人の証言を否定すれば、各証人の証言の信用性が大きく揺らぐことになる。ひいては高橋氏の殺意や共謀の成否に決定的な影響を与えることになるのである。麻原証言に自然的関連性——その証拠がない場合と比較して訴訟の帰趨に影響を与える事実の存在の蓋然性が高まりあるいは低まる傾向——があることは疑問の余地がない。

麻原証言に法律的関連性が認められることも明らかである。麻原彰晃は教団の教祖という唯一無二の存在であり、本件で問題となる様々なテーマに関する直接的な当事者であり、ベスト・エビデンスである。重複立証とか時間の無駄ということはありえない。彼の登場によって訴訟上の争点が混乱するとか拡散するということもない。むしろ、彼こそ検察が主張する殺意と共謀の出発点であり、争点に肉薄する証拠である。麻原証言によって事件や被告人に対する予断や先入観を生み出すとか、事実認定者を誤導するということもない。

4 証言拒否の可能性は証人不採用の理由にならない

公判前整理手続において検察官は、従前の裁判において、麻原が宣誓や証言を拒否した例を挙げて「立証事項に関わる証言をする見込みは極めて希薄であると言わざるを得ない」などと言ってその採用に反対した（記録 942~943）。

しかし、過去の法廷における麻原の証人としての発言や態度を、本件において考慮することは許されない。そもそも、麻原が、一連のオウム裁判の最後の裁判となる本件公判で、何も語るはずがないと断言することは、誰にもできない。もし過去の例をもって、本件公判での麻原証人尋問の有効性を議論するならば、麻原が自らの裁判で何度もなく被告人質問を受け、意味の通じる普通の

受け答えをしてきた実績や、他の者の裁判で証人として重要な証言をしてきた実績を無視するべきではない。

原審の公判前整理手続進行中に弁護人は東京拘置所に対して麻原彰晃の健康状態を照会した。その回答は「本人の健康状態に異常は認められず、定期的に服用している薬もない」というものであった（記録 2197）。麻原の身柄は東京拘置所にあるのであるから、彼を証人として出頭させることに物理的には何らの障害もない。

そして、仮に、公判廷に出廷した麻原が宣誓や証言を拒否して期日が空転する可能性があったとしても、その可能性を理由に証人採用をしないことは許されない。刑事被告人の証人審問権（憲法 37 条 2 項）はそれほど軽い権利ではない。裁判所は何人でも証人としてこれを尋問することができる（刑訴法 143 条）。証人は正当な理由がなければ出頭を拒むことも宣誓を拒むこともできない（同 150 条、同 151 条、同 154 条）。召喚に応じない証人を強制的に裁判所に勾引することもできる（同 152 条）。そして証人として尋問される者は、正当な理由がない限り証言を拒むことはできない（同 146 条以下）。正当な理由がないのに出頭を拒否したり、宣誓や証言を拒むことは犯罪である（同 150 条、161 条）。これらの手続は憲法が被告人に保障する証人審問権（憲法 37 条 2 項）の実効性を確保するためのものであり、司法制度の根幹をなすものである。証人が出頭や証言を拒絶する事態を想定した上で、これらの手続は法定されている。つまり、証人が出頭や証言を拒絶するかもしれないということは、証人尋問の実施を否定する理由とはなりえないのである。

今回の公判廷は麻原にとっても恐らく最後の証言の機会となる。この機会に、市民の代表である裁判員に事件の全容をすべて話す可能性は十分にある。さらに言えば、証言台の前に立ちさえすれば尋問自体はすることができる。当事者や裁判官・裁判員は彼に質問することができる。たとえ彼がそれにまともに答えないとしても、その証言態度自体は事実認定者にとってなにがしかの意味を持つだろう。市民の代表者である裁判員のそのような機会を単なる憶測で奪うことは許されない。

5 結論

原審は、まったく何らの理由を示すこともなく、関連性があることが明白な重大証拠を却下して、当事者と裁判員がその証拠を見聞することを拒否した。法が

予定している召喚手続を一切せず、出頭・宣誓・証言確保のために法定されている手続を履践しようとするしなかった。その証人が法廷でどのような態度を示すのかを見ることすらせずに、一方的に証人申請を却下した。このように麻原本人の発言を聞く機会を奪いながら、彼の話を聞いたというだけの検察側証人を多数採用して、被告人に不利な事実を認定したのである。さらに、まったく証拠によらずに麻原の「考え方」「指名」そして「指示」を認定するという暴挙を行った。これほど恣意的で甚だしい証人審問権の侵害はない。これは真実を発見して正義を実現するという司法のもっとも基本的な責務の放棄と言わざるを得ない。

控訴趣意第2 証人土谷正実の不採用

原審は弁護人による土谷正実証人の尋問請求を却下した。これは関連性が明白に存在する、被告側の重要な反証を却下するものであって、関連性に関する証拠法則（刑事訴訟法298条1項、317条）に違反し、かつ刑事被告人の証人審問権（日本国憲法37条2項）並びに公平な裁判所による公正な審理を受ける権利（市民的及び政治的権利に関する国際規約14条1項）を侵害する違法な訴訟手続である。この違法が判決に影響を及ぼすことは明らかである。

1 手続の概要

弁護人は、オウム真理教厚生省化学班のトップであり、本件の各犯罪で使用されたVX、チオペンタール、サリン、RDXなどの薬物の製造、調達にすべて関わっていた土谷正実を「サリン及びVX等の製造の経緯等」を立証趣旨として証人申請した。この証人申請に対して検察官は「必要性なし」と言って異論を唱えた。精神的に不安定な面があるとか、過去の証人尋問で不規則発言があったとか、被告人がサリン等の製造にかかわっていないことはほかの証人で立証できるというのがその理由であった（記録944）。

土谷証人についても原審は何ら理由を示すことなく、却下した（記録898）。弁護人は却下決定に対して異議を申し立て、「なぜ却下したのか＊＊＊説明してほしい」と述べた（記録910）。しかし、裁判所は理由を示さずにただ棄却した（記録898）。

2 土谷証人は関連性のある証拠である

土谷は、サリンやVX、チオペンタール、RDXを製造した張本人とされる人物であり、製造の目的、製造の際の指示の内容、製造過程、製造方法、製造した薬毒物の精度や毒性等について、誰よりも詳細かつ明確に具体的な根拠をもって証言できる人物である。

これらの薬毒物が人を殺傷する毒性や威力を持っているかどうかが本件では争われている。これらの製造やその原料の調達、そして、製造方法の開発に直接かかわったと目される土谷正実氏がこの点についての最善の証拠であることは明らかである。また、高橋氏は、各事件において使用された薬毒物の実態について何も知らされておらず、実際知らなかつたと主張し、殺意や致死責任が

争われているのである。これらの薬毒物の製造がいつから誰の指揮の下でどの範囲の人物によって行われ、その秘密性はどこまで厳格に保たれていたのかは、高橋氏の認識の認定に重大な影響を与えるを得ないのである。

検察官は、被告人がサリンや VX の製造に関わっていないことは争いがなく、被告人質問や中川などほかの信者の証言を得られるので、土谷の証言は必要ないと主張する（記録 944）。しかし、問題は高橋氏が製造にかかわっていたかどうかだけではない。高橋氏が、教団が VX やサリンなどの化学兵器や RDX などの軍事火薬を製造していた（製造できる）ことを知っていたかどうかが問題なのである。そもそも「争いがない」ということは証明しなくてよいということにならない。被告人である高橋氏やその証言の信用性が争われている中川が「製造にはかかわっていなかった」「教団が製造していることは知らなかつた」と証言してもその証明力には限界がある。製造の責任者であり各訴因の実行行為に携わっていない土谷が法廷で裁判員の前で直接語ることの意味は極めて大きく、その結果原判決の認定は異なっていた可能性があるのである。

VX 事件

原判決は、VX 事件（濱口事件と永岡事件）で使用された教団の VX が人の皮膚に付着しただけで人を殺害する威力（殺傷力）があることを前提としている。そのことを根拠にして、高橋氏の殺意や共謀を認定している。例えば、水野氏を殺害するに至らなかつたのと同じ方法（背後から VX を振りかける）を濱口氏や永岡氏に対しても選択したということは、殺害を目的とした犯行ではなかつたことを示すのではないかという弁護人の主張について、原判決は「最終的には、水野事件と同様の方法をとることになったとはいえ、殺傷力のある VX をかけることに変わりはないから、ホテルでの話合いは、濱口の殺害を目的としたものであることは明らかである」（原判決 24）と言って退けた。しかし、最初に水野氏に VX をかけたときに何事も起こらなかつた；2 度目にかけたときは入院治療に至ったものの症状はすぐに回復した；濱口氏に対しては誤って注射針を刺してしまい、彼は救急搬送された後死亡した；永岡氏に対して VX を振りかけたが、死に至らなかつたという経過から考えて、教団が製造したという VX は殺傷力が弱く、皮膚に付着しただけでは致死に至らない程度の

毒性しかなかったのではないかという疑問が残るのである²。そして、山形や新實らがあえて「皮膚に振りかける」という方法を選択したということ³は、彼らに殺意がなかったことを示すのではないかという合理的な疑問が残るのである。

この問題を解消するためには教団が制作した VX は肌に触れただけで人を死亡させるほどの威力を持っていたのかどうかを確定しなければならない。この点を証言できる唯一の人物が土谷正実である。彼であれば、教団の VX なるものをどのようにして製造したのか、その純度はどの程度のものであるかを語ることができる。そして、土谷が「われわれの生成した VX は欠陥品であり、皮膚に触れた程度で人を殺すほどの殺傷力はなかった」と証言したとすれば、原判決の有罪認定は根底から覆ことになるのである。「教団の VX に人を殺傷力があるとは思わなかった」という高橋さんの供述は客観的にも裏付けされることになる。

地下鉄サリン事件

原判決は、教団がサリンを製造していることをサリン事件よりも前に知っていたと認定した。教団施設付近からサリン残留物が発見されたという新聞報道を読んだことに加えて、VX 事件に関与して殺傷力のある VX を製造していることを知ったことをその根拠として挙げる（原判決 51）。井上の指示で渋谷ホームズに行った時点で、「実行役 5 名が、少なくとも、サリンの可能性を含む、人を死亡させる危険性が高い揮発性の毒物を地下鉄電車内に撒くことを認識した」と（同 54）。高橋さんが教団によるサリン製造の事実を知らなかつたとすれば、この認定はありえないだろう。そして、彼がそれを知っていたかどうかを最も端的に語り得るのは土谷正実である。

前述のように、土谷は教団が殺傷力ある VX を製造することができていたのかどうかを語ることができる証人である。そしてさらに、土谷はサリン製造の責任者と言われていたのである。教団がサリンを製造できていたのかどうか、それはどの程度の威力のものであったのか、そして製造にかかわったのは誰で

² 高橋さんは、教団が製造した VX には人を殺す威力などないと考えていたと証言した（高橋 33・3189 以下）。

³ 永岡事件ではあえて針のない注射器が使用されている。

あり、高橋氏が製造の事実を知る機会はありえたのかどうか、土谷はこれらのこと自らの体験事実として語ることができるのである。こうした重要な事実を土谷に聞いたことをせずに、教団施設周辺からサリン残留物が検出されたという新聞報道⁴を根拠に「教団がサリンを生成していることは事件前には知らなかつた」という高橋氏の供述を簡単に排斥した原審の態度ははなはだ恣意的で不公正である。

土谷正実の証言が本件の争点について成否を決定する重要な証拠であることは疑問の余地がない。

3 土谷の“精神不安定”は証人請求却下の理由にならない

検察官は土谷が精神的に不安定であり、別件の法廷で不規則発言を繰り返したなどと言うが、それを裏付ける証拠は何もない。むしろ、逆である。原審の公判前整理手続中に弁護人は東京拘置所で土谷に面会して事情聴取した。その際には、弁護人の質問に対してもスムーズに受け答えをしており、非常に円滑なコミュニケーションが可能であった。弁護人の質問に対し、現在の体調は全く問題ないと答えており、心身両面での異常な点は皆目見当たらない状況であった。原審公判の約半年前に、土谷は菊地直子被告人の公判に証人として出頭し、証言している。その控訴審である東京高等裁判所平成27年11月27日判決は、原判決破棄の理由のなかで土谷の証言を引用している（同判決書19）。要するに、本件公判当時本件公判で東京地裁の法廷に出廷して証言することに何の問題もないるのである。

4 結論

教団が人を殺傷する能力のある化学兵器をひそかに製造しているということを高橋克也さんは知っていたのか。高橋さんはいずれも否定する。そして、教団の最高幹部であった上祐史浩をはじめとする原審証人はいずれも、こうした「武装化」は極秘事項とされ、厳密な情報統制がおこなわれており、その事実を知っているのは教団幹部のなかのごく一部だったと証言している（上祐2・

⁴ 後に指摘するように、この事実は「教団がサリン攻撃を受けている」という麻原の説法を裏付けるものと高橋さんは理解していた。多くの出家信者もそう信じていたのである。

51）。ほとんどの出家信者は、教団は毒ガス攻撃を受けているという教祖の説法を信じていた。自分たちは、化学兵器による攻撃の対象であり、被害者なのだと信じていたのである。原判決は、しかし、いともあつさりと高橋さんは、教団は被害者ではなく加害者になろうとしていることを知っていたのだと認定した。その認定の仕方が甚だ説得力のないものであることは、この控訴趣意書の別の項で詳論するとおりである。

土谷のホーリーネームである「クシティガルバ」を冠した教団施設が化学兵器の製造施設であったとされている。そこは土谷正実の実験施設だったのである。VXやサリンを教団は製造できたのか、その威力がどのようなものであつたのか、もっとも直接的にこれを語れる証人が土谷なのである。原審はこの最良証拠を却下した。裁判員の前で弁護人が土谷に尋問する機会を奪った。そのうえで、信ぴょう性欠ける証言と推測に基づいて肝心の事実を認定したのである。

控訴趣意第3 遮蔽措置

原審は、5人の死刑囚が証言する合計12回の公判期日において弁護人の強い反対を押し切って、傍聴席と証言台との間に高さ1.8メートル幅5.0メートルほどの遮蔽板を設置した。その結果、これらの12期日において傍聴人は証人、裁判官及び裁判員の姿を見ることができなかった。この措置は、裁判の公開を定めた日本国憲法82条1項に違反し、傍聴人が裁判を見聞きする権利を保障した憲法21条に違反し、かつ、刑事被告人の公開裁判を受ける権利を保障する憲法37条1項に違反する。

1 手続の概要

検察官は、死刑確定囚5名——井上嘉浩、中川智正、新實智光、林泰男、廣瀬健——について、刑訴法157条の3第2項に基づいて各証人と傍聴席との間に遮蔽措置を探ることを求めた。検察官は、死刑確定者の「心情の安定」を図り、彼らによる「逃走」や「殺傷事案」を防ぎ、また、第三者が彼らを「奪回」したり「襲撃」したりするのを防止するためには遮蔽措置が必要だと説明した（記録1221～1223）。

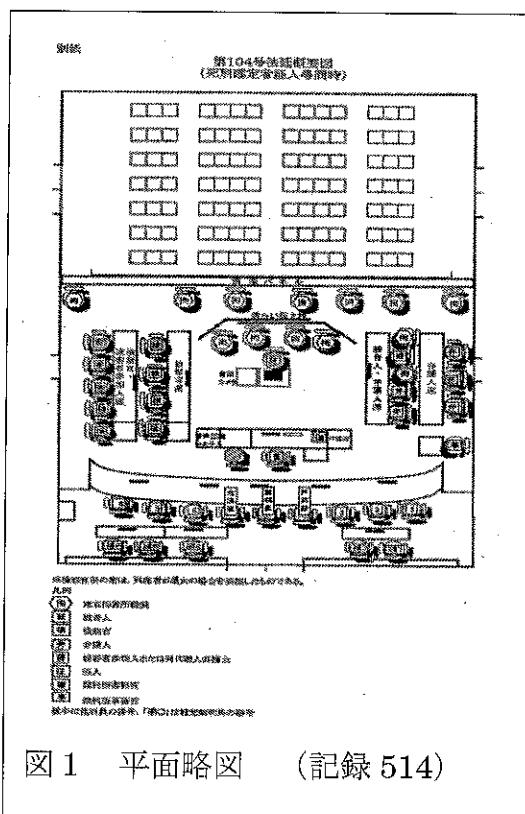


図1 平面略図 (記録514)

弁護人は、これらの証人の尋間に際して遮へいを講じることは遮へい措置の要件を定めた刑事訴訟法157条の3第2項に違反し、刑事被告人の公開裁判を受ける権利（憲法37条1項）を侵害するものであって、日本国民の知る権利に奉仕する裁判公開の要請（憲法21条1項、82条1項）に違反するとして、反対した（記録1226～1233）。また、5人のうち4名——井上嘉浩、中川智正、新實智光、林泰男——は、自ら裁判所に上申書を提出して、「特別な配慮は不要です。傍聴人との間に遮へい措置を施さなければ、正々堂々と自分の思うところを話せないなどということは微塵もありません

ん」と述べて、遮へい措置を探られることに否定的な意見を述べた（記録 1234～1237）。このうち、林泰男はさらに弁護人あてに私信を送り、その中で、本人が望んでもいないのに遮へいするというのは人権侵害であり、かえって落ち着いて証言に集中できないと言つて、遮へい措置はやめて欲しいと要求した（記録 1243～1246）。

しかし、原審は何らの理由も示さずに検察官の要求通りに遮へい措置の決定を行い、これに対する弁護人の異議も棄却した（記録 307）。第 4 回公判の井上嘉浩の証言を皮切りに、死刑確定囚の証言の際には、毎回、高さ 180 cm の 3 曲 1 双の屏風のようなパーティション 2 組（全幅は約 5 メートル）が法廷に持ち込まれ、証言台の背後を囲む形で配置された（図 1）。

実際に行われた「遮へい措置」は証人と傍聴人との間の視線をさえぎるだけではなかった。原審で行われた遮蔽措置によって、傍聴人は証人はもちろんのこと、3人の裁判官と、裁判員、補充裁判員の姿を見ることもできなくなったのである（図 2）。着席位置によっては裁判体も当事者も見ることができない。前列中央部に座った人は拘置所の職員のほかには眼前に屹立するパーティションしか見えない状態となつた。弁護人はこのことを指摘して改善を求めた。しかし、原審は何らの改善措置もとらなかつた。そこで弁護人は改めて、今回の遮蔽措置は法が許容す

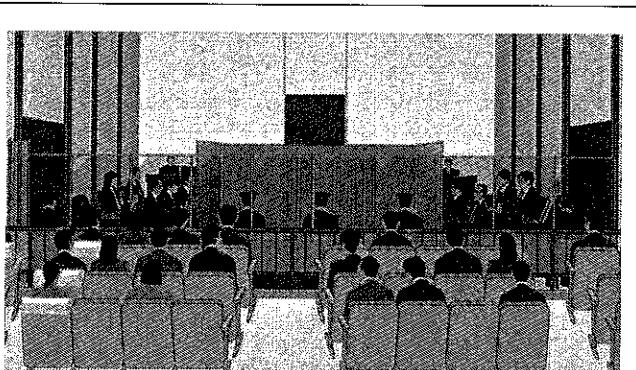


図 2 傍聴席から見た状況（記録 517）

る範囲をはるかに超えるものであつて、憲法及び法律に違反するとして、その取消しを求めたが、原審はこれを黙殺した（記録 418）⁵。

原審で最初に登場した死刑囚証人井上嘉浩に対する反対尋問の冒頭、弁護人

⁵ 第 5 回公判調書にはこのいきさつが弁護人の口で語られているが、取消し申立てを行った第 4 回公判調書にはそれが記録されていない。これは書記官の過誤である。公判調書の公定力によって実際に行われた取消し申立てがなかつたことになると言うのは明らかに不当である。裁判員裁判の公判進行中にこうしたやり取りが正確に記録されているのかについてまで当事者は神経を使わなければならないというならば、裁判所書記官制度など廃止して、すべての手続を録音反訳する制度を採用するべきである。

は背後に遮蔽板があることの影響がどのようなものであるかについて尋問をしようとした。

主任弁護人

あなたは今、傍聴人の誰からも見えない状態で証言しているということを理解してますね。

その状況は理解しております。

これは、あなたが望んだことですか。

いえ、違います。

こういう状況でないと、つまり傍聴人から見られない状況でないと、あなたは本当のことが言えないんですか。

それは違います。

傍聴人から見られていたら、あなたは自分の名誉が害されると思っていますか。

名誉を害されるという趣旨が、ちょっと、いまひとつ理解できないんですが。

傍聴人からあなたの姿が、証言するあなたが見られることによって、自分の名誉が害されると、あなたは思いますか。

検察官（有吉）

異議があります。弁護人は、この証人の証言の信用性を争うために、今の状況を確認するとおっしゃっていますが、今質問を重ねられているのは、見えていたらどういう証言になるかということを聞かれているので、全く証言の信用性の判断に対する影響がない質問をされているので、質問はもうやめていただきたいと思います。

主任弁護人

そんなことはないです。傍聴人と証人との間の遮蔽措置というのは、被告人の公開裁判を受ける権利に対する重大な制約です。その要件を法律は厳密に定めています。その要件があるのかないのかについては、常に確認されるべきであって、ないのであれば、直ちにそうした措置は取り消されなければなりません。そのことを私は確認しているんです。

裁判長

異議は認めます。そのやりとりはここまでにしてください。

主任弁護人

異議を認めたことに対して異議を申し立てます。裁判所のただいまの決定は、刑事被告人の公開裁判を受ける権利に対する重大な侵害です。そして、さらに、もう一つ付け加えるならば、今回なされている遮蔽措置は、法律が認めている傍聴人と証人との間の遮蔽だけではなくて、現実にあるこの遮蔽のおかげで、傍聴人のほとんどは、裁判官、それから、裁判員の姿も見ることができません。すなわち、審理を見ることもできないわけです。これは、法が認めている以上のことを行っていることになります。この2つの意味で、裁判所の今の決定は違法です。その理由で異議を申し立てます。

検察官（神田）

弁護人の異議には、全く理由がございません。

裁判長

異議は棄却いたします。井上 4・228～229.

林泰男証人は、遮へい板があるうえにその内側で4人の拘置所職員が証人を取り囲んでいることについて、「不本意」「圧迫感がある」ので遮蔽を外してほしいと述べた（記録1443～1444）。この発言を受けて、弁護人は遮蔽措置の取消を求めたが、裁判所はそれを拒否した（同1444）。

弁護人はさらに、法廷における現実の遮蔽の状況がどのようなものであるかを記録するために、検証の申立てをした（記録418）⁶。原審はこの検証をせず、距離や高さなど諸元値の記入のない平面略図を公判調書に添付した（記録514）。

こうして、「最後のオウム裁判」は、判決言渡し期日を除く全37回の公判期日のうち12回の期日では、傍聴人は、証人はもちろん、裁判官や裁判員を一瞥することもできない状態で「傍聴」することを強いられたのである。

2 刑事裁判公開原則

憲法82条1項は「裁判の対審及び判決は、公開法廷でこれを行ふ」と定め、裁判を一般市民に公開することとした。そして、憲法37条1項はこの国で刑事裁判を受ける全ての刑事被告人に「公開裁判を受ける権利」を保障し

⁶ 検証の目的は、①遮へい板を施した状態で傍聴席から法壇方面を見た状況、②遮へい板と証人席周辺の状態、そして、③裁判員、裁判官から見た証言台の状況の3点である。記録418。

た。日本国内で行われる刑事裁判は全ての人々に開かれていかなければならないのである。この規定は裁判所の仕事ぶりを国民に見せてその苦労を思い知らせ、司法への尊敬の念を国民の間に広めようというのではない。この規定の淵源は公共の広場で裁判を行ったアテネやローマの民主制にある。絶対王政の時代、スター・チェンバーに代表される大権裁判所(prerogative court)は秘密の審問により甚大な人権侵害を行い、公開裁判の歴史に暗い影を作った。市民革命は大権裁判所を廃止して裁判公開の価値を再確認した。そしてその記憶の中で制定された合衆国憲法第6修正は「全ての刑事裁判において被告人は＊＊＊公開裁判(public trial)を受ける権利を保障されなければならない」と規定した。

わが憲法の裁判公開規定は合衆国憲法の規定とその背後にある歴史を引き継いだものである。1945年10月11日、連合国軍総司令官ダグラス・マッカーサー将軍は日本政府に向けて「五大改革指針」と呼ばれる声明を発表した。その中でマッカーサーはわが国の戦後改革の柱の一つとして「国民に秘密の審問の濫用により絶えず恐怖を与える組織を撤廃すること」を要求した⁷。この要求は、わが国の司法がしばしば秘密裁判を行って国民を萎縮させ、それが戦争の悲惨につながったという歴史的事実を慮ってのことであることは言うまでもない。要するに、憲法82条1項の裁判公開原則は単なる「制度」の宣言ではない。それはこの国に居住する全ての市民に対する人権保障として規定されたのである。新憲法施行の1年後、最高裁判所大法廷は次のように述べてそのことを明らかにした。

新憲法は**基本的人権保障**の一つとして、公開裁判の原則を規定した。

裁判の對審及び判決を公開法廷で行うことは**新憲法上重要な人権の保障**

であるこというまでもない（最大判昭23・6・14刑集2-7-680、683

頁。強調は引用者）。

この判例の言う「裁判の對審及び判決を公開法廷で行うこと」とはまさに憲法82条1項の保障を指す。これがわが国に居住する全ての市民が享受する基本的権利であることを最高裁判所大法廷は憲法施行の1年後に明らかにしたのである。そしてこの判例は今日まで変更されていない。わが国にいるすべての市民はこの国の領土内で行われる全ての裁判を傍聴する権利を有している。そ

⁷ 古関彰一『新憲法の誕生』(中央公論社、1989)、13頁、チャールズ・L・ケーディス「日本国憲法制定におけるアメリカの役割(上)」法時65-6-27(1993)、30頁。

して、このうち現に傍聴席に座っている者が傍聴人である。要するに傍聴人はバーの内側で行われている裁判を見聞きする権利があるのである。

最高裁大法廷は、レペタ事件において、「[憲法 82 条 1 項] は、各人に對して傍聴することを権利として要求できることまでを認めたものではない」とする（最大判平元 3・8 民集 43-2-89、92 頁）一方で、傍聴席に着いた個人＝傍聴人が裁判を見聞する権利を明確に認めている。

裁判の公開が制度として保障されていることに伴い、傍聴人は法廷における裁判を見聞することができるのであるから、傍聴人が法廷においてメモを取ることは、その見聞する裁判を認識、記憶するためになされるものである限り、尊重に値し、故なく妨げられてはならないものというべきである（最大判平元 3・8 民集 43-2-89、93 頁。強調は引用者）。

傍聴人の「メモを見る権利」を明確に否定する四谷巖裁判官の少数意見も、傍聴人の裁判見聞の権利を明確に肯定している。

右規定 [憲法 82 条 1 項] の要請を満たすためには、各法廷を物的に傍聴可能な状態とし、不特定の者に対して傍聴のための入廷を許容し、その者がいわゆる五官の作用によって、裁判を見聞することを妨げないことをもって足りると言わなければならない（民集 43-2、100 頁。強調は引用者）。

このように、最高裁判所大法廷は、裁判公開の保障は市民的な権利保障の一環であり、傍聴人には裁判を自己の五官で見聞する権利が保障されていることを明らかにしているのである。さらに別の最高裁大法廷判例はこの「見聞」の対象とその意義について、次のようにいう。

憲法が裁判の対審及び判決を公開法廷で行うことを規定しているのは、手続を一般に公開してその審判が公正に行われることを保障する趣旨にほかならない（最大判昭 33・2・17 刑集 12-2-253、255 頁。強調は引用者）。

憲法は法廷で行われる「手續」を傍聴人に五官で見聞させることを要請している。法廷に一般公衆の入場を許すことだけでは公開の要請を満たしたとは言えないのである。その意義は審判の公正を担保することにある。証人尋問は公正な審判の実現のためにとりわけ重要な手續である。

憲法 82 条 1 項は制度的保障であるからなんら個人の権利を基礎づけないとするのは誤りである。最高裁判例はかつて一度もそのような判示をしていな

い。憲法 82 条 1 項のいう裁判の「公開」とは、裁判を「不特定かつ相当数の者が自由に傍聴しうる状態におくこと」である⁸。そして、このような公開が保障されることにより、傍聴人には傍聴人としての権利、すなわち、法廷で理由なく何者にも妨げられないで見聞することができる権利が認められる。「権利」とは、「法律により保護される利益」のことである⁹。これは法が一定内容の義務を他人に課すことにより導かれる。すなわち、憲法は受訴裁判所に対して自らの審理を不特定多数の公衆に見聞させる義務を課しているのである。

傍聴人としての権利が一切否定されるのであれば、裁判の公開を妨げるあらゆる立法が可能になる。裁判官が傍聴人に目隠しをし、耳栓をするよう命じても良いということになる。これでは裁判の公開は制度的にもまったく保障されていないのと同じである。判例はこのような見解に与しない。レペタ事件大法廷判決が「権利として…認めたものではない」というのは、「各人が傍聴することを要求すること」すなわち、法廷の外にいる者が自らを傍聴席に入れるように求めることである。大法廷判決は傍聴人が「裁判を見聞すること」は裁判の公開制度の当然の内容として保障されると解している。これを「裁判の公開が制度として保障されていることに併し、傍聴人は法廷における裁判を見聞することができる」と表現するのである。憲法 82 条が受訴裁判所に裁判の公開義務を課すことに応じて、傍聴人には裁判を見聞きすることができる地位が生じる。これこそが傍聴人としての権利にほかならない。

憲法 21 条 1 項は表現の自由を保障している。この権利保障には、表現し伝える自由のみならず表現行為を受ける自由、すなわち、情報に接し、摂取する自由（知る権利）が含まれている。市民的及び政治的権利に関する国際規約 19 条 2 項も、「すべての者は、表現の自由についての権利を有する。この権利には、口頭、手書き若しくは印刷、芸術の形態又は自ら選択する他の方法により、国境とのかかわりなく、あらゆる種類の情報及び考えを求め、受け及び伝える自由を含む」と、この点を明確にしている。

この知る権利の中でも、公共的事項に関する情報を求め受取る権利は民主制の根幹であり、特に重要な権利として保障される（北方ジャーナル事件・最大

⁸ 香城敏麿「傍聴人の地位」『公判法体系 II』（日本評論社 1975）、336 頁、前注・判例解説 55 頁等。

⁹ 金子宏ら編『法律学小辞典[第 3 版]』（有斐閣 1999）、298 頁。

判昭 61・6・11 民集 40・4・872）。そして、裁判とりわけ刑事裁判の内容は強く公共的事項と関連する情報である。そのため、刑事裁判を傍聴し、その内容を知ることは憲法 21 条 1 項による強い保障を受けなければならない。刑事裁判の傍聴の際にメモを取ることの可否を巡って争われたレペタ事件において、最高裁は次のように述べている。

憲法 21 条 1 項の規定は、表現の自由を保障している。そうして、各人が自由にさまざまな意見、知識、情報に接し、これを摂取する機会をもつことは、その者が個人として自己の思想及び人格を形成、発展させ、社会生活の中にこれを反映させていく上において欠くことのできないものであり、民主主義社会における思想及び情報の自由な伝達、交流の確保という基本的原理を真に実効あるものたらしめるためにも必要であつて、このような情報等に接し、これを摂取する自由は、右規定の趣旨、目的から、いわばその派生原理として当然に導かれるところである（最高裁昭和 52 年（才）第 927 号同 58 年 6 月 22 日大法廷判決・民集 37 卷 5 号 793 頁参照）。市民的及び政治的権利に関する国際規約（以下「人権規約」という。）19 条 2 項の規定も、同様の趣旨にはかならない（最高判平元 3・8 民集 43-2-89、93 頁）。

傍聴人に「情報等に接し、これを摂取する自由」があるということは、当然、傍聴人が裁判の内容を自由に「見聞き」することが妨げられてはならないということである。

傍聴人が法廷における手続を視覚および聴覚によって認知する権利を有していることについて、法廷メモ訴訟判決の多数意見は、「傍聴人は法廷における裁判を見聞することができる」、「傍聴人は、裁判官及び訴訟関係人……の活動を見聞する者であ〔る〕」と述べられており、また前述の四谷裁判官の反対意見も、「各法廷を物的に傍聴可能な状態とし、不特定の者に対して傍聴のための入廷を許容し、その者がいわゆる五官の作用によって、裁判を見聞することを妨げない」と明確に宣言されている。さらにレペタ事件第一審判決（東京地方裁判所判決昭和 62 年 2 月 12 日判決）も「憲法 82 条が裁判の公開を制度として義務付けていることの結果として、裁判を傍聴することによって、裁判の内容を実際に見聞するという最も直接的な形で裁判の内容を認識する機会が保障されていると言うべきである」、「原告は、憲法 21 条の趣旨に基づく裁判の内容を認識する自由を最も直接的な形で享受していたものと言うべきであ

る」と述べている（判タ 627-224、230 頁）。

日本国憲法は、刑事裁判の傍聴人に対して、バーの内側で行われるすべてのやりとり——裁判官、裁判員、書記官、速記官、弁護人、検察官そして証人、被告人らの挙動や言動などのすべて——を見て聞いて感じ考える権利を保障しているのである。

3 平成 17 年最高裁判例の射程

傍聴人には裁判を見聞する権利が保障されなければならない。この権利は、昭和 33 年大法廷判決が言うように「手続を一般に公開してその審判が公正に行われることを保障する趣旨」である。そうであるとすれば、傍聴人には裁判の事実認定を行う裁判官や裁判員と同じ情報が与えられなければならないはずである。事実認定者は証人の言葉だけではなく、その証言態度や表情などの視覚情報からも心証を形成するのである。こうした心証形成を監視するためには、傍聴人にも証人の証言態度や表情を見る権利を与えなければ、裁判公開の機能は発揮できなくなる¹⁰。

ところで最高裁判所第 1 小法廷平成 17 年 4 月 14 日判決は、「傍聴人と証人との間で遮へい措置が採られても、審理が公開されていることに変わりはないから」、遮へい措置を定めた刑事訴訟法 157 条の 3 は憲法 82 条 1 項に違反しないとした（最 1 小判平 17・4・14 刑集 59-3-259、261 頁。強調は引用者）。この「判例」は、このフレーズ以外に合憲性の論証を何も行っていない。「公開」の意味を問う上告趣意に対して「公開されていることに変わりはない」という、ほとんど開き直りとしか思えない同語反復で応答しているだけである。21 世紀の現代民主主義国の最終審裁判所の判決というよりは、17 世紀絶対王政下の大権裁判所の判決のようである。このようなただの上級官吏から下級官吏への「通達」のようなものに先例拘束性を認めるべきではない。仮に認めるとしても、それは 1 つの事例判断として、同種の事案——傷害及び強姦の被害者尋問——で同じ結果になるという程度の最低限の拘束性のみを認めるべきである。要するに、この「判例」は刑訴法 157 条の 3 第 2 項が文面上違憲とは言えない；当該事案に適用される限度において違憲性はない、と言っているだけ

¹⁰ 堀江慎司「証人尋問における遮へい措置、ビデオリンク方式の合憲性」刑事法ジャーナル 2-108 (2006)、115 頁。

である。状況によって違憲無効となり得る場合があることを何ら否定していないのである。

刑事訴訟法上の遮へい措置が裁判の公開と調和できるのは、傍聴人と事実認定者が裁判情報を共有することによる裁判の監視という憲法上の要求を超える重大な法的利益が失われる切迫した危険がある場合に限られるべきである。刑事訴訟法 157 条の 3 第 2 項が規定する「相当と認めるべき」はそうした具体的な危険性が高度の蓋然性をもって証明された場合に限定されなければならぬ。常識的に考えて、証人が傍聴人に見守られることで緊張したり圧迫を感じたりするというのはごく普通のあたり前の話である。その程度のことでの遮へいを認めることは裁判公開原則に違反する。もともと刑訴法の遮へい措置は「犯罪被害者保護」を目的として立法されたという歴史的事実を考えるならば、傍聴人の前で証言することがまさに「セカンド・レイプ」に匹敵するほどに犯罪被害者に心的外傷を与えるというような例外的な場合に限って遮へい措置は肯定されるというべきである。

4 刑事被告人の公開裁判を受ける権利（憲法 37 条 1 項）

日本国憲法は民事刑事を含め一般的に「裁判の対審及び判決」の公開を要求した上で、さらに「すべて刑事事件においては、被告人は＊＊＊公開裁判を受ける権利を有する」と定めた。これは合衆国憲法第 6 修正を引き継ぎ、世界と日本の過去の歴史を想起して、刑事被告人にとって裁判の公開がとくに重要な人権保障であることを示そうとするものである。すなわち、わが国で裁判を受ける刑事被告人は、「傍聴人に対して裁判の手続を見聞する権利が保障された裁判」すなわち「公衆によってその公正さを監視する機会を保障された刑事裁判」を受けることを保障したのである。刑事被告人にとっての裁判の公正の内容として、事実認定がフェアに行なわれていることが含まれることは言うまでもない。証人がどのような態度で証言しているのかは、事実認定の過程のもつとも重要な要素の 1 つである。その状態を傍聴人によって観察させることができないのであれば、刑事被告人にとっての公開裁判の保障の意義の大きな部分が失われてしまうと言っても過言ではない。

日本の刑事裁判では証人は傍聴人に背を向けて証言する場合が多く、傍聴席からは証人の表情をうかがうことができないにもかかわらず、これまで憲法の

公開原則との関係が問題視されてこなかったのであるから、公開原則は傍聴人が証人の証言態度や表情を観察することまでは要求していないという意見がある¹¹。この意見は誤りである。戦前の刑事法廷では証言台は、現在と同じように、裁判長の正面に設置され証人は、裁判長の方を向いて証言した。しかし、日本国憲法制定後に設置された刑事法廷では、証言台は裁判官席の横にやや斜めに傍聴席の中央を向く形で設置された。証人は傍聴人の方を向いて証言したのである。首都圏においてはこうした法廷が昭和の終わりころまであったのである。裁判官席横の証言席が姿を消し、現在のように証人が常に裁判長と面と向かって——傍聴人に背を向けて——証言するようになったのは、平成以降である¹²。新憲法の裁判公開の保障を実効的に担保するために、新しい法廷の設計者は、証人尋問というものが、証人と裁判官の間だけのコミュニケーションではなく、傍聴人を含む法廷全体すなわち公衆に向けられた公的なコミュニケーションであることを確保しようとしたのである。その実践的な意味を平野龍一はこう述べている。

「心証をとるのは法廷自体であって裁判官ではない」といえないだろうか。法廷で何人もそうだといわざるをえない状態になったとき、はじめて裁判官は心証をとってよいのではないだろうか。そして、その状況が刻々にうつりかわるにしたがって、裁判官はその心証を外に現し、法廷とともに自分の心証をつくりあげてゆくべきなのではなかろうか。

われわれは裁判官個人の良心をそれほど信用しているわけではないのである。こういう意味で、証人が裁判官にむかってではなく、法廷の中心にむかって証言するということは、象徴的な意味を持つようと思われる¹³。

しかし、その後の司法行政は新しい刑事法廷——その証言台の位置と向き一一の象徴的かつ実践的な意味を顧みることはなくなり、戦前へと回帰していったのである。

¹¹ 河上和雄他編『大コメントナル刑事訴訟法（第2版）』（青林書院2010）、207頁〔仲家暢彦〕；松尾浩也編著『逐条解説犯罪被害者保護二法』（有斐閣2001）、16頁〔酒巻匡〕など。

¹² 平野龍一「心証をとるのは誰か」『裁判と上訴』（有斐閣1982）20頁以下（初出は1953年）は、昭和30年代の東京地裁の新しい刑事法廷で証言台がアメリカ式に裁判官の横に設けられるようになったことの意義を語るエッセイである。

¹³ 平野・前注、23頁。

確かに、その後30年近くにわたって傍聴席に背を向けて行われる証人尋問に対して疑義を唱える法曹は現れなかつたし、その合憲性が裁判所で争われたこともない。けれども、長年にわたって行なわれていたからと言って、それだけでその慣行が合憲だということにはならない。そんな理屈が許されるならば奴隸制も非嫡出子差別も合憲だということになるだろう。証人席が裁判長の方を向いていても、傍聴人は証人の表情や証言態度を観察することができる。証人が弁護人の質問に対して爪を噛んだり、足を組み直したりする様子は十分に観察することができる。この様子を裁判官と裁判員は見ることができるので、傍聴人に見せないというのでは、「裁判の公正さを監視する」という裁判公開の意味は大きく減殺されるのである。

傍聴人には証人の表情を見る権利がある。そして、被告人には、こうした傍聴人が法廷にいることを求める憲法上の権利がある。

5 檢察官の主張は遮へいを正当化しない

検察官は、多数の傍聴人が見守る中で出廷することで「再び社会に戻りたい」という気持ち」が芽生えて「第三者を巻き添えに生命を賭して逃走を図る」とか、「傍聴席から受ける刺激」や「麻原の親族らの姿」によって「心情」が不安定になるとか、さらには「奪回」「襲撃」の恐れがあるなどという。こうしたほとんど妄想としか言いようのない、具体的根拠を欠く漠然とした可能性を理由に、公正な裁判の要であり、憲法上の権利である裁判の公開に制限を設けることが許されないことはあまりにも明白である。

検察官の主張する「心情不安」とか「奪回」「襲撃」の可能性などは、証人の背後にスクリーンを設けることで防げるようなものではない。証人の背後にパーテイションを設置したからといって、「傍聴席から受ける刺激」や「麻原の親族」の存在を証人たちが自分の意識から払拭できる訳がない。人間は自分の背後に沢山の人がいれば、たとえその姿が見えなくてもその気配を感じるのである。その気配を目で確認できない時のほうが一層イメージが膨らみ、より意識されることがあることもあるだろう。原審の公判廷には、10人ほどの裁判所職員のほか、20人近い数の拘置所職員が法廷の各所に配置された。傍聴希望者は午前9時20分の抽選までに傍聴券を得るために並ばなければならず、どんなに傍聴席が余っていても傍聴券なしの入廷は許されなかつた。入廷の前に携

帶電話などあらゆる電子機器は取り上げられ、スカートの内側まで徹底的に身体検査された。傍聴席とバーの内側との間には透明の防弾ガラスの壁が設置された。こうした警備をかいくぐって証人の「奪回」や彼らへの「襲撃」をすることなどおよそ不可能である。そして、仮に検察官が妄想するような事態が現実にあり得るとして、遮へいにはその可能性を軽減する効果は全くないのである。検察官の主張する遮蔽の理由はあまりにも非現実的である。それらはむしろ死刑囚の姿を傍聴席にいる一般公衆やマスコミ関係者の前に見せること何としても避けることを狙った口実である可能性が高い。死刑をめぐる徹底的な秘密主義行政が理不尽な形で裁判所にまで及んでしまった疑いが濃厚である。

死刑確定者にも生きる権利がある。彼らにも「再び社会に戻りたい」という希望を持つ権利がある。生きる希望を持つことがすなわち絶望を意味するのであったとして、彼らには絶望する権利があるのである。これは人間の尊厳に由来する権利であり、いかなる権力もこれを否定することは許されない。死刑確定者はわれわれと同じ人間なのである。彼らに廃人として生き長らえることを強制する権利は何人にもない。検察官の主張は、死刑囚の「心情」という名の全人格、全行動を徹頭徹尾拘置所が管理し、そのありのままの姿を国民の監視の及ばないところに押し込もうとする要求である。彼らをあたかもいざれ屠殺されるべき家畜が「心身ともに健康に」管理され飼育されなければならないと言うかのように。それは要するに死刑囚をこの社会から隠ぺいし、なきものにすることである。これほど非人間的な待遇はない。

控訴趣意第4 公判期日に「期日外尋問」を行ったこと

原審は、平田悟証人を公判期日に尋問することを決定しながら、尋問予定日時を公判期日から外し、同時刻に裁判所の法廷で非公開で尋問を行った。これは、公判期日外の証人尋問の要件を定めた刑事訴訟法281条に違反し、裁判の公開を要求するとともに非公開の要件を定めた日本国憲法82条に違反し、並びに刑事被告人の公開裁判を受ける権利を定めた憲法37条1項に違反する手続である。この違憲・違法は判決に影響を及ぼす。

1 手続の概要

原審は、元オウム真理教諜報省第1次官平田悟を証人として尋問することを決定し、平成27年1月26日の第7回公判と同年2月6日の第14回公判に尋問することを決めた（記録370、876）。平成27年1月26日の第7回公判に平田悟は出頭し、予定通り公開の法廷で証言した（記録422）。その翌日、彼は検察官にEメールを送り、今回出廷したことがすぐに報道された；2月6日に勤務先を休んですぐに報道されると他の従業員に気づかれてしまう危険性がある；打開策がなければ2月6日は出頭しないつもりだ、と述べた（記録1318）。平田はさらに検察官に電話で「期日外で実施してもらえるならば、出廷する」と伝えた（記録1321）。この要請を受けて、検察官は公判期日外の証人尋問の実施を申し立てた。

公判期日に証人出廷し、假谷事件に関する証言をすることで、そのことがマスコミ等によって直ちに報道され、あるいはインターネット等で誹謗中傷されることなどをきっかけとして、現在、周囲に隠している同人の過去の経歴等が露見し、仕事を失うかもしれない強く懸念しているが、そのようなおそれがあることは誰にも否定できないところであり、最大限の配慮をせざるを得ない。

＊＊＊期日外における東京地裁内の所在尋問を実施すれば、平田が強く懸念する事態を招くおそれを軽減させることができ、証人尋問の目的を達することができる（記録1315）。

弁護人は、証人予定者が報道されるのが嫌だということは期日外尋問を実施する正当な理由ではなく、それは裁判公開の原則を脱法的に回避することに他ならないとして異議を述べた（記録1322～1323）。しかし、原審は、平成27

年2月6日の公判期日を取消したうえ（記録450頁）、尋問期日を「平成27年2月6日に変更」することを「決定」し平田証人を「喚問」した（記録876）。これに対して弁護人は異議を述べた。

公判期日を取消したうえ、同じ日時に非公開の尋問期日を指定したことについて異議を申し立てます。この決定は、証人予定者が公開の法廷で証言をしたくない、公開の法廷で証言するのであるならば、出頭したくないとの申し入れをしたことに対応したものであります。裁判所から呼び出しを受けた証人は、法廷に出廷する義務があります。この義務に背いた人には罰則があります。場合によっては、身柄を拘束して裁判所に連行するという手続があります。裁判所は本来そのような手続を証人予定者に述べて法廷に出頭するように促すべきでした。公開の法廷で宣誓の上で証言する義務があることを証人に伝えるべきでした。それをせずに公開を回避することだけを唯一の目的として今回の決定はなされました。これは、甚だ遺憾なことです。市民が裁判を傍聴する権利、そして刑事被告人が公開の法廷で裁判を受ける権利を根底から覆し、侵害する決定です。今回の決定は、世界人権宣言10条、市民的及び政治的権利に関する国際規約14条2項、日本国憲法37条1項、82条1項及び2項、刑事訴訟法281条に違反し、さらに最高裁判所の判例にも違反します。そして、わが国近代刑事裁判150年の歴史に大きな汚点を残すものです。記録932。

原審は弁護人の異議を棄却した（記録933）。平田悟は平成27年2月6日（当初予定されていた公判期日）に東京地方裁判所に出廷し、傍聴人が一人もいないこと¹⁴を除くほかはいつも通りの訴訟関係人が在廷する法廷で尋問を受けた（記録2277以下）。彼の証言を記録した証人尋問調書は1か月後の3月6日第26回公判期日に朗読された（記録876）。

2 刑訴法281条の意味

刑訴法281条はこう定める——「証人については、裁判所は、第158条に掲げる事項を考慮した上、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聞き必要と認めるとときに限り、公判期日外においてこれを尋問することができる」。この規定

¹⁴ 法廷の扉は施錠された。

は大正刑訴法（大正 11 年法律第 75 号）の規定を継承するものである。同法 326 条 1 項はこう定める——「裁判所ハ証人疾病其ノ他ノ事由ニ因リ公判期日ニ出頭スルコト能ハズト思料スルトキハ公判期日前之ヲ訊問スルコトヲ得」。すなわち、この規定は証人が病気などのやむを得ない理由によって指定された公判期日に裁判所に出頭することができない場合に、公判期日前に証人尋問を行うことを認めたものである。大正刑訴の時代においても、証拠の取り調べは公判期日に行う必要があり、期日前に行うことには「公判ノ本旨ニ反スルモノ」とされていた¹⁵。326 条 1 項は、例外的に公判期日に出頭できないと認められる証人がいるときに、期日前の尋問を認めたものである¹⁶。この趣旨は新刑訴法 281 条においても変更されていないのである。すなわち新法 281 条の期日外尋問も、証人が公判期日に出頭できない事情がある場合に限り行うことができるとする点では旧法と同じなのである。ただ、旧法のように出頭不能というだけでこれを認めるのではなく、さらに「第 158 条に掲げる事項」すなわち証人の重要性、年齢、職業、健康状態その他の事情と事案の軽重とを考慮した上で、両当事者の意見を聴きそれを尊重したうえで「必要と認めるときに限り」これを認めたのである。つまり、現行法 281 条は旧法の要件をさらに厳格にしたのである。その理由は何か。それは新しい憲法が刑事被告人の基本的権利として証人審問権や公開裁判を受ける権利を認めているからである。新刑訴法の立案当局者の一人である横井大三は次のように説明する。

旧法が単に公判期日に出頭できないということのみを条件としていたのに対し、新法は、証人の重要性、年齢、職業、健康状態その他の事情と事案の重要性とを考慮し、且つ、当事者の意見を聴いた上、公判期日外において尋問すべきかどうかを決すべきものとしている点において旧法と異なる。新法においても、証人は、公判期日に召喚して尋問するのが原則である。それは、公判中心主義からいって当然のことであり、被告人も又公判期日においてはじめて最も良く証人に対する審問権を行使し得るのである。従って事案が重大であって、しかも証人がその事件の審判にとって重要であればある程、できる限り公判期日において尋問すべ

¹⁵ 法曹会『刑事訴訟法案理由書』（1922 年）、201 頁。

¹⁶ 同前、203 頁。

きである¹⁷。

新法制定に参加した法曹らが施行直前に発行した解説書はこう述べる。

新憲法第37条の趣旨からすれば、本条の適用即ち一旦公判手続にはいつから公判期日以外の日に、証人を取調べるということは例外中の例外として考えねばならぬ。若し本条が濫用せられると、被告人の憲法上の権利は不当にじゅうりんせられる虞があるからである。

一旦公判期日が定められた以上、公判期日以外の日に証人の取調べはできないのが当然である。然るに事情によっては、例えば証人が死に瀕し公判期日まで生命の維持が困難なる場合、又は公判期日前に外国に旅行する場合の如きには、例外としてこれを裁判所が取調べる必要があることがある。かかる事情に応ずるのが本条である¹⁸。

証人が公判期日に出頭できる場合に「期日外」の証人尋問を行うことを現行法は禁じているのである¹⁹。新法制定当時の解説者が説明するように、刑事被告人の公開裁判を受ける権利や証人審問権を定めた新憲法において、旧法よりも緩やかな要件で公判期日外の証人尋問が認められると解することは不可能だからである。公判期日に出頭できるが、傍聴人の前では十分な供述ができないという場合に、本条に基づいて期日外尋問を行うことは許されないのである。必要に応じて、その要件を満たす限り公開禁止（憲法82条2項）、被告人の退廷（刑訴法304条の2）、傍聴人の退廷（刑訴規則202条）、付き添い（刑訴法157条の3）、ビデオリンク（同157条の4）などの措置を探るべきであり、本条による期日外尋問を行うべきではないのである²⁰。証人が公判期日に

¹⁷ 横井大三『新刑事訴訟法逐条解説 III』（司法警察研究会公安発行所 1949）、35～36頁。

¹⁸ 滝川幸辰・海野晋吉・島田武夫・鈴木勇共編『新刑事訴訟法解説』（大学書房 1948）、285頁。

¹⁹ 被告人も弁護人もそれに同意して異議を述べない場合は、公開法廷で証人尋問をする権利（憲法37条1項、2項）を当事者が放棄したものであるから、出頭できる証人を期日外に尋問することも適法となりうる。最2小決昭29・9・24刑集8-9-1534参照（当事者が同意したことによって手続上の瑕疵は治癒されるという）。

²⁰ 岸盛一『刑事訴訟法要義』（光文堂 1961）、238頁；田宮裕『注釈刑事訴訟法』（有斐閣 1980）、308～309頁。松尾浩也監修『条解刑事訴訟法（第4班）』（弘文堂 2009）、569頁。被告人と弁護人に異議がない場合に許されるという見解として、熊谷弘「公判期日外の証人尋問（二）」平野龍一・松尾浩也編『実例法学全集刑事訴訟法（新版）』（青林書院 1977）、148頁以下（前注の昭和29年最高裁決定を引

出頭できるのにあえて期日外尋問を行うというのは結局のところこれらの憲法や法律の規定の潜脱をすることにほかならないからである。

他方で、証人が公判期日に出頭可能な場合にも、厳格な要件のもとでごく限られた場合に限定して、期日外尋問を認める余地があるとする説がある。平野龍一は、「これを広く認めると、公開主義に反し、また直接主義に反する結果にもなるので、極めて慎重でなければならないが、証人が年少である場合、あるいは強姦の被害者である場合など、公開の法廷で尋問することが著しく妥当を欠く場合には＊＊＊許されると思われる」と言う²¹。岡次郎は、単に強姦の被害者であるというような抽象的な困難にとどまらず、少なくとも公判廷で尋問しようとしたが十分な供述が得られなかつたなどの具体的、現実的な供述困難性が明確化された場合には、期日外尋問が許されるという²²。これらの学説はいずれも日本国憲法の下における公判期日外尋問の運用は「極めて慎重」でなければならないことを強調している²³。

年少者でもなく強姦の被害者でもない、普通の大人の社会人、加害者、共犯者である証人に対して、公判期日への出頭を説得をすることもなく、傍聴人の退廷や遮蔽、ビデオリンク、付き添いなどの代替手段を試みることもなしに、本人から「期日外でなければ出頭しない」という申し出があったという検察官の書面だけで公判期日外の尋問を認めて良いなどという見解は皆無である。平田悟証人は、要するに、公判期日に証言すればそれが報道され職場に知られてしまい職を失うかもしれないで非公開の場所で証言したいと訴えているだけ

用する)。

²¹ 平野龍一『刑事訴訟法』(有斐閣 1958)、175 頁。同旨の見解として、佐藤文哉「公判期日外の証人尋問」熊谷弘・浦辺衛・佐々木史郎・松尾浩也編『証拠法体系 IV』(日本評論社 1970)、160、165 頁。

²² 岡次郎「公判期日外の証人尋問」川村澄夫・柏井康夫編『刑事実務ノート第 1 卷』(判例タイムズ社 1968)、277、291~292 頁。同旨、平場安治・中武靖夫・高田卓爾・鈴木茂嗣著『注解刑事訴訟法(中巻)(全訂新版)』(青林書院新車 1982)、443 頁 [鈴木] ; 河上和雄・小林充・植村立郎・川村博編『注釈刑事訴訟法(第 3 版)第 4 卷』(立花書房 2012)、81 頁 [小林充・川合昌幸] (「証人に対する説得、尋問の一時中止のほか、公開停止(憲 82II、裁 70)、特定傍聴人の退廷命令(規 202)、被告人の退廷命令(304 の 2)、付添い(157 の 2)等の措置をとっても証人がなお十分な供述をしないと認められるとき」に許されるという); 藤永幸治・河上和雄・中山善房編『大コンメンタール刑事訴訟法第 4 卷』(青林書院 1994)、405~406 頁 [高橋省吾]。

²³ 平野・前注 21、175 頁; 岡・前注 22、279~280 頁。

である。こうした抽象的な可能性とそれに基づく主観的な希望はそもそも「供述が困難」であるとか「妥当を欠く」といえる事態ではない。平田は実際に公判廷で一度証言しており、その結果職を失うということもなかったのであるから、裁判所が公判期日での証言を理を尽くして促せばそれに従った可能性が高いのである。

3 本件期日外尋問の違憲性・違法性

平田悟証人は、原審が決定した「公判期日」と同じ日時に、受訴裁判所である東京地方裁判所の法廷に出頭し、受訴裁判所の裁判官3名、裁判員6名そして、補充裁判員5名、弁護人5名、検察官6名、被害者参加人とその代理人が参加する法廷で宣誓の上で証言したのである（記録2277～2278）。これらは当初予定された公判期日と全く同じである。異なる点はただ一つ、尋問中法廷の扉は閉じられ、傍聴席に誰も人がいなかつたことである。言い換えると、公判廷で証人尋問の際に傍聴人全員に退廷を命じたのと同じ状態で平田の尋問は行われたのである。これは実質的には対審の非公開決定と全く同じである。日本国憲法82条は裁判を非公開にできる要件を厳格に定めている——「裁判官の全員一致で、公の秩序又は善良の風俗を害する虞があると決した場合」である。本件がこの場合に当たらないことは明白である。

平田の尋問調書は公開の法廷で朗読された（刑訴法303条、305条）。しかし、このことによって裁判公開の要請が満たされたと言うことはできない。裁判公開の目的は公衆が法廷にいて、裁判所の手続が公正に行われているかどうかを監視せしめることにある（最大判昭33・2・17刑集12-2-253）。国民の監視による公正の保障は直接証人尋問が公開の法廷で行われる際にはじめて実効性を持つことができるのであって、文字情報しか記録されない尋問調書の取調が公開の法廷で行われるということだけでは、この機能を十分に果たすことはできないからである²⁴。裁判所が行う手続をリアルタイムで傍聴人に見聞させることが裁判公開の意味なのである。手続の記録を後から傍聴人に示しただけでは公開とは言えない。演劇やコンサートをその公演会場で実際に見聞するのと、その記録を文字で読むことを類比することが全くできないように、実際の証人尋問を法廷で傍聴するのとその記録の朗読を聞くのとではまるで違う体験

²⁴ 岡・前注22、279頁；熊谷・前注20、149頁。

なのである。

4 結論

この裁判が戦前に行われていたとしたら、平田悟について公判期日外の尋問が許されることはありえなかつた。彼は瀕死の重病人でもなく突然海外出張が決まつたわけでもない。彼が予定された公判期日に出頭できることは明白であり、公判期日に出頭できる以上公判期日外の尋問をすることは許されないからである（大正刑訴法 326 条）。裁判の公開を刑事被告人の憲法上の権利として定めた日本国憲法の下において、旧法で許されなかつた非公開の証人尋問が許されるというのは背理と言わなければならぬ。

新しい刑事訴訟法は期日外尋問の必要性を判断する際に「証人の重要性」や「事案の軽重」を考慮することを要求した（281 条、158 条）。新法の立案者はこう言った——「事案が重大であつて、しかも証人がその事件の審判にとつて重要であればある程、できる限り公判期日において尋問すべきである」と²⁵。70 年後のこんにち検察官は法の要請を全く逆に理解している——平田証人は「重要なもので他の者では代替することはできない。加えて、本件事件が重大犯罪であることは言うまでもない。」だから期日外尋問を実施するのが相当だと（記録 1315～1316）。70 年前の法曹の、公開の法廷で裁判を行うことに込めた熱い思いと、憲法の担い手たる専門職としての矜持を、現代の法曹はもう一度思い返すべきではなかろうか。刑事裁判の手続は公正としての正義を実現しそれを国民の前に明示的に示すものであつて、役人の仕事をしやすくするための便法では決してないのである。

²⁵ 横井・前注 17、36 頁。

控訴趣意第5 VX 濱口事件：殺意

原判決は、「被告人は、井上らによる（ホテルコンソルトにおける）話合いが、麻原の指示に基づく濱口の殺害を目的としたものであることを理解していた上、その手段の実効性についても、濱口にかける VX 自体には人を死亡させる効果が十分あり得ると認識していたと認められる」として、高橋さんに濱口氏に対する殺意、すなわち「人を死亡させる危険性が高い行為をあえて行うという殺意と評価できる認識を有していた」と判断した（原判決 22）。

この認定は誤りである。原判決は、「濱口にかける VX 自体には人を死亡させる効果が十分あり得ると認識していたと認められる」ことの根拠として、高橋さんが水野事件の当日に井上から水野氏の容体を伝えられていたことを認定するが、高橋さんが水野氏の容体を伝えられたことはない。

また、原判決は、ホテルコンソルトで交わされた会話のうち、「2回目の実行後、水野が病院に搬送されて助かったこと」に関するものと、「早期に病院で必要な治療を受ければ救命されるという話」を高橋さんが聞き、認識していたことを、高橋さんが「麻原の指示に基づく濱口の殺害を目的としたものであることを理解していた」との根拠とするが、高橋さんがこの2つの話し合いを聞いて認識していたことはない。また、これらの内容が別の人たちの間で交わされただけで殺意や殺人の共謀を認定することには罪刑法定主義を脅かす論理の飛躍がある。

以上のとおり原判決には事実誤認の違法があり、この違法が判決に影響を及ぼすことは明らかである。

1 原判決はオウムのコミュニケーションの特殊性を無視している

原判決は、VX 事件の検討において、証言の信用性を評価する際に、それが「自然」か「不自然」かをメルクマールとしている。具体例は以下のとおりである（それぞれの認定の具体的な問題点は後に述べる。）。

水野事件に関する麻原の指示を平田悟と被告人に伝えたという証言については、麻原がメンバーとして選んだ被告人らに麻原の指示を伝えるというのは、流れとしてごく自然である（原判決 15）

麻原は水野事件に関与させるメンバーの1人として被告人を選んでい

るのであり、井上がそのような被告人に、麻原からの指示をあえて隠す理由も見当たらない（同 16）

水野の容体を確認した結果を山形と被告人に伝えたという証言については、麻原から水野事件のメンバーとして選ばれ、実行役や運転役をした山形と被告人に、水野の容体の確認結果を伝えたというのは、極めて自然な成り行きである（同 17）

被告人は、2回目の実行後の水野の容体は知らなかつたし、関心もなかつた旨供述するが＊＊＊2回目の実行後、水野の容体を調査した井上、新實及び中川はもとより、山形と平田も、それぞれの証言にある内容で調査結果を知っているのであり、水野事件に関わったメンバーのうち、被告人だけがそれを知らないというのも不自然である（同 18）。

被告人は、1回目の実行に関与した結果、麻原によって、教団内のステージを昇格させてもらっていることに照らすと、水野の容体に関心がなかつたというのも不自然である（同）。

ホテルで話合いがされていた時間のほとんどは地図に集中していたという被告人の供述は、不自然というほかない（同 21）

被告人は、わざわざ大阪まで呼び出され、林武とは異なり、前記話し合いの場に同席していたことからしても、話合いの内容をほとんど聞いていなかつたという趣旨の被告人の供述は不自然である（同）

このように原判決は各証言・供述内容のうち「自然」なものは信用できるとし「不自然」なものは信用できないとする。これは假谷事件や地下鉄サリン事件の認定においても一貫している。しかし、原判決の「自然」か「不自然」かの評価には、信者たちのコミュニケーションの特殊性を無視するという重大な問題がある。

弁護人は公判前整理手続の段階で、オウム真理教信者の裁判では「（信者たちの特殊な心理状態に関する正確な理解がなければ）彼らの表面的な言動の意味を社会的な常識に当てはめて理解したつもりになってしまったり、あるいは彼らの言動についての彼ら自身の説明を虚偽のものと決めつけてしまう可能性が高い。このような事態は、本件の動機や共謀の成否や犯行に至る経緯といった構成要件事実の有無や高橋氏の罪責を判断する妨げとなる」と注意喚起していた（記録 310）。公判を通じて、このことが各証人の証言により明らかにな

つたにもかかわらず、原判決はこの特殊性を無視してしまったのである。

改めて整理すると、オウム真理教の信者たちのコミュニケーションには、以下のような特殊性があった。

- a) そのワークの目的、全体像、最終結果について無関心となる
- b) 他の信者のワークに关心を抱かない、情報共有をしない
- c) できる限り情報を入手しないように心がける

このような特殊性が存在したことは証拠上明らかである。例えば、長年にわたりオウム真理教の信者たちの内心を心理学的に研究してきた西田公昭教授は、以下のように証言する。

問 運転の指示をされた場合に、目的とか全体像とかを聞かずに、ただ、送り先などの情報にしか関心を抱かなかつたというようなことを述べた者もいましたが、オウム的なビリーフ・システムに替わった場合、そのような心理状態、意思決定のシステムというのは本当にあり得るんでしょうか。

答 あり得るのも何も、それは基本だと思いますね。

問 それは、どういうことですか。

答 なぜとか考えないです。言われたことをちゃんとやれるかどうか、つまり全ての行動は修行なんですね。ですから、運転しろといわれたら、ちゃんと運転できることが重要です。事故などを起こさずに、目的地にちゃんと届けるということですね。それが何より大切なことで、それ以外のことは、考えること自体修行に対する、いわば失敗を意味することになります。

問 それは、オウム的ビリーフ・システムのどのような点から、そのように言えるんですか。

答 オウム的ビリーフ・システムで、まず1つは、自分のような、まだ煩惱にまみれたレベルの低い者が、何か自分で計画して行動するみたいなこと自体が、いわばおこがましいと。絶対的な解脱者である人が、こうしたほうがいい、ああしたほうがいいと言ってるとするのを受け入れているわけですから、[その] まま従うのが当然とい

うのが1つあります。それから、もう1つは、とにかくなぜとか考えると、その目的がよいことか悪いことかとか、そういうふうなものが付随してきますよね。そうすると、よい悪いの評価が出てきて、そうするとやりたくないとか、やりたいとかという話になってきます。まさにそれは煩惱そのものであるから、そういう発想そのものをすべてなきやいけないと、徹底的な、それを修行で鍛えられてきているわけですね。ですから、そういう反応をすること 자체をぴしゃっと止めるような訓練というか、自己トレーニングというのを、信者たちはしてきていたはずです。（西田 32・2956 以下）

「言われたこと」以外は、考えない。それどころか「言われたこと」の目的を「考えること自体」が煩惱の表れであり、修行の失敗となるから、そういう反応自体を徹底的に止める訓練をしている。つまり麻原や上司から指示されたことを実践した結果、現世的にどのような結果が生じるか、その行為にどのような目的があるかについては、思いを馳せない・想像しないということである。しかも、それは「徹底」されており、反射神経的に「ぴしゃっと」思考を止めるわけである。これは極めて特殊なコミュニケーションの作法である。勘を働かせるとか、指示されたこと以上の作業をするとか、指示内容についてピンとくるとか、そういった一般常識の仕事の作法と正反対の作法が、「徹底的に」共有されている。

宗教学者の大田俊寛先生は、この点についてオウムの教義から紐解いて以下のように分析する。

不可能であること、理不尽に思われるような指令について、疑問や批判を呈してはならない、とにかくグルに言われたとおりに実行するというのがマハームドラーの修行。これは煩惱とか固定観念にショックを与えて崩すため。どうしてですか、なんでそういうことをやらなければいけないんですか、という普通の社会のコミュニケーションであれば当然湧き上がる疑問を、オウムのコミュニケーションの中では聞き返すことができなかった。弟子たちの間で話し合うことも禁止されていた。（大田 31・2831~2832）

信者たちは、指示されたことに「疑問や批判を呈」さず、ただ言われたとお

りに実行する。疑問を抱いても聞き返すことはしないし、弟子たちの間で話し合うこともしない。

このことは信者たちが異口同音に述べている。例えば最高幹部の一人であつた井上は以下のように証言している。

麻原の指示は絶対であり、はい・いいえと返事をする必要もない。麻原は説法の中で上司の指示はグルの指示と思えと説いており、基本的に上司の指示に対しても従うしかなく、返答の必要はない（井上 4・233）。

同じく最高幹部の一人の中川も「理由を尋ねないというのが、教団の中でのコミュニケーションの特徴の1つだったということですか」との問い合わせに対し、「そうですね。あれこれ詮索しない」（中川 20・1636）と証言している。

高橋さんと同じCHSに所属し、井上の片腕として働いていた平田悟も以下のように証言する。

「終わったことなんで、それはもう、次のこと、そのことは振り返らないで、すぐ前に進んではいた」（平田悟 7・494）

「結果はほとんど、やってしまったら、それで自分のオペレーションは終わりだと思っていたので、結果にはほとんど関心はなかった」（同 527）

（VX事件について、VXをかけた結果について誰かに尋ねたということはないし、結果には関心がない。）言葉は悪いが「知ったこっちゃないという感じですね」（同 527~528）。

「本来であれば、AであるからBであり、BであるからCであるというふうに道順がちゃんとあると思うんですけども、教団にいるときというのは、AはA、BはB、CはCということで、Aをやりなさいと言われたらAだけやる、Bをやりなさいと言われたらBだけやる、Cをやりなさいと言われたらCだけやる。で、ABC、みんな一緒にやるというのではないんですね。その1個1個が個別になってて、1つのそのものが終わってしまえば、その次のことまでは一切関知しないという部分が何か教団の、少なくとも私がいたところではそういう傾向が強かったので、ほかのことをやるということは、そのほかに意識が向くというのはなかったです」（平田悟期日外・2277~2331）。

平田悟は教団内の似たような特殊性についても証言している。すなわち、ワークは麻原の直接の指示ということの帰結として、信者間で情報を共有する意識に乏しく、他の人間に対するワークの内容にも異常なほど無関心であったというのである。

自分の仕事は見張り・監視なので、「自分がきっちと確認をして、そして、新實さんたちもしくは山形さんにそれを引き継げば、＊＊＊それでいいという感じでした」(平田悟7・528)。どのようにVXをかけるかは「自分の範疇を超えるものだから」関心がなかった(同前)。

下の人間は、個々が情報の共有をするということは禁じられてた(同542)。

このことはVX事件に関与した山形も証言する。

問 ほかの人へ、例えば幹部たちが指示してるときというのは、どういうことを考えてるんですか。

答 自分のことになります。やはり自分のことで・・頭がいっぱいになってるんで、余り注意を払った記憶は無いですし、正確に、ちょっと証言することができないです。

問 正直、同じ話し合いの場にいても、ほかの人たちへの指示を全て聞いてるなんていうことはないんじゃないですか。

答 そうですね、それは。そのとおりです、はい。

問 ほかの人たちが話してるだけであって、それが耳に入っていないということですよね。

答 そうですね、はい。(山形8・638~639)。

CHSの一員として假谷事件に関与した松本剛は、計画の全体像が共有されず、また全体像を尋ねることもなかった傾向について、以下のように証言する。

「計画の全体像が全くわからない」、「CHSの活動はいつも、言われたことだけやっていればいいと、ほかのことは聞くなどと言われていましたので、あと、下手に聞いても、聞くと怒られたりもするので、基本聞いてなかったです」(松本14・1124)

(CHS の活動をする際に、計画や目的は)「ほとんど知らされてなかった」、「私がやることは、言われた指示を間違いなく、その言葉どおりにおこなわないといけないと思っていましたし、計画とか目的が分からないので、その指示のとおりに動くかどうかだけだと思っていました。だから、うまくいくかどうかは、上の井上さんの判断だと思ってました。私は言われたことだけをやればいいと思ってました。」(同・1131)

このように、ワーク全体については意識を向けて、できるだけ聞かないようにするという特殊性については豊田が、「必要以上の会話はしちゃいけない」という暗黙のルール、風潮、空気があったと端的に述べている(豊田所在1・3049)。

さらにこのような傾向は、高橋さんと同じく運転のワークに従事する者たちにおいて特に顕著であった。例えば、長いこと運転のワークに従事していた北村は以下のように証言する。

運転のワークに必要な情報は、誰をどこに迎えに行き、どこまで行くかということだけ。何のために行くのかなどの情報は必要ないので、誰からも説明されないことが多い(北村 23・1934~1935)。後ろに乗っている人がどんな会話をしているかは注意しない。「乗ってる人は誰でもよくて、極端な話、トラックで荷物を運んだりするような感じで、タクシーの運転手みたいな感じです」(同・1936)。

「弟子は無知なので、全てを分かる人〔麻原彰晃〕から言われたことをやつていればいいんだという感じだった」(同・1936)。

運転手は、「なんのために行くのかなどの情報は必要ないので、誰からも説明されない」し、気にもしない。同じく運転のワークに従事することが多かった他の信者も、この作法について以下のように証言する。

外崎の証言：

下見のときや実際のときに横山に「何をするんですか」と聞いていない。それは「教団の体質」であり、「グルに対する帰依」による。ワークを実践することが解脱や悟りにつながるのであり、「質問するのは、普通に、帰依のなかでは劣っている部分というふうに思うんです」(外崎

23・2003~2005)。

杉本の証言：

上から言われたことは、疑惑、疑問を持たずに行うというのが原則だった（杉本 24・2109）。

「誰々さんに話はしてあるので、わかります」と指示命令されてその人のところに行ったら「そういう話は全然聞いてない」ということが多々あった（同・2115）。

寺嶋は運転手としてのこの心境について以下のように詳しく証言している。

問 いわゆる運転手ということですね。そういうときには、乗せる人が何のために移動するとか、そういう説明がないわけですか

答 ありませんね。

問 そういうのを運転手が聞かない。

答 聞きませんね。そういうのは。（2218）

問 あなたが杉本さんから依頼され、あるいは指示されてワークをするときに、その目的とか理由とかを考えずにやるということは、普通だったのかということです。いかがですか。

答 確かに、今まで自分が本当に具体的な目的とか説明がなかったことが多いんですよ。だからその流れでいつも、運転なら運転、目的地は目的地でやってきましたので、それがワークであり仕事と思っていました。

問 つまり、依頼されたら、それが何なのかをむしろ尋ねちゃいけない、尋ねることは修行の趣旨に反するんだ、そうじゃないですか、端的に言うと。いかがですか。

答 そうですね。基本的には言われたことを、自分の自我というものを消して従うのが修行でしたから（2233-2234）

問 あなたたちにとって、他人がやるワークに関して関心を持つちゃいけないんだ、そういう決まり事があったのではないですか。いかがですか。

答 基本的には不感症っていいますかね。そういう暗黙の了解はありました。

運転手は単に指示された目的地まで車を運転することだけがワークであり、他人がやるワークに関して関心は持たないようになっていたのである。

以上のように、オウム真理教においては、a) そのワークの目的、全体像、最終結果について無関心となる、b)他の信者のワークに関心を抱かない、情報共有をしない、c)できる限り情報を入手しないように心がけるというコミュニケーションにおける特殊性が共有されていた。このことを否定する信者は一人もいない。しかもその特殊性は、オウムを離脱し、刑務所や一般社会で何十年と生活しながらなお影響から脱することはできないほど体にしみ込んでいる。上祐は「段階的に＊＊＊非常に長い期間をかけて」、「約10年間ぐらいかけて」払拭したと述べる（上祐 64 以下）。豊田は「今振り返ると、10年ぐらいたった段階でも、まだ教団的な思考の残りといいますか、そういうものが完全には落ちていなかった」、「宗教的な教義というものが、人間の思考の非常に根本的な部分に作用してしまうという、そういう性質があつたからではないか」と証言している（豊田所在 1・3053）。西田教授が、「信者でない我々の社会の感性といったものは、余りどうでもよくなっていく」、「模様替え」をしていく、「システム化される」、「関連づけがすごく濃密になって、すごく速く機能して、意思決定もすごく簡単になる」などと説明したように（西田 2943）、価値観・世界観・考え方方が完璧に置き換わってしまうのである（さらに西田 2945 以下及び同 2958 以下）。

しかし、原判決は次項以下において具体的に述べるように、信者たちの証言や高橋さんの供述の信用性を評価する際に、これらの特殊性を無視し、我々の社会の常識に当てはめて自然かどうかを判断している。

これは原判決の事実認定に共通する大きな問題である。原判決の論理則・経験則違反の検討の際には、常にこのことを念頭におく必要があるため、以上とおり冒頭において各信者の証言を引用して留意を求める。

2 高橋さんは水野氏の容体を伝えられていない

原判決は、高橋さんが教団の製造する VX に人を死亡させる効果が十分あり得ると認識していたとする最大の根拠として、高橋さんが水野氏の病院搬送の事実を伝えられたことを挙げる。認定の根拠は大きく以下の 3 点である（原判決 17-19）

- a) 水野事件当日に、水野氏が病院に搬送されたことを高橋さんに伝えたとする井上証言
- b) 山形も平田悟も知りながら、高橋さんだけ知らないのは不自然
- c) 高橋さんが水野氏の容体に关心がなかったとするのは不自然

しかし、これら 3 つを根拠とすることはいずれも論理則・経験則に反する。

(1) 原判決はオウムの特殊性を無視している

まず既に詳細に述べてきたとおり、オウムには特殊なコミュニケーションの作法があった。下の人間の情報共有は禁じられており、ワークに必要でない情報が伝えられることもなかった。特に井上は、ワークに「必要なことだけ」を「これやって、あれやって」（平田悟 7・544）と指示し、そのやり方も「非常に簡潔」で、「これやっといて」、「どこ行って」という程度の指示しかしないタイプである（平田悟期日外・2326）。その内容も「非常に曖昧で、ぼそぼそという感じで、はっきりしたことをいわない感じで」、井上のほうで「どこまで話そうかと思いながらしゃべっているから、曖昧に聞こえる」（松本剛 14・1129～1130）のような特徴がある。片腕の平田悟にすら、「秘〔密〕にしてる部分が結構あり、「全部は話さない部分がある」（平田悟期日外・2331）。井上が、水野氏の容体というその後の高橋さんのワークに無関係の情報を高橋さんに伝えないことは、何ら不自然ではない(b)。

実際、VX 事件とは水野事件、濱口事件、永岡事件の 3 つから成るが、そのうち濱口氏が亡くなったという結果も、永岡氏が救急搬送された後どうなったかという結果も、高橋さんにはメンバーの誰からも伝えられていない。メンバーも同じ、VX をかけるという態様も同じ 3 つの事件のうち、2 つの事件で高橋さんだけが結果を知らされていないのだから、水野事件で高橋さんが結果を知らされていないことは全く不自然なことではない。

これは(c)の高橋さんの関心についても当てはまる。このこともオウムのコミュニケーションの特殊性に照らせば、むしろ当然のことである。実際、1 回目に水野氏に VX をかけた際もメンバーの誰一人として結果を確認しないまま井上、新實ら幹部が報告しに行き、麻原に改めて確認を指示されている（井上 4・177、中川 6・355 など）。これがオウム信者のワークに臨む典型的な態度である。これ以降は、麻原から直接指示され計画を立案し、最終的に結果を報

告しなければならない幹部たちは結果に関心を抱くようになったが、高橋さんを含む幹部でない者たちは、相変わらず結果には関心を抱かないし、ワークにおける必要性がない限り誰からも結果を伝えられなかつた。

実際、例えば平田悟は、「終わったことなんで、それはもう、次のこと、そのことは振り返らないで、すぐ前に進んではいた」（平田悟7・494）、「やつてしまつたら、それで自分のオペレーションは終わりだと思っていたので、結果にはほとんど関心はなかつた」（同527）、言葉は悪いが「知ったこっちゃないという感じですね」（平田悟7・527～528）と証言している。これがオウム信者の「自然」な態度である。実際、高橋さんは濱口氏についても永岡氏についても容体に關心を抱いていない。誰からも容体を聞いていないし、誰にも尋ねていない。水野氏の容体についても同じと考えるのが「自然」である。

オウム信者の行動原理は獨特のものであり、我々の社会の常識に照らして不自然かどうかを信用性評価のものさしにすると致命的なものとなる。オウムは社会の常識が通じない異国だった。異国のとある料理の味について、その国で暮らす人々はそろって美味しいと述べているのに、自国の調理法に照らせばまずいはずだと決め付けるのはばかりでない。原判決の認定はこれと同じく不合理である。原判決は異国であるオウムの常識を自分の常識に置き換えた結果、高橋さんにも結果が伝えられたはずだという結論を先取りしてしまい、その結論に合わせるように各証人の証言の信用性を評価している。その問題が端的に表れたのが、高橋さんに水野氏の容体を伝えたとする井上証言の信用性評価である。

(2) 水野氏の容体を伝えたとする井上証言は信用しえない

原判決は井上の証言を次のように要約する。

12月2日、水野にVXをかけてから、新實、中川と共に水野宅の電話を盗聴するなどして、その容体を確認した後、今川の家に戻り、そこにいた山形と被告人に対し、自分たちから、水野が東京医大のICUに運ばれたと伝えた。そのとき、平田悟がいたかどうかは覚えていない（原判決17）。

また、原判決は、以下のように山形と平田悟の証言が井上証言を補強すると評価する。

山形も、「2回目の実行後、今川の家で、被告人を含むメンバー全員が

いるところで、井上から『水野宅を盗聴したら、水野の顎が外れて泡を吹いたといっていた。実際、救急車が来て運ばれていった。』などと聞いた」旨証言しているところ、この山形の証言は、井上、山形及び被告人以外のメンバーで、その場に居合わせた者について、他の場面と混同している節があるものの、水野の容体の調査結果が被告人にも伝えられたという点や、その際、井上から伝えられた内容の点で、井上の前期証言と概ね符合している。

さらに、平田悟は、「濱口事件の5日以内ぐらい前に、井上がいる場面で、水野が吐いた弾みで顎が外れたということを聞いた。」旨証言しており、その信用性を疑う事情はうかがえないところ、この証言は、山形と被告人に水野の容体を伝えた際、その場に平田悟がいたかどうかは覚えていない旨の井上の前期証言と整合的である。

これらの結果、原判決は、「中川と新實がいない場面で、井上が水野の容体の調査結果を山形と被告人に伝えた」という状況を作り上げた上で、「今川の家で、少なくとも、VXをかけられた水野が病院に搬送されたとの情報が被告人にも伝えられ」たと認定する（原判決18）。

しかしながらこの認定は誤りである。原判決は、井上証言を「慎重に検討」すべきといいながら全く慎重な検討を行っていない。むしろ有罪を認定するために無理に井上の信用性を認めたためその認定には綻びが生じている。具体的には、①原判決が要約する井上証言の内容は実際の井上の証言と矛盾する上、その認定する状況が現実的にはありえないものとなってしまった、②井上の過去の供述調書と矛盾する、③原判決が井上証言の補強に用いる平田悟と山形の証言はいずれも到底補強に値するものではない、という3つの問題がある。以下井上証言を「慎重に検討すること」の重要性を述べた上で、3つの問題点をそれぞれ明らかにする。

① 井上証言を「慎重に検討する」ということ

原判決は井上の証言について「信用性は慎重に検討する必要がある」とする（原判決15など）。この姿勢は正しい。他の信者の地位を実際より高く証言したり、他の信者が実際以上に犯罪に深く関与したかのように証言することで、自分の役割を相対的に低く見せかけ、自らの罪責を軽くするという動機があるためである。その結果、井上の証言は20年近く以前の些細な出来事であ

つても、虚実ない交ぜに、高橋さんの罪責が重くなる事情が加えられる場合がある。このことは平成27年11月27日東京高等裁判所第8刑事部（大島隆明裁判長）が菊地直子事件控訴審判決において以下のように判示するとおりである。

井上の証言は、被告人（引用者注：菊地直子）の関わりについて、本件の他の多くの証人が記憶が曖昧になっていてなかなか具体的な事実を思い出すのに苦労している中で、不自然に詳細かつ具体的である。＊＊＊自身にとって重要性を持つような事象ではなく、このような長い年月を経ても記憶が褪せないエピソードであるとは考え難く、むしろ記憶に残っていることは不自然であるとすらいえる。このような証言については、他にこれを裏づけるような証拠があるか否かなどを検討し、その信用性を慎重に判断する必要がある（同判決14）。

本件においても井上証言のこの特徴は顕著に現れていた。このような特殊性がある以上、複数の証人の証言や客観的事実と整合していない限り井上証言の信用性を認めるべきではない。すなわち、弁護人が弁論において引用したように、「確実な証拠によって担保され、殆ど動かすことのできない事実か、それに準ずる程度のものでなければ」信用しないという姿勢である（八海事件最高裁判決）。それこそが「慎重に検討する」ということである。

原判決は、假谷事件と地下鉄サリン事件の検討においては、「慎重に検討」した結果、井上証言の信用性を否定する。しかしVX事件においては、以下のとおり中川や新實の証言と明確に食い違い、自身の過去の供述とも矛盾し、かつ客観的事実や他の証言により補強されていないにもかかわらず、井上の証言に信用性を認めており全く「慎重」な検討となっていない。

② 原判決の井上証言の要約は、当の井上証言と矛盾する上、現実的にありえないものである

原判決は井上証言を以下のとおり要約する。

12月2日、水野にVXをかけてから、新實、中川と共に水野宅の電話を盗聴するなどして、その容体を確認した後、今川の家に戻り、そこにいた山形と被告人に対し、自分たちから、水野が東京医大のICUに運ばれたと伝えた。そのとき、平田悟がいたかどうかは覚えていない（原判

決 17)

第1に、原判決の井上証言の要約は実際の井上証言と矛盾する。井上は、水野の容体を自分自身が説明したとは決して証言していない。井上は、まず主尋問で「覚えていることとしては、新實さんと私、中川さんのほうで、高橋さんと山形さんに、盜聴の状況について話したという記憶はありますが、部分的にしか覚えていません」と述べる（井上 4・180）。そして反対尋問では、この場面の詳細な説明として、「新實さんが初め、口を開いたという記憶は残っています。・・・私自身も、何か言ったような記憶はあるんですけども、何を言ったのか、もう覚えていません。中川さんについても、何か容体を言ったような記憶はあるんですけども、ほとんど覚えていない・・・。明確に、少なくとも新實さんが初めに言ったことがある」と述べているのである（同 274）。「新實さんが山形さんと高橋さんに」説明したというのが井上の「生の記憶」であり、調書においてもその内容を「新實が、山形と高橋克也に対し、水野さんの容体・・について、ごく簡単に説明していたような気がします」と「検察官がまとめてくれ」ており、これが今の記憶と整合すると証言しているのである。

ここで重要な点は2つある。まず、井上は明確に、自分が「何を言ったのか」の記憶はないと言っている点である。この証言に基づいて、井上が高橋さんらに水野氏の容体を説明したと認定するのは無理がある。

もう1つは、井上がその場に中川と新實がいることを前提としていることがある。「中川と新實がいない場面」など全く想定されていない。特に新實については、「新實さんが初め、口を開いたという記憶は残っています」、「明確に、少なくとも新實さんが初めに言った」などと証言している。

これに対し新實と中川はそのような事実を明確に否定した。新實は、「盜聴した後に戻った今川の家で」自分自身、井上、それ以外の誰かが高橋さんに水野氏の容体を伝えたことはあるかと問われ、明確に「ありません」、「ないです」と述べている（新實 6・457）。中川は中川自身が伝えたか否かについては「記憶としては残っておりません」と答え、井上を含めて他の誰かが伝えたところを見たり聞いたりしたかとの問い合わせには、明確に「それはありません」と述べている（中川 5・350）。

2人の証言と食い違うのだから、それだけでも井上の証言の信用性は否定されるはずである。しかし原判決は次のとおり新實と中川の証言との食い違いを

軽視する。

水野の容体の調査結果について、中川は、これを伝えた人として思い出せる人はいない旨証言し、新實は、自分は調査結果を被告人に伝えていないし、井上が伝えているところを聞いたこともない旨証言するが、新實及び中川の各証言は、今川の家で、中川と新實がいない場面で、井上が水野の容体の調査結果を山形と被告人に伝えた可能性までも否定する内容ではない。

これは明らかにおかしな認定である。原判決は、新實と中川がいない場面で井上が伝えた可能性は否定されないとするが、井上はそのような「可能性」を明確に否定しているのである。他者の証言がその可能性を否定しないからといってその可能性が高まることがないのは当然である。

さらに、原判決の想定する状況を具体的に考えると、この場面で中川と新實がいないというのはあまりに不自然である。この場面は井上、新實、中川の3名が病院での情報収集から戻り、麻原に報告に行くために今川の家を出る直前である。新實と中川は今川の家の外で待っていたわけでも、そろって別のワークをしていたわけでもない。水野家の盗聴、東京医大での情報収集、今川の家、その後の麻原への報告と、前後を通じて一貫して井上と行動をともにしていた2人が、狭い今川の家でそろってたまたまいない場面を挿入するのはあまりに作為的である。2人そろって一体どこに行ってたのだろうか。

原判決からすれば、高橋さんが水野氏の容体を知っていなかったとすることは自分たちの常識に反する不自然なことなので、今川の家で説明を受けていることとするほかない。しかし井上の証言は中川・新實の証言と明確に矛盾する。3人の証言を整合させるためには、中川・新實は説明の場にいなかったこととするほかない。

しかしそうすると、井上証言のうち、「明確な記憶」として中川も新實もいて新實が最初に口を開いたと述べる部分は、井上の記憶違いか偽証となるはずである。つまり原判決は、誰がいたか、そして誰が説明したかについては明らかに事実と異なる内容を証言する証人について、高橋さんに水野氏の容体を説明したという部分だけは信用するというのである。井上によれば前者は「明確な記憶」であり、後者は「記憶が落ちて」おり（井上4・274）、「部分的にしか」覚えておらず（井上4・180）、その内容は具体性も迫真性も欠くにもかかわらず。これは証言の信用性評価としてあまりに恣意的であり、論理則・経験

則に反するものである。

③ 井上証言は、過去の井上自身の供述と矛盾する

第2に、原判決が信用性を認める井上証言は、過去の井上自身の供述と矛盾している。井上はVX事件だけでも60通ほどの検察官調書を録取されているが、今川の家で高橋に説明したとする調書は一つもない（井上4・266）。

むしろ、平成7年12月22日付検察官調書や平成8年2月5日付検察官調書の記載は、そのような事実がなかったことを裏づける。これらの調書には、水野家の電話の盗聴、東京医大での情報収集、その後今川の家に戻った際、高橋さんと山形がいたこと、その後に麻原に報告に行つたことについては録取されながら、高橋さんと山形に水野氏の容態について説明したという話は一切登場しない（井上4・265以下）。これについて井上は、当時逮捕されていなかつたので高橋さんについて話さないようにしていたとか、検事に高橋さんのことは調書にまとめないようお願いしていたなどと述べるが、水野、濱口、永岡の3つのVX殺人事件への高橋さんの関与という重大な事実についてはすでに膨大な量の調書を作成しながら、今川の家で水野氏の容態を話したかどうかという話題だけ録取させないなどということがあるはずがない。水野氏の容体について高橋さんに新實が説明した気がするとの井上の“記憶”は、高橋さんの役割を高め、自分の関与度を相対的に低くするために井上が作り出したものであり、信用に値しない。

④ 平田悟証言や山形証言は井上証言の補強となりえない

第3に原判決は、平田悟と山形の証言を井上証言の補強証拠として用いるが、その認定はあまりに恣意的なものである。

まず平田悟は、「顎が外れたとか何とか」という話を聞いたとは証言するものの、誰から聞いたかは覚えておらず（平田悟7・493）、肝心のいつ聞いたかについては濱口事件の5日以内前くらいと証言する（同・558）。聞いた態様としては、報告を「直接受けたんじやなくて、多分、井上に報告されてるのを、井上から聞いたのか、もしくは一緒にいたときに、そういう報告を受けた」と述べる（同上）。原判決はこれらの証言のうち、水野氏の容体を聞いたのは水野事件当日ではない（濱口事件の5日以内前くらい）とする点のみを強調し、高橋さんと山形に説明をした際に平田悟はいなかったと述べる井上証言

と整合すると評価する。しかし、これ自体井上の供述内容や供述状況と積極的に一致しているわけではなく、矛盾しないという程度にすぎない。しかも、元となる井上の証言は「平田はいなかった」とするものではない。「平田がいたかは覚えていない」というものである。原判決は、「覚えていない」という証言を「いなかった」という証言に変容させてから、当該証言は平田悟の証言と合致するから信用できると評価しているのである。このような証拠評価が許されるなら、相互に矛盾しない供述は全て補強しあうこととなる。“昨日は雨だった”という証言と、“一昨日は雨だった”という証言も「整合」するから「補強しあう」こととなってしまう。「慎重」な検討には程遠い。

山形の証言に関する評価も同様の問題をはらんでいる。山形は、「井上と平田が戻ってきて、井上君が言ってましたが、水野様の家を盗聴してたら、顎が外れて泡を吹いたって言って、家族の方が救急車呼んだって。実際、救急車が来て運ばれていったので、今度は効果があったみたいだ、ポアできたんじやないかっていう話ををして」おり、その場には「犯行にかかわった全メンバーがいました」と証言する（山形 7・585）。これまでの検討から明らかなどおり、この証言は中川、新實、平田悟（そして高橋さん）の各証言と真っ向から対立する。原判決はそのため、山形の証言のうち「その場に居合わせた者について」は、「他の場面と混同している」として信用性を否定しつつ、水野氏の容体の概要が高橋さんに伝えられたことのみは信用できるとする（原判決 18）。しかし、山形はいったいどの場面と混同したというのであろうか。新實は、自分を含め水野氏の容体を井上が誰かに報告している場面はなかったと証言する（新實 6・457）。中川も同様である（中川 5・350）。平田悟は、水野氏の容体を聞いたのは、誰かが井上に報告をしている場面で、それは事件当日ではなく濱口事件の 5 日前以内くらいと証言しているが（平田悟 7・558）、山形も平田悟も濱口事件から 5 日前以内はそれぞれ別のワークに従事しており、会う機会はなかったはずである。結局、「全員」がそろった場面で井上が水野氏の容体を説明するような状況は、証拠上存在し得ない。あり得ない状況と「混同」しているというのは、つまり事実を誤って記憶しているということである。山形の証言のうち中川、新實、平田悟がいたことについては「混同し」ている、つまり事実ではないとしながら、井上が説明したことと、その場に高橋さんがいたことだけは間違いないと評価するのは不合理である。

さらに、井上と山形をのぞいて全部で 4 人しかいないメンバーのうち、中

川、新實、平田悟の3人がいたことについては信用できないとしながら、高橋さんがいたことについては信用できるというのはなぜなのだろうか。高橋さんは「取り立てて印象がない」（中川5・345）、「（会議での存在感は）まあ、いたかな、というぐらい」（新實6・456）という存在である。役割も「井上の運転手」（平田悟7・546）でしかなく、「（平田悟より）多くの情報を与え」られるような存在ではない（平田悟・同）。会議の際も「ただ黙って話を聞いて」いるタイプであり、高橋さんが意見を述べたり発言をしたことは「一度もなかった」（山形8・637）。なぜ、3人はいなかつたとされながら、このように存在感のない高橋さんについてだけ、いたことは間違いないとされるのか。

山形は高橋さんがいたとする根拠も述べていない。具体的な状況も説明していない。単に「全メンバーがいた」という証言である。「全員」のうち中川・新實・平田悟の3人は本人らが明確に否定したために不在が認定されながら、高橋さんについては不在を証明できないためにいたこととされてしまう。いなかつたことの立証をしなければ有罪方向の認定をされており、立証責任の転換に他ならない。

このように山形の証言も、井上の証言の裏づけとはなりえないである。

(3) まとめ

本当に井上の証言を「慎重に」検討するならば、中川と新實の証言と矛盾する箇所について、明確に否定する2人よりも「部分的にしか覚えて」おらず具体性も欠く井上を信用することはできない。けれども有罪とするためには高橋さんが水野氏の容体を知っているなければならない、そのためにはその限度で井上の証言の信用性を認めるほかない。そのため原判決は、今川の家で、井上だけがいる状況で、山形と高橋さんに水野氏の容体を説明するという架空の場面を作り上げた。しかし原判決が依拠する井上本人、そして原判決が井上証言の補強として用いる山形を含めた6人の誰一人として、そのような状況を証言していない。それどころか明確に、井上は新實・中川がいたと証言しており、山形は平田悟を含めた全員がいたと証言している。他方で新實と中川は、井上が水野氏の容体を高橋さんに説明しているところを見たことはないし、自分たちから説明したことないと明言している。平田悟も自分が容体を聞いたのは濱口事件の5日以内前くらいと述べている。つまり原判決の認定する事実は、6人全員の証言と明確に矛盾するものである。それは想像上の動物キメラのように

原審裁判官が空想したに過ぎない架空の状況なのである。原判決は、有罪となるために唯一ありうる選択肢を一つずつ採用し、全員の証言を切り貼りして細い糸を紡いだ結果、全員の証言と明らかに矛盾する認定をしている。「慎重」な検討とは程遠く、論理則・経験則に反するものである。

3 高橋さんはホテルコンソルトの会話の内容を認識していない

原判決は、「広いとはいえないホテル客室の被告人の目の前で行われていた上、井上らが被告人に聞こえないようにして話していたなどの特段の事情は何らうかがわれず」、また、「平田悟及び山形」が「ここでの話し合いの内容を聞いていたことが認められる」から、高橋さんも「その内容を聞いて認識していた」と認定する（原判決19）。

また原判決は、高橋さんは地図を見るなど運転のワークの準備をしていたため他の人の話し合いには参加しておらず、その内容も認識していない旨の弁護人の主張に対し、「濱口にVXをかける場所・方法が決まらなければ、車を運転するルートも決められない」から、高橋さんが地図を見るなど準備を始めたのは、場所・方法が決まって具体的な指示をなされた後であるところ、「最初から水野事件と同様の方法で濱口にVXをかけることになったわけではなく」、「場所も含めて、様々な方法が検討され」た後に、場所・方法が決まったのだから、話し合いの内容を認識していないとの主張は採用できないと判断する（原判決20-21）。

しかし、これらの認定はいずれも論理則・経験則に反するものである。

(1) オウム信者たちにとって、一部の内容を聞いたことは、全部を聞いていたことの根柢とはならない

まず、高橋さんが話を聞いていたはずだという認定は、この場面で取り交わされた様々な発言を、「話し合いの内容」として一括した上で、一部の内容を聞いていればすべての内容を「聞いて認識」していたはずだと飛躍させた問題がある。弁護人は、公安のスパイにVXと呼ばれる液体をかけることと自分の役割が車の運転ということについて、高橋さんが説明を受け理解したことは争っていない。争いがあるのは、原判決が「今回用いるVX自体には、殺傷力（人を死亡させる効果）があることが当然の前提とされていた」と指摘する会話内容、すなわち「2回目の実行後、水野が病院に搬送されて助かったこと」

に関するものと、「早期に病院で必要な治療を受ければ救命されるという話」について、高橋さんが聞いて理解していたかどうかである。

ここで無視してはならないのは、自分のワークと関係のないことに異常なまでに無関心なオウム信者の傾向である。その端的な例が、とりもなおさず、ホテルコンソルトでの話し合いに関する「平田悟及び山形」の証言である。原判決は彼らの証言を高橋さんが全てを聞いていたことの根拠として用いるが、彼らは全てを聞いていたなどと証言していない。むしろ彼らは、自分の役割と関係のない話題に関しては、内容を全然認識していないのである。

まず濱口事件における平田悟の役割は現場近くのマンションの屋上で濱口氏の動向を見張るというものであった。そのため関心があるのは「ターゲットを補足して、動向を追跡・・追尾して、そして、実際に攻撃ができる状況を作り上げる」ことのみであり、山形の役目である VX を「どのようにかけるか」や、高橋さんの役目である「どこに車を止め・・どうやって現場を離脱する」かについては「自分の範疇を超えるものだから」「関心がない」と証言している（平田悟 7・528）。実際にいずれの内容も全く証言できておらず、その場にいながら話し合いの内容を認識していない。

同様に山形の役割は濱口氏に VX をかけるというものであるため、関心があるのは「かけ方」、「方法」のみであり、「自分のことでいっぱいいっべいないので、高橋さんと平田」への指示は覚えておらず、「高橋さんが、どこに車を止めるか」、「高橋さんが・・どうやって車を発進させて離脱させるか」、平田が「具体的に何というマンションで見張りをするか」、「どうやってそのビルに入るのか」は「注意を払った記憶はない」と証言している（山形 8・638）。井上、新實、中川ら幹部たちが自分以外の信者に指示をしているときには、「自分に与えられた指示を反芻したり」、「シミュレーションしたり」しており、「同じ話し合いの場にいても、ほかの人たちへの指示を全て聞いているなんていうことはなく、他の人たちが話している内容が「耳に入っていない」のである（同 638-639）。

このように 2 人とも、自分に与えられた役割・ワーク以外の話題は関心がなく、たとえ「同じ話し合いの場にいても」他の人の発言を聞いておらず、「耳に入っていない」と証言しているのである。新實もこのことを裏づける証言をしている——「（高橋さん）本人の役割は、ワゴン車の、逃亡用のワゴン車の運転ですから、どうやってかけるかというのは本人の・・関心の外というか、

本人の業務に関係ない」と（新實 6・71）。

上述したとおり、オウム真理教では自分のワークと関係のないことについては知ろうとしない姿勢が励行されており、輪をかけて他の人の会話を聞こうとしない傾向がある。ワークは麻原から直接指示されたものであり、ワークの遂行は宗教的なステージを擧げる重要な機会とされていた。それは他の信者との共同作業ではない。尊師麻原の信者一人ひとりへの直接的な命令である。その直接的な命令の遂行に専念することが重視され、そのワークの現世における結果や最終目的や全体像は考えることが無かった。

結局、原判決は、一部を聞いていれば全部を聞いて認識したはずだと飛躍させる。しかしこのような認定は、会話で出た内容のうち「聞いて認識」した内容は人によって異なるという論理則・経験則を無視するものであり、原判決自身が有罪の根拠とした平田悟と山形の証言によって、むしろ否定されるのである。

(2) 話し合いの順番についての原判決の誤り

原判決のもう 1 つの問題は、部屋の中で出た話題の順番に関する認定にある。原判決は、話題の順番について、まず「場所も含めて、様々な方法が検討され」、その話し合いの結果、実行の場所と方法が決まり、それから各人の役割が指示されたはずであり、高橋さんが地図を渡されたのは終わりのほうであるから、地図を見ることに集中していたとの弁護人の主張は採用できないと判断する（原判決 20）。しかしこの認定は証拠に基づかないばかりか、コンソルトで話し合いが行われるまでの以下のようないくつかの経緯と整合せず不合理なものである。

濱口事件の発端は麻原の指示である。絶対神である麻原は、かけ方などの実行の方法について、水野事件と「同じようにホッホッピュでいい」と指示していた（新實 6・401）。麻原の指示には原則として「拘束力があ」るので（新實 6・447²⁶）、新實は「ホッホッピュ」で実行するべく、ホテルでの話し合いの前に既にランニングを装うためのジャージを準備していた（新實 6・403）。井上も新實から「（濱口氏の）自宅から新大阪駅までの間に、新實さんと山形さ

²⁶ 実際、この日の山形は明らかに体調が悪く、実行役として不安が残る状態であったが、「尊師が、前と同じでいいんじゃないかって言っていたから」実行役を交代させることはなかった（新實 6・447）。

んがジョギングで走って近づいていって、VXをかけ」る、「ジョギングスツも既に用意してある」と伝えられていた（井上4・185-186）。説明を受けた井上はその方法に反論したり別の方法を提案することなどせず、その方法で実行することを前提として、中川、平田悟とともに濱口氏の自宅付近を確認し、犯行の際に見張りが可能なビルをピックアップし、下見まで済ませていた（井上4・186、中川5・308）。

すなわち、ホテルで話し合いが行われるまでに、井上と新實という2人の幹部の間では、「基本的な方法、かけ方というのは、もう水野さんのときと同じでいいとなって」おり（新實6・448）、「（水野事件と）同じように」ターゲットの自宅付近でランニングを装ってVXをかけるという計画が出来上がっていったのである。とすれば、話し合いの冒頭に、井上らがその計画に即して高橋さんに役割分担を指示することはむしろ自然な流れである。

もちろん、その後に「こんな都会でポアできないんではないか」といった問題提起がなされ（中川5・314-315）、井上、新實、中川ら幹部たちにより、方法や場所について改善策が検討されたことは確かである。しかし、それはすでに決まっている方法・場所を再検討するものであり、ゼロから方法・場所を検討する話し合いではない。

実際、新實はかける方法は既に決まっていたので、3人で方法や場所について話していたのは「ただ単に言っただけという感じ」であり、水野事件のときと話し合いの内容はほとんど変わらず、「前のとおり、前のとおりという流れ」だったと述べている（新實6・448-450）。

また中川の証言には、話し合いの冒頭で、場所（濱口氏の自宅付近）と方法（ジョギングを装ってかける）に関する指示がなされたことを前提とするものが随所に見られる。例えば中川は、ホテルでの話題として濱口氏の人物紹介、濱口氏の通勤経路、どうやってかけるか、役割分担という4点を挙げるが（中川5・314）、2点目の通勤経路の話題の際の会話の内容として以下のように述べる。

後のかけ方にも関係するのかもしれません、井上君が〔地図を〕上から見てて、通勤ルートに番号をつけて、このルートで行くというのを1番、2番、3番、このルートで行ってるというのを見て、実行犯に連絡するという話もありました（同313・314）

通勤経路が説明されたのは、自宅から新大阪駅までの間のルートに番号を付

けて「実行犯に連絡する」ことを前提とするものである。しかも中川は「大体既に、ジョギングを装って近づいていって VX をかける」という話は、新實さんの頭の中にはあったみたいで、新實さんが既に服とか靴等を買っていたんです。それで、そういうやり方でやろうかというような話になっていたんですけども、最初は」（同・314）とも述べている。濱口氏の人物紹介をした際に、濱口氏の通勤経路についての話をしたということは井上も証言している（井上 4・188）。

つまり、話し合いの「最初」の時点で、濱口氏の通勤経路途上において、「ジョギングを装って近づいていって VX をかける」という新實の頭の中にある方法が説明されていることは当然の前提とされている。実際、方法や場所が議論されたのは、大阪という大都会の路上でかけるという方法だとポアできない、またコートを着ているだろうから襟にかかる皮膚に付着させることができない（中川 5・314）といった具体的な問題提起に基づくのであり、かけ方の議論の前に、メンバーで方法と場所に関する計画が共有されていたことは明らかである。

さらに中川の上記証言で重要なことは、通勤ルートの説明の時点で井上が地図を取り出していることである。話し合いの「最初」の時点で、実行場所と方法について説明がなされ、しかも現場付近の地図を示されたのであるから、運転手役の高橋さんにとって、その地図を見てルートを検討することはむしろ当然の流れである。以上のとおり、信用性に争いのない証拠によって、麻原から新實への指示内容は水野と同じでいいというものであったこと、新實と井上は濱口氏の自宅前でランニングを装ってかける方法で行くことについて事前に打ち合わせていたこと、そのための準備として新實が山形の分も含めてランニングウェアを準備していたこと、井上が濱口氏の自宅付近のビルを見張りようにピックアップしていたこと、話し合いの「最初」の時点で井上又は新實から「（水野事件と）同じように」（新實 6・448）という説明がなされたことを確定的に認定することができる。

このような事実と整合するのは、原判決のような認定ではない。むしろ、話し合いの冒頭で井上又は新實から水野事件と同じ役割分担が指示され、かつ個々の信者に具体的なワーク内容が指示された後に、中川の問題提起をきっかけに幹部たちが改善案を話し合い、具体的な改善案が浮かばないので 3 人に対する当初の指示を変更しなかった、という経緯のほうが上記事実と整合し自然

である。

他方で原判決が認定するように、ゼロベースで場所と方法に関する議論がなされた後に、最後に高橋さんに具体的な役割分担がなされ地図を渡されたことを裏づける具体的な証拠は皆無である。誰一人そのような証言はしていない。原判決の認定は証拠評価として論理則・経験則に反する。

(3) 生返事・内職

なお最後に念のために、中川の柔道家発言に関する原判決の認定の不合理性を述べる。原判決は、高橋さんに「柔道家は足が遅いよね」と水を向けたら高橋さんが「そうそう」と述べた、という中川の証言を元に、「被告人がその場の話し合いの内容を聞いていた」と認定する。

まず、我々の日常生活でも、考え方や別の作業に集中していれば、同じ空間にいても自分に話しかけられない限り、他の人たちの会話の内容には意識を向けない。「生返事」という言葉があるとおり、相槌を打っていても内容については上の空というのは良くあることである。このことに部屋の狭さや会話の参加人数は関係がない。

また、他の作業をしていたとしても、直接話しかけられればその作業を中断して言葉を交わし、また作業に戻るというのは日常的によくあることである。その際、直接話しかけられたことは理解したとしても、それまでになされた会話は把握していない、ということもしばしばあることである。

また、「柔道家は足が遅いよね」と尋ねられ反射的に対応することくらい、それまでの会話に参加していなくとも容易である。さらに高橋さんは事前の下見で濱口氏が柔道をしていることを把握していたので、それまでの会話を一切聞いていなくとも、「柔道家は足が遅いよね」という質問に対応することは容易であった。

結局、以上の中川との会話は、せいぜい高橋さんが中川から尋ねられた質問を聞き、その意味を理解したことを示すだけである。この会話を元にホテルで交わされた会話を高橋さんがもらさず聞いていたと認定するのは飛躍がある。実際、高橋さんの応答は「そうそう」というものであり、質問の前後の会話を聞いていない場合になされる生返事の典型である。

むしろ高橋さんが「そうそう」以外に自分の意見を述べていないこと、特に水野氏の容体やVXの効力などの殺意や共謀と関連する話題について一切発言

せず、誰とも会話をせず、質問もしていないこと（新實 6・455 など）は、高橋さんが地図を見ることに集中していたことと整合する。

さらに、その場の話し合いの雰囲気はこのことと一層整合する。方法や場所についての再検討は、井上、中川、新實という 3 人の幹部たちが、「ただ単に言っただけという感じ」のものである（新實 6・448-450）。残りの 3 人は話し合いに全く参加していないし、その雰囲気も「よっぽどいい方法があれば」井上がその方法を決定したかもしれないが（同 469）、「原則的にはホッホッピュ」であることを前提としたものである（同 476）。

高橋さんからすれば、冒頭に説明された方法と場所を了解し、自らの準備をしている間に、幹部たちが思いつきでいわば雑談のように話しているという状況である。3 人の幹部たちが最終的な結論を出すまでは自分の作業に専念し、仮に計画が変更されたらその内容を改めて聞けばよい、という態度をとることは全く不自然ではない。しかもいくつかの案が思いつきで話し合われたものの、結局は新實と井上が「最初」から念頭においていた方法と場所で実行することに決まっているのである。このような雰囲気の話し合いに耳を傾けることを、自分の準備よりも優先させるだろうか。一通りの説明が終わるも、会議自体は解散していない。幹部たちは雑談のように話し合いを続けているが、自分たち平社員が意見を求められることは無い。我々一般の仕事においてさえ、自分の仕事を優先し、内職して然るべき状況である。しかも彼らはオウムの特殊な作法に支配されていた。自分のワークの準備に集中することこそ、むしろ自然で合理的である。

加えて、幹部たちの話し合いのきっかけは、VX をかけて命を奪うことはない、というものであったことも重要である。前述のとおり、高橋さんは VX をかけても何の効果も生じない、という認識ていた。地図を見る作業に専念していた高橋さんとしては、幹部たちの話し合いのうち、自分の認識と整合する内容、すなわち今回の液体をかけても命に別状はないというニュアンスだけを理解し、認識していたということはむしろ自然である。

(4) まとめ

原判決は高橋さんが話し合いの内容を聞いていなかった可能性を切って捨てる。しかしこれは刑事事件である。その可能性が合理的なものであればそれを否定してはならない。高橋さんがホテルコンソルトで交わされた話し合いのう

ち、高橋さんが「**2回目の実行後、水野が病院に搬送されて助かったこと**」に関するものと、「**早期に病院で必要な治療を受ければ救命されるという話**」を聞いていたとする直接の証拠はない。そしてその場にいた全ての信者たちが、全ての話をつぶさに聞いていたことを示す証拠もない。むしろ、平田悟も山形も、話し合いの内容を全て聞いていなかつたと証言している。オウムには特殊なコミュニケーションの作法があり、そのことは全ての証人が証言するところである。自分のワークと関係がないことには極端に無関心となる、話し合いの内容もまともに聞かない、それぞれが勝手なことをする、結果には関心がない。ホテルコンソルトでの話し合いは、このような集団によって行われていることを常に留意しなければならない。

高橋さんにとってかけ方や液体の効果は運転のワークに関係のことだろうか。その話を聞いていないということは、オウムの特殊な作法において不合理なことであろうか。会議の冒頭で地図を渡され、その後は地図を見ていたので他の人の話は聞いていないとする弁護人の主張は合理性を欠く不自然なものだろうか。かけかたの話し合いが終わってから高橋さんに指示がなされたとする原判決の認定は、本当に証拠に即しているだろうか。高橋さんが「**2回目の実行後、水野が病院に搬送されて助かったこと**」に関するものと、「**早期に病院で必要な治療を受ければ救命されるという話**」とともに聞いて認識していたと、合理的な疑いを超えて認定できるだろうか。

これまで述べてきたとおり、そこには合理的な疑問が残る。原判決の認定は、証拠に基づかないどころか、むしろ証拠から認定される事実と整合しないものであり、論理則・経験則に反する。

4 殺意や共謀の有無は実際にその状況に置かれた被告人の立場に立って検討されるべきである

原判決は、①高橋さんが水野氏の容体を聞いていたこと、②高橋さんがホテルコンソルトでの会話の内容を聞いていたことを根拠として、VXをかけると病院に運ばれるほどの効果があることを知っていた高橋さんが、ホテルでの会話の内容を認識すれば、「VXをかけた相手の治療が遅れれば死亡する可能性があるということを意味する」ことは理解したはずであるから、高橋さんは「人を死亡させる危険性が高い行為をあえて行うという殺意と評価できる認識を有していた」と認定する（原判決 19-22）

(1) 高橋さんが殺意や共謀を有していたことと矛盾する証言

しかし、本件には、高橋さんに殺意や殺人の共謀があったとすれば矛盾する証言がある。例えば、林泰男によれば、高橋さんはVX3事件の後に「教団のVXでは人を殺害できるわけないんだ」という趣旨のことを述べていた（林泰男18・1490）。仮に高橋さんが教団のVXをかける行為が「人を死亡させる危険性が高い行為」だと認識していたとすれば、このような発言となるはずがない²⁷。

また、中川によれば、高橋さんは假谷氏が亡くなった際、ショックを受け、「落ち込んでいて・・暗かった」（中川12・1018）。「人を死亡させる危険性が高い行為」と認識して濱口事件や永岡事件に関与していたならば、これほどショックを受けるのは不自然である。

さらに、山形によれば、高橋さんはサリン事件の直後、「非常に顔面が蒼白で、何というか、落ち込んで・・深刻な表情で黙り込んでいた」（山形24・2160）・また数日後には山形に対し「あんなことになるなんて思ってなかつたんだ、もう俺は死にたいよ、あんな大変なことになって死にたいよ」、「俺は本当に死にたいよ」と述べ、「本当につらそう」な様子だった（同2148及び2161）。すでにVX事件で「人を死亡させる危険性が高い行為をあえて行う」認識を有し、かつ濱口氏や永岡氏を殺害するという具体的な犯罪を共同して実行する意思を井上らと通じ合っていたとすれば、新たにサリン事件を経てこれほどつらそうな様子を見せるというのも不自然なことである。

むしろ、永岡事件の直後、高橋さんは山形に冗談めかして「職人芸だ」と山形を褒めている（山形8・615）。これは、假谷事件の後のふさぎこんだ様子や、サリン事件の後の「非常に顔面が蒼白」な感じや「深刻な表情で黙り込んで」いた様子とはかけ離れている。仮に水野事件・濱口事件を通じて、VXをかける行為が「人を死亡させる危険性が高い」と認識していたならば、濱口事件や永岡事件の後にもこの2つの場面と同じように深刻な様子が見られたはずである。これほど様子が異なるはずがない。原判決は、乏しい根拠に基づいて高橋さんがホテルでの会話を聞いていたと認定し、かつその内容を総合的に考慮すれば殺人の話し合いがなされていると分かったはずだと認定し、さらに単

²⁷ なお、林泰男によれば、高橋さんのこの発言はサリン事件の数日後のものである。

に全体の作業のうちの一部である運転を指示され、言われるがまま運転しただけの高橋さんが、自らの意思であえてその殺人の一翼を担ったと認定する。

原判決によれば濱口事件こそ高橋氏が初めて意識的に計画に参加した殺人事件ということになるはずである。しかし高橋氏からはそのような緊張感が感じられない。普段の運転のワークと代わりのない態度で参加している。本当に初めての殺人事件に関与したのであれば、假谷事件やサリン事件の後に見せたような緊張感・感情の揺れが、事前・事後のいずれかで何かしら認められるはずである。しかしそのような様子は全くない。人生で初めて「人を死亡させる危険性が高い行為」だと認識ながらあえて殺人計画に加担した人間の態度としては余りに不自然なのである。

原判決は、高橋さんに殺意や共謀があったことと整合しない各証言を全て黙殺しており、証拠評価の公平性を欠いている。

(2) 指示は「ポア」

さらに、本件で殺意や共謀を認定するに当たり、無視すべきでない特殊な事情を原判決は軽視している。それは、濱口事件も永岡事件も、麻原の指示は「ポア」であったということである。

私たちは報道によって、「ポア」という言葉があたかも暗殺の隠語として信者たちの間で共有されていたかのように錯覚している。しかし、信者たちの証言を丁寧に整理すると、最高幹部たちの間でも常に暗殺を意味していたわけではなかったし、高橋さんを含む一般信者たちの間では暗殺としての意味が共有されていなかったことが浮かび上がる。

まず、前提として「ポア」のそもそもの意味は「自分が死ぬときに高い世界に行く瞑想技法」である（上祐・57）。そのことが転じてオウムの中では「精神を高めること」をも意味するようになり（同 58）、さらには「教義の勉強をした」場合や高僧のセミナーを受けた場合などにも、「ポア」された、「ポア」しあったなどという使われ方をするようになった（新實 6・441）。そこには殺害はおろか人を傷つけるという意味は全く含まれていない。

ヴァジラヤーナという修行の最終段階においては、その人の業（カルマ）を見切ったグルが、悪業を積み低い転生を余儀なくされる前に命を奪うことで、「ポア」につながることもある、という説明がなされたこともあるが、これは膨大な説法の中で行われた「例え話」（中川 5・362）の類であった。一般の信

者たちは殺生を禁止する戒律を忠実に守っており、実際に殺人が許されるとか、ましてや教団が殺人を実践しているなどということは知らされていなかつたし、想像もしていなかつた（同 361 以下、377、381 以下など）。このことは前掲菊地直子事件控訴審で東京高裁が以下のように整理するとおりである。

確かに被告人は、前記教義に殺人を肯定するものと受け取られかねないような内容があつた旨供述しているが、それは例え話や机上の空論のようなものだと思っていた旨も供述している。＊＊＊元信者の中にも、救済のために殺さなければならないというのは話だけで、現実にそれができるステージの人はいないと思っており、教祖もそこまで行っていなゝと思っていた旨証言する者や、前記教義に則れば人殺しも許されると感じてはいたが、現実に教団が人を殺すとは想えていなかつた旨証言する者がいるのであって、被告人の認識をこれらの者と別異に解すべき特段の事情も見出し難い。場合によっては人殺しをも肯定するような教義等のある宗教があつたとしても、その信者が実際に殺人を行うことをも厭わないと信じているとは直ちにいえないことは明らかであつて、また、教義の受け止め方は信者によつても一様とはいえない。（前掲判決 31 頁）

麻原と一部の最高幹部たちの間で、「ポア」という言葉が何らかの攻撃を意味する隠語として使われていたことは確かである。しかし、ここで念頭に置かれるべきは、麻原や最高幹部たちの間でも、「ポア」＝殺人という単純な図式は成立しないことである。彼らは殺人や殺害という言葉は用いず、常に「ポア」という言葉を用いていた。そして「ポア」はあくまで宗教用語であつた。「ポア」をなしうるのは麻原だけであった。ワークの結果として実際に「ポア」されるか否かは麻原しかわからない。信者たちがなしうるのは麻原の指示する個々のワークを実践することのみである。この点については新實が以下のように証言している。

問　＊＊＊怪我でとどまつたらポアにならないんですか。

答　＊＊＊カルマが落ちて、意識が少しでも高くなるから、＊＊＊そういう意味ではポアになったとは言えないことはないと思います。

＊＊＊

問　例えば、水野さんというのは亡くなつていないですよね。

答 はい

問 これは、ポアは成功なんですか、失敗なんですか。

答 失敗とは言われていませんから、ある意味で成功だったと思います。***目的というのは神通力、VXをかけろということでしたんで、そのかけたことは全力を尽くしたわけですから、で、その結果どうなるかというのはまた、私たちの問題とはちょっと関係なくなると思います。

問 永岡さんも亡くなっていないですよね。

答 はい。

問 これはポアは成功なんですか、失敗なんですか。

答 ***なくならなくても成功だなということ、アストラルで謝っているから、それで成功だなということをおっしゃっていましたから、そういう意味で言ったら、成功だと思います。

(以上、新實 8・442 以下)

もちろん既に教団の殺人に加担してきた最高幹部たちにとっては、「ポア」という指示が殺生や殺人という意味を「包含」しうることは暗黙の了解とされていた（新實・同）。しかしターゲットが死ななくても「ポア」が成功したとされることもあるため、彼らにとって重要なことは相手が死ぬという結果ではなく、麻原が指示するワークをそのまま実践することであった。だからこそ、井上や新實といった最高幹部でさえも、初めて水野氏にVXをかけた際、彼の容体を確かめずに麻原にワークの完了を報告したのである（井上 4・177、中川 6・355など）。濱口事件でも、都会では救急車で運ばれ早期の治療を受けるため殺害することは高い確率でできないという認識を共有しながら、特段の改善策を講じることなく、麻原に指示されたとおりの方法でVXをかけている。

「命を奪うという目的よりも、尊氏から指示された神通力をかけるということを優先した」のである（新實 8・444）。永岡事件でも同様に死の確率を高めるための特段の改善策は取られていない。新實に至っては、永岡氏にVXをかけてから「1時間ぐらい経ったときに、もう効かないや、帰ろう」とも述べており、むしろ人が死なないことを前提としながら（新實 8・435）、「ポア」のワークとしてVXをかけている。彼らにとってすら、「ポア」＝殺人という単純

な図式は当てはまらないのである。

しかも、高橋さんは最高幹部ではない。

高橋さんは水野事件まで人を攻撃するワークには一度も参加していなかつた。毎日毎日、目的も全体像も聞かされないまま、運転のワークを指示され、月に何千キロもひたすら運転していた単なる「井上の運転手」（平田悟7・546）である。運転手は行き先や走行経路のみが自分のワークの関心事であり、それ以外には関心がない。

しかも、いずれの事件でも誰からも「ポア」の隠語的な用法について説明を受けていない。今回のワークは対象者を殺害することだといった現世的な意味の説明を受けたこともない。誰かが殺人や殺害といった言葉を使うのを聞いたことすらない。最高幹部同士の話し合いでも、最高幹部から他の信者への指示においても、決して「殺人」や「殺害」といった現世的な用語は使われていなかつた（山形8・631以下など）。結局、原判決の認定するように、「ポア」が殺人を包含する隠語として用いられていると思い当たるためには、鋭い勘を働かせなければならないこととなる。水野事件において井上から水野氏を「ポア」するので車を運転するようにという説明を受けたり²⁸、濱口事件において幹部たちが濱口氏を「ポア」できないのではないかと話し合っている場にいたというだけで、全ての情報を冷静に分析して、これは対象者を現世的に暗殺するという意味を含むのではないか、と勘を働かせなければならないこととなる。

そもそも殺意や共謀と言った犯罪構成要件を認定するにあたり、勘を頼りにする時点で大いに問題がある。特に殺人と傷害の違いは殺意という主観的な要

²⁸ なお、井上は高橋さんに「ポア」という言葉を用いて指示したと証言し、原判決もこの証言の信用性を認める（原判決15以下）。しかし、井上は捜査段階ではこの場面でポアという言葉を使ったとは供述していない（井上4・261以下）。また井上のこの証言は、場所も状況も正確に覚えておらず、そのような趣旨のことを述べたというだけである。実際には神通力をかけるという説明だけをし、「ポア」という言葉は使っていなかったものの、20年が経過し趣旨としてポアという言葉も使ったというように記憶が変容したと考えるのが自然である。実際、当時の会話の中ではVXの意味で一貫して神通力という隠語を用いていたはずであるが（新實6・458以下参照）、井上は当時の会話で「VX」という言葉を用いていたかのように証言している。井上は、証言に際して実際の言葉遣いを捨象して「趣旨」を説明していると考えるべきであり、過去の供述調書と整合しない以上、「ポア」という言葉が実際に使われたと考えるべきではない。原判決の認定には論理則・経験則違反がある。

素のみであり、他の共犯者が殺意を有していたとして、その殺意が明確に共有される必要がある。民法における意思表示と同じように。民法では、例えある人が購入の意思を有していたとしても、それが相手方に伝わらなければ意思表示とはならない。法的効果の発生の有無を、相手が勘を働かせるか否かを基準としては法的安定性が害されてしまうためである。刑事事件においては、罪刑法定主義や自由主義の観点からその要請はより強いはずである。原判決は「麻原の指示で水野という老人に VX をかけてポアすることになった」と伝えられただけで、それは「殺害することを意味すると理解するのが自然だ」と認定する（原判決 16）。しかし、本当に「自然」だろうか。これは高橋さんにとって初めての「ポア」のワークである。高橋さんはそれまで「ポア」について、精神的に高いステージに挙げるという原則的な意味以外で用いたことが無かつた。そして井上からは「ポア」についての隠語的な意味の説明など受けていない。しかもこの場面で井上は、「ポア」という隠語に加え、VXについても「神通力」という隠語を用いているのである（新實 6・458 以下）。指示の中に 2 つも隠語が出てきて、しかもその隠語の意味の説明が無かつた場合、これは毒薬を用いた殺人指令だな、などと勘を働かせることができるのであるだろうか。よくわからないけどとりあえず運転のワークだな、と理解するのが自然ではないだろうか。

しかも教団の信者たちの間で、教団が効果のあるものを作れないというのは常識となっていた（平田悟 7・524 以下、山形 8・632 以下など）。「神通力」と呼ばれるわけのわからない液体をかけるワークの手伝いを指示され、即座に「殺害」だと理解することなど本当にできるだろうか。

オウムの信者たちは、ただでさえワークの現世的な意味や全体像を考えないようにしている。そういった訓練を徹底的に受けている。しかも、高橋さんは日常的に運転のワークに従事しており、濱口事件で指示されたのはまさに運転のワークなのである。高橋さんが鋭い勘を働かせるのは著しく困難ではないだろうか。その困難を乗り越えて高橋さんが勘を働かせたはずだという証拠はあるだろうか。

この点について原判決は、平田悟と山形が殺人を包含すると理解していたことから、高橋さんが「その意味を理解できなかったとは考え難い」とする（原判決 16）。しかし 2 人は高橋さんと全く事情が異なる。平田悟は水野事件の前から人を傷つけるワークに関与していたし、何より井上の片腕としてワークの

計画立案について相談を受けたり意見を述べる立場だった（平田悟7・65）。

また山形は自らを「軍事訓練のボス」（山形8・630）として位置づけており、わざわざ他部署のワークに関与させられる時点で、「鉄砲玉として、包丁でも持つて相手のところに行くんじゃないか」と考えており、液体をかけろと言われたときから、「暗殺の指令だと、ピンと来た」のである（同631）。高橋さんは単なる井上の運転手であり、指示された内容もいつもどおりの運転のワークなのだから、ピンとくるはずがない。

むしろ、原判決が無視した高橋さん特有の事情がある。それは、麻原が水野氏に傷害の結果すら生じていないにもかかわらず「ポア」は成功だと説明したことである。すなわち麻原は高橋さんがいる場で、「黄色い光が見えたから、瞑想してたら黄色い光が見えたから、高い世界にポアしておいたからな」と述べたのである（山形8・581）。麻原を絶対神とあがめていた高橋さんにとつて、これは決定的な場面である。原判決の認定によれば、水野事件は高橋さんにとって初めての「ポア」のワークである。その事件直後に麻原から、液体をかけたことにより「ポア」は成功したと説明を受けた。そしてその直後に、実は水野氏はピンピンしており、何の傷害の結果も負っていないことがわかった。つまり、殺害はおろか傷害の結果すら生じなくとも、液体をかけるというワークを実践しただけで「ポア」は成功したこととなる。もともと「ポア」を宗教用語としてのみ理解していた高橋さんにとって、この説明は精神を高めるというもともとのポアの概念と整合的である。少なくとも暗殺とは全く結びつかない。以上の事情を踏まえれば、当時の高橋さんにとって、「ポア」を殺人を含む隠語として理解するのは著しく困難ではないだろうか。

最後に、原判決のように全ての事情を論理的に整理する思考法を取った場合にも、「ポア」＝暗殺という理解にはなり得ないことを明らかにする。

原判決の認定を前提とすると、高橋さんが2度の水野事件により得た情報は次の2つである²⁹。

- ① 「ポア」指令により神通力をかける→効果なし+「ポア」成功との説明
- ② 再度の「ポア」指令により神通力をかける→病院送りだが死亡せず+

²⁹ 既述のとおり高橋さんには水野氏が病院に運ばれたという情報すら伝えられていないが、ここでは原判決の認定を前提とする。

さらなる指令なし=ポア成功？

初めて「ポア」指令を受けた信者にとって、「ポア」をXとする方程式を解くならば、その結論は「ポア」=神通力をかけるというものにとどまる。勘が鋭い信者であれば、「ポア」=病院送りにする？というところまでは想像するかもしれないが、相手が死んでいないのに「ポア」指令が終了した以上、「ポア」に殺害が包含されるという想定は、論理的に排除される。

もちろん与えられたワークに専念し、全体像を考えない信者たちが、このような冷静な分析をするはずが無いが、仮に論理的に整理するならばこのような整理とならなければおかしい。原判決のように、高橋さんの認識を後付け的に認定するとしても、「ポア」が殺害を包含すると認識していたはずだ、という認定は論理的に導き得ないのである。

5 結論

数人が犯行に参加し、そのうちの誰かが殺意を有していれば、そして何人かが殺人の共謀をしていれば、会話の端々に殺人の兆候を示す発言が現れるだろう。原判決のように、そのうち有罪方向に評価しうる事実だけを拾い集め、常識的で理性的であるはずだという前提に基づいて、事後的に人の内心を整理する手法を取れば、その会話が行われた場所について、計画の一部を担当した人間は、誰でも殺意や共謀の事実を認定されてしまう。これでは不幸にして他人の殺人行為に関与させられた人はみな殺人罪として断罪されてしまう。罪刑法定主義も証拠裁判主義も危機に瀕してしまう。殺人罪として有罪とするためには、殺意や共謀があったことが証拠に従って間違いないことが立証されなければならない。

本件でそのような立証はなされていない。むしろ殺意や共謀があったとすれば不自然な証拠がいくつもある。原判決は破棄されなければならない。

控訴趣意第6 VX濱口事件：正犯性

原判決は、高橋さんが自己の犯罪として濱口氏の殺人に関与したと認定した（原判決24-26）。この認定は誤りである。その客観的事情及び主観的事情に照らし、高橋さんに正犯性は認められない。この事実認定の違法が判決に影響を及ぼすことは明らかである。

1 原判決の認定

原判決は、高橋さんが自己の犯罪として濱口氏の殺人に関与したと認定した。その根拠として、客観的事情については、犯行において「車は不可欠の手段」であり、「車を運転する役割は重要である」ということと、「組織的かつ計画的に行われた犯行である」から「共犯者間で決められた役割分担に従って行動した被告人は、犯行を行う上で重要な役割を果たした」と認定する。主観的事情については、「強い精神的一体性を有する組織的犯行である」から「麻原の指示による濱口の殺害」は高橋さんの目的でもあるとし、また、高橋さんが指示を実践することで宗教的な利益を得ようとしていたとも認定し、さらに非合法活動に関与することで自らの居場所を見出していたことも主体的な関与の根拠であるとする（原判決24-26）。

これらの認定はいずれも誤りである。

2 客観的事情

まず客観的事情については、犯行に役立つ役割と「重要な」役割を混同している。正犯とは自分のものとして犯罪を行う者であり、従犯とは正犯を助ける者である。役割の重要性という要素を正犯か従犯かを区別するものとする以上、単に犯行に役立ったか否かをメルクマールとしてはならない。犯行に全く役立たない役割は犯罪を手助けすることにすらならず、従犯にすらならない。

「重要な役割」か否かを帮助と正犯の区別として機能させる以上、その役割がなければ犯行が著しく困難となるといえなければ「重要な役割」とはいえないはずである。

原判決は、車が不可欠の手段であること、車の中に心理的に安心感を与える中川がいること、組織的かつ計画的に行われた犯行の役割分担に従ったことから、その車の運転手であった高橋さんが重要な役割を果たしたと認定する。し

かし、原判決の指摘する重要性は、いずれも「車」に関するものであり「運転手」に関するものではない。車が重要だとしても運転手は誰でもよければそれはその運転手はまさに従犯的な役割である。高橋さんが運転手でなければ今回の犯行が著しく困難となったことはなんら認定されていない。安心感を与えるのも中川であって、高橋さんではない。中川は犯行の実現に不可欠だったかもしれないが、中川が待機する車の運転手は誰でも良かったのである。

次に、組織的かつ計画的に行われた犯行であることは確かであるが、そのことをもって正犯性を認めることは、属性を根拠として処罰することにはかならず、刑法の個人主義の原則に反する。また、正犯と従犯のメルクマールとして重要なのは、犯罪の決定に対する寄与度、影響度である。組織性や計画性の確立に当たって高橋さんは一切寄与していない。組織は麻原や井上らが築き上げたものであり、計画も麻原や井上らが立案したものである。組織の設立・運営や計画の立案・準備に関し、高橋さんはまさに一つのコマでしかなく、高橋さん自身の重要性を裏づける事情は認められない。

このように原判決が認定する客観的因素は、いずれも高橋さんでなければならぬ事情を指摘していない。高橋さんはまさに代替可能な補助者として犯行に関与したのであって、重要な役割を果たしたことではない。

3 主観的事情

原判決は高橋さんが「濱口を攻撃する動機となる個人的な恨み等」がないことを認定しながら、「強い精神的一体性を有する組織的犯行」であることを理由に、濱口氏の殺害は高橋さんの目的であったと判示する（原判決25）。しかし、そもそも正犯性の認定に当たって目的は関係がない。重要なことは犯罪の結果から得られる利得（経済的・私怨など）と、本人の動機との関連性である。それが近ければ近いほど「自分の犯罪」となり、離れれば「他人の犯罪」となる。例えば正犯者に好かれるために見張りを手伝う従犯者がいるとして、その目的は正犯者を手伝うことによる犯罪の完遂であるが、動機は正犯者に好かれることである。その犯罪の完遂による何らかの利得（経済的・私怨など）と従犯者の動機との間には関連性がない。だからその犯罪は自分の犯罪ではなく他人の犯罪なのである。高橋さんの動機はワークとして麻原の指示を完遂することである。それにより宗教的ステージを上げるという動機があるとしても、そのことと濱口氏の死亡は全く関連性がない。高橋さんにとて犯罪の完

遂（濱口氏の死亡）は関心外である。そのため濱口氏の結果を知らされてもいいないし、誰にも尋ねていない。原判決には、従犯と正犯の理解に関する根本的な誤りがある。

さらに、原判決は組織性・精神的一体性を強調するが、信者たちにとってワークは麻原と各信者の一対一の修行の実践に他ならず、組織性・一体性とは対極にある。それぞれの信者のワークの実践に精神的一体性はないのである。

例えば平田悟が、「ABC、みんな一緒にやるというのではないんですね。その1個1個が個別になってて、1つのそのものが終わってしまえば、その次のことをまでは一切関知しないという部分が何か教団の、少なくとも私がいたところではそういう傾向が強かったので、ほかのことをやるということは、そのほかに意識が向くというのはなかったです」と証言しているとおり（平田悟期日外・2314）、麻原や最高幹部にはABCという全体図が見えているとしても、個々の信者たちはAやBといった細切れのピースを「個別」の作業として実践するだけである。自分のワークを「やってしまったら、それで自分のオペレーションは終わり」（平田悟7・527）、結果については、「知ったこっちゃない」（同）のである。自分の担当したAというワークが現世的にどのような影響を及ぼすかは、他の信者のワーク（BやC）と合わせなければ見えてこないが、そのことには関心すらなく、そのような作業をすることもない。

オウムにおいては、麻原の指示するワークはすべて宗教的な修行であった。麻原が現世的な目的（濱口氏の殺害）を抱いた（かもしれない）としても³⁰、それを麻原が宗教的な目的（濱口氏のポア）に変換し、かつ各信者のワーク（車の運転、見張り、VXという液体をかける行為など）へと分割した時点で、各信者にとって自身の目的は当該指示されたワークのみとなる。全体像は関心もなく、結果も「知ったこっちゃない」。つまり、計画立案者としての麻原の現世的な目的と個々の信者の目的は、意味においても（現世的な意味から宗教的な意味へ）、作業内容としても（濱口氏の殺害という最終的な結果から、細切れのワークの完遂という個別作業へ）断絶するのである。両者の目的を一体視することは、信者たちの証言と明らかに矛盾する。オウムの特殊性を

³⁰ 厳密に言うと信者たちには「麻原の考えてることが分からない」（平田悟期日外・2329）ので、麻原を尋問せず信者たちの証言のみにより麻原の目的を認定することはそもそもできないはずである。

無視して、宗教法人としての精神的一体性のみを強調し、麻原の目的と一信者である高橋さんの目的とを混同する原判決には、重大な論理則違反がある。

最後に、原判決は高橋さんのステージ昇格を水野事件の褒美であると断定するが、そのような証拠はない³¹。新實は麻原から昇格の理由に関する説明はなかったと述べている（新實 7・394）。中川も山形も理由に関する証言はしていない（中川 5・300、山形 8・581）。井上はそもそも高橋さんのステージ昇格自体証言していない（井上 4・20）。何より、信者たちには全てを見通す麻原の「考えてることが分からない」（平田悟期日外・2329）ので、そもそも麻原が直接説明しない限り、麻原の目的を認定することはできないはずである。いずれにせよ昇格の実際の理由がわからず、また高橋さん自身そのような認識を否定しているにもかかわらず、原判決が俗世間の常識に基づき独断で信者たちがどのように受け取ったかを認定することはできない。

4 結論

ターゲットの選定過程にも、凶器の準備や製造にも、実行の方法や場所の検討にも一切関与しない。誰からも意見を求められず、自ら質問もせず、話し合いの場でほとんど一言も発せず、ただ指示されるまま運転をする。結果も伝えられず、結果を尋ねることもせず、淡々と次の指示を待つだけ。一般常識に照らして、言葉の普通の意味において、この人は人の犯罪を手助けする人である。この人にとって犯行へ関与したのは人から指示されたからであり、それ以上の理由は無い。この人にとってその犯罪は「自分の犯罪」ではありえない。

しかも、この犯罪は麻原を首謀者とする犯罪である。高橋さんを含む信者たちが麻原を絶対神とし、麻原の言うことに疑問を持たず、言われたことだけを言われたとおりに行っていたことは、証拠上動かしがたい事実である。高橋さんが自分の意思で、自分の犯罪として犯罪に関与したとする認定は、その実態からかけ離れている。

原判決は破棄されるべきである。

³¹ 本来であれば麻原に尋問するべき事柄である。麻原の証人尋問請求を却下しながら、ステージ昇格の宗教的意味合いを独断で認定することには憲法違反・訴訟手続違反がある（控訴趣意第1参照）。

控訴趣意第7 VX 永岡事件：殺意と共謀

原判決は、高橋さんに永岡事件における殺意と殺人の共謀があると認定した（原判決26～29）。これは事実誤認であり、この誤認が判決に影響を及ぼすことは明らかである。

これまで述べてきたとおり、濱口事件の時点で、高橋さんが「人を死亡させる危険性が高い行為」だと認識しながら教団の製造するVXをかけるワークに参加したと認定することには論理則・経験則に反する違法がある。むしろ教団の製造するVXを最初にかけられた水野氏がびんびんしていたことや、教団の製造する物はガラクタばかりという認識が教団内で共有されていたことから、高橋さんは教団の製造するVXで人を殺害することはできないだろうと考えていた。

そして、濱口事件以後の事情により高橋さんがこの認識を変更したとする証拠はない。高橋さんは濱口氏が死亡した事実を誰からも伝えられていなかつた。VXをかけた当日に濱口氏が出社していないらしいという情報には接したもの、VXは「5分、10分で効果が出るものではない」ものだったので（中川5・370）、「この救急車は早すぎる」（井上4・198）、「現場に来た救急車というのは、濱口さんを救命に来た救急車ではないんじゃないかな」と考えられており（中川5・370）、この救急車をVXの効果と結びつけることはできなかつた。その他、濱口事件以後、高橋さんがVXに人の命を奪う危険性があることを認識するようになった事情は認められない。

これに対し原判決は、高橋さんが永岡事件後AHIに行き注射を打ってもらったことを、「永岡事件当時、VXの殺傷力を認識していたことを強く示す事情」と認定する（原判決27）。

しかし、高橋さんがAHIに行ったのは井上の指示である。井上は新實に対し、高橋さんがVXを「吸ったかもしれないで・・AHIに行きます」と伝えたところ、新實から「山形はなんともないぞと言っているぞと、そんなに騒がなくてもいい」と言われながら、自らの意思で高橋さんをAHIに連れて行き、治療を受けさせたのである³²。高橋さんとしても上司である井上から治療を指

³² なお、井上の当該証言は、新實の証言と若干異なる。新實は「山形君が体調が

示されて断ることはできないし、例え命の危険はないとしても、運転中に体調が悪くなり事故をするわけにはいかないので治療をすることに反対する必要はない。このように上司の井上から指示を受け治療したことを、VXの危険性に関する高橋さんの認識の根拠とすることはできない。

また原判決は、濱口事件と永岡事件の間に当たる平成6年12月、中川が、自身にVXがつき注射を打つ必要が生じた際、高橋さんにそれを指示したという事実を、高橋さんの「VXの殺傷力に関する認識をより強めるもの」とする（原判決27）。しかし、教団のVXを付着させると「人を死亡させる危険性が高い」のであれば、素人に注射をさせる中川の対応は不自然である。また、その際の中川の様子は、「緊迫した状況」でもなく、「生命に危険が迫っている」というような状況でもなかった（中川5・92）。原判決が援用する事実は、むしろ教団のVXで人が死亡するはずがないという高橋さんの認識を強めるものであり、高橋さんの殺意の根拠とはなりえない。

以上のとおり、原判決には永岡事件の時点における高橋さんのVXの効果に関する高橋さんの認識について、論理則・経験則に反する事実誤認があり、破棄を免れない。

悪いと、VXを吸ったかも知れないということを言い出したんで、AHI***まで連れていきました。」「AHIの近くの駐車場で待機してたら、高橋さんと井上君が乗用車でやってきました。高橋さんもVXを吸ったかもしれないということで、治療に来た（旨井上が説明した）」と述べる（新實7・428）。ただ、両者とも高橋さんが井上の意思でAHIに連れてこられたという点では整合する。

控訴趣意第8 假谷事件：死因

原判決は、假谷氏の死因について「多量に投与された麻酔薬の影響によつて、舌根沈下による気道閉塞を含む呼吸抑制、循環抑制等の副作用により心不全に陥って死亡した」と認定している（原判決36頁）。しかしこの認定を裏付ける確かな証拠は全く存在せず、この事実認定は、明らかに判決に影響を及ぼす事実誤認である。

1 假谷氏の死因は立証されていない

麻酔薬が「多量に投与」されたことを示す客観的な証拠——例えば、処方せん、指示書、看護記録、血液検査記録などの記録はもちろん、薬剤アンプル、空袋、注射器などの物的痕跡すらも——は、何一つ存在しない。原判決は中川智正の口頭証言のみに基づいて、その内容に全く疑問をさしはさむことなく、チオペンタールなどの麻酔薬が「多量に」投与されたと認定したのである。しかし、のちに述べるように、中川にはチオペンタールの量を過大に述べる動機があり、彼の証言態度自体も極めて怪しいものである。

原判決が言う假谷氏の致命的な症状すなわち「舌根沈下」「呼吸抑制」「循環抑制」の存在についても客観的な証拠——例えば、診療録、看護記録、写真など——は全くない。そればかりではない。これらの疾患を裏付ける假谷さんの容体——息切れ、チアノーゼなど——を目撃したという証言もない。原判決は、ここでも中川智正の口頭証言のみに基づいてこれを認定している。しかし、中川は假谷さんが亡くなる前後の15分間ベッドサイドを離れていて容体が急変する様子を見ていないのである。それにも関わらず、原判決は中川をまるで死体の様子から死因を判定する法医学の専門家証人であるかのように扱い、彼の証言を丸のみするのである。しかし、公正な鑑定医ではない。假谷氏を殺害したことを疑われている人物なのである。しかも、より客観性があり信ぴょう性がある林郁夫は、チオペンタールの副作用による死亡を実質的に否定する証言をしているのである。

確かに、チオペンタールの添付文書には、副作用として呼吸抑制や循環抑制が起こることが書かれている。しかし、だからと言って、チオペンタールを投与されたあとで死亡した人は必ずこの副作用によって亡くなつたなどと言えないことは言うまでもない。

假谷さんに対してチオペンタールが「多量」に与えられ、そのために彼が舌根沈下を含む呼吸抑制や循環抑制のために亡くなつたことを示す信頼できる証拠は何一つないのである。もしも、この事件が民事訴訟であるとしたら原告は間違ひなく敗訴するであろう。投与薬物が過量であったこと、そして死の原因が薬物の副作用であることが「証拠の優越」の程度に証明されたとは到底言えないからである。本件は刑事事件である。要求される証明の程度は「合理的な疑問を容れない程度」のものでなければならないのである。この証明が民事裁判で要求される証明よりも軽いものであつて良いはずはない。

2 原判決は死因に関する林郁夫証言を無視した

原判決は、「弁護人は、被害者は3月1日午前2時頃の時点で覚醒し、それまでに中川が投与した麻酔薬の影響から脱していたのであって、その後、ナルコの際に被害者に投与された麻酔薬はごく微量であり、林郁夫から中川に管理が引き継がれた時点でも、被害者の呼吸、脈拍は正常だったのであるから、被害者の死因が麻酔薬の副作用であるとすることには疑問が残る旨主張する。しかし、林郁夫の証言によれば、医学的な意味での覚醒という状態は身体の自律的な機能が作用している状態をいうに過ぎず、被害者についていえば、それまでに投与された麻酔薬が体内に蓄積されていて麻酔の影響は残っているのであって、そのため被害者は目を閉じたままであり、自発的に話すことができない状態であったことが認められる。加えて、同日午前2時頃以降、林郁夫及び中川が合計1gを超えるチオペンタールを投与していることにも照らすと、弁護人の前記主張は採用できない。」（原判決34～35）とする³³。すなわち、原判決は、「麻酔薬の蓄積」という概念を用いることにより麻酔薬の副作用による死亡という結果を導いているのである。

しかし、原判決が全面的に信用性を認めた林郁夫は、蓄積それ自体は否定していないものの、覚醒させないようにするための投与であれば、それは副作用を生じさせるものではないという趣旨を繰り返し述べている。林郁夫の述べるところは、要するに、ナルコ後に假谷氏を覚醒させないようにする程度の麻酔薬を投与したとしても、蓄積の影響はないというものである。麻酔薬は、体内

³³ そもそも1gものチオペンタールを投与したとの中川証言の信用性には疑問があるが、この点は後述する。

の筋肉、脂肪に一定限度までは蓄積されていくが、その蓄積が血液中に回り副作用を起こすことはない。投与後はどんどん代謝が行われ、新たなものを打たなければ、麻酔作用が覚めていくからである。林郁夫証言は、確かに假谷氏の体内には麻酔薬が蓄積していること自体は否定していないが、中川の引継ぎ後に副作用が生じるような事態が起きたのであれば、それは通常予想できる範囲を超えている事態であり、中川の行為によるものであることを示唆している。林郁夫が証言台の前で、麻酔薬の蓄積の可能性、ひいては、考えられ得る假谷氏の死亡原因について、どのような証言をしたか仔細に見ていくば、明らかである。第2サティアンに連れてこられた假谷さんについて、まず「午前0時に覚醒のしきりをはっきり認識した」（林郁夫13・1085）。そして午前2時の段階では、「医学的に見て、覚醒したっていうことははっきり言える状態であったっていうこと」である（林郁夫13・1097）。その後に通常と同じ手法でナルコを実施した。

問 そのときも、それ以前に中川さんが投与していた麻酔の蓄積作用があるかもしれないということは想定してましたか。

答 もちろん、はい。それが心配で延ばしてたわけだし、しょうがないからやった、だけど、蓄積作用のことが頭にあつたために、通常の、要するに、量を使用して、どういう麻酔の状態になって、どういう意識の状態になり、その時間はどうだか、それが終わったときに、果たして、薬の使った作用が、ふだん経験してた人たちと同じような具合で覚めていくかっていうことは、最大のチェックポイントだったわけです、私にとって。

問 ナルコ開始時に4cc入れるときに、蓄積作用によって、麻酔が効くまで、あるいは覚めるまでの時間に変化があるかとか、ナルコが終わった後に、また覚せい状態に戻るまでに、時間がいつもよりもかかるかどうかということを見てた。

答 そうです。

問 現実的に、それを注意して見て、何か蓄積の影響があるような兆候というのありましたか。

答 私が判断したところでは、要するに、蓄積はあるでしょう、絶対ね。だけど、今言った死亡だとか、今度は筋肉だって入るわけですから、その段階では。だから、そういった、ほかのところに移行す

る、移行できるスペースはできてると。要するに、そこの問題っていうのは、脂肪とか筋肉の、新たに蓄積できるスペースがあるかないかってことが問題で、もしかつたら、麻酔を打つたら、その麻酔の作用が延びていっちゃう、遷延しちゃう。だけど、もし同じ量を打つて、同じふうに覚めてきたならば、蓄積してるけども、さらに蓄積できるスペースが空いた。つまり、その分代謝されてるって証拠になるわけです。だから、私はそういうふうに判断して、見ていて、同じような効き方、覚め方をしたんで、そのスペースが空いてるっていうふうに判断しました。

問 まず、事実から確認しますが、普通にやってるナルコの麻酔の効き方、覚め方と、違いがなかったわけですね。

答 なかつたです。（林郁夫 13・1087～1088）

要するに、林郁夫は、假谷氏にナルコをした際の麻酔の効き方とその後の覚め方を「最大のチェックポイント」として注視しており、その結論として、通常行うナルコの効き方、覚め方との違いがなかつたことを確認しているのである。まさにその道のエキスパートだった医師が、当時、假谷氏に対するそれまでの麻酔薬の蓄積の影響は、副作用が生じるようなものではないという意味で、実質的になくなっているとの判断をしたと証言しているのである。林郁夫はつまり、体内的筋肉や脂肪中に新たに蓄積できるスペースがあり、それが許容範囲内である限り、副作用は問題とならないと述べている。原判決は、蓄積の許容量を全く考慮せずに、単に蓄積があつたか否かのみを問題にし、蓄積を直ちに副作用に結びつけているのである。これは林郁夫が語る医学的な副作用の機序を無視するものである。

林郁夫は、假谷氏の具体的な状況を緻密に観察した結果、假谷氏が亡くなる可能性は、誰にでも起こり得る不整脈しかないと判断していたのである（林郁夫 13・1091～1092）。この医学的判断も原判決は無視する。

3 結論

原判決は、假谷氏の死因について林郁夫証言に全面的に依拠しておきながら、いわば都合の良い証言だけをつまみ食いし、都合の悪い事実は無視するという手法を取ることにより、假谷氏の死因について事実認定した。假谷氏に対

して麻醉薬が「多量に投与された」ことを裏付ける証拠は何もない。そして、彼が麻醉薬の副作用によって死亡したことに合理的な疑いはないことを示す証拠も皆無である。原判決には重大な事実誤認がある。

控訴趣意第9 假谷事件：麻酔薬の認識と共謀

原判決は、「被告人は、逮捕監禁罪の主要部分（骨格）について、井上、中村ら共犯者との間で意思連絡があったと評価できる」とした（原判決40）。しかしながら、高橋さんは、逮捕監禁罪の主要部分（骨格）について共謀をしていない。原判決には法令の解釈適用に誤りがあり、この誤りが判決に影響を及ぼすことが明らかである。

1 原判決の法令解釈

原判決は、「目黒通り沿いの路上で被害者をデリカに押し込む前の時点で、被告人が、被害者に麻酔薬を投与することまで認識していたとは認めることができない」（原判決39～40）としながら、犯行の目的、犯行の客体、「デリカに押し込んで拉致するという限度ではあるが、逮捕監禁罪に当たる犯行の方法も認識していたのであって、被告人が事前に認識していなかった麻酔薬の投与も、逮捕監禁を継続するための手段の1つであることにも照らすと、被告人は、逮捕監禁罪の主要部分（骨格）について、井上、中村ら共犯者との間で意思連絡があったと評価できる」とした（原判決40）。すなわち、原判決は、麻酔薬の投与は逮捕監禁の「手段」であるから犯罪の主要部分（骨格）ではないというのである。しかし、これは明らかに間違いである。本件のような事犯において逮捕監禁の共謀共同正犯が成立するためには手段たる麻酔薬使用についての意思連絡は必須であるというべきである。

2 犯罪の手段が意思連絡の対象となる場合

共謀を認めるためには、犯罪の構成要件について意思の連絡が必要になる。逮捕監禁罪については、暴行または脅迫によって身体の自由を奪うという意味で、暴行または脅迫について意思連絡が求められる。つまり、暴行または脅迫という手段についての理解や意思連絡である。

ただし、逮捕監禁の手段が一般に想定されている行為、例えば殴る蹴るなどして威嚇し抵抗できないようにする、羽交い締めにして逃げられないようにする、言葉で脅迫して抵抗できないようにするといった行為であれば、その逮捕監禁の具体的な手段となる行為の細部についてまで認識が一致していないくとも、共犯者との間に犯罪の主要部分（骨格）について意思連絡があったと認定

し得る場合もある。このような場合については確かに、具体的にどのような手段をとるかは重要ではなく、逮捕監禁の手段が具体的に何なのかについては共謀の意思連絡に含まれないという理論も十分にあり得る。

しかし、一般に想定される逮捕監禁の手段と質的に異なる方法や、一般人にとっておよそ想定できない態様の手段が用いられる場合、あるいは当該事件についてどのような特別な手段をとるかについて認識をしていたのにその特別な手段とは異なる手段が用いられた場合については、共謀は成立し得ず、共同正犯としての責任を負わないとすべきである。なぜか。それは、逮捕監禁罪は故意犯であり、故意犯の有責性の根源は、禁止規範を乗り越えようとする意思であって、その意思是行為の危険性に対する認識によって大きく左右されるからである。同じ逮捕監禁の手段と言ってもその危険性に質的な違いがあるとき、乗り越えるべき規範の障壁の高さは大きく異なる。そうした差異があるにもかかわらず共謀を認めて同じ故意責任を負わせることはできないからである。通常想定される逮捕監禁の一手段と質的に異なる手段、一般人にとっておよそ想定できない態様の手段が用いられた場合には、その行為の持つ危険性が大きく違うわけで、乗り越えるべき規範の障壁の大きさには厳然たる差異が存在する。乗り越えるべき規範の障壁の大きさが違う場合に、その点につき意思の連絡があって認識をしていれば、障壁の前で引き返し犯行に関与しなかったということもありうるからである。

3 本件における麻酔薬投与は意思連絡の対象である

本件ではどうか。この事件で逮捕監禁罪の骨格は何かについて検討する。乗り越えるべき規範の障壁の差異という観点から見ると、男たちが被害者を取り囲んでその圧力で車に押し込んで乗せ土九一色村まで連れていくという方法と、被害者に麻酔薬を投与して強制的に意識を喪失させた状態で監禁を継続するという方法とでは、質的に全く異なる。その危険性も、身体に対する害悪の程度という意味で格段の差がある。薬物の投与は、通常想定される逮捕監禁の手段とは一線を画しており、一般人にとっておよそ想定できない態様のものである。乗り越えるべき規範の障壁の大きさには厳然たる差が存在する。高橋さんは、男たちが假谷氏を取り囲んで車に押し込んで連れて行くという手段を想定していたにもかかわらず、誰からも伝えられていなかった麻酔薬を投与する

という手段が用いられたのである。

そうすると本件では、麻酔薬を投与して抵抗を排除し監禁を継続するというのが犯罪の骨格である。事件の全体像を見た時、麻酔薬の投与は単なる手段ではなく、むしろ最重要とも言うべき本件犯罪の中核、まさに主要部分を形成するものと捉えざるを得ない。本件は麻酔薬の投与がなければ、成立し得ない事件だったのである。本件では、高橋さんが自分の犯罪としてこれを受け入れるかどうかの選択・意思決定をする上で、麻酔薬の使用を認識できたかどうかは、必須の要素だった。事件像という観点から本件逮捕監禁事案の特殊性に鑑みれば、本件においては、麻酔薬の投与をするか否かはむしろ本件犯罪の本質部分と言えるのであり、麻酔薬投与の認識・共謀もなしに本件逮捕監禁罪の主要部分（骨格）につき共犯者との間で意思連絡があつたとは言えない³⁴。

³⁴ なお、公判前整理手続の中で、麻酔薬の使用が犯罪の主要部分（骨格）ではないことを示唆する裁判所の言動は一切なかった。さらには、麻酔薬の使用が犯罪の主要部分（骨格）かそうでないかについて、争点化する議論・動きも全くなかった。平成 26 年 12 月 24 日の第 12 回公判前整理手続において、裁判所は、薬物投与の認識について弁護人に問い合わせ、これに対し弁護人は、「逮捕監禁の方法として薬物を使うことを知らなかつた」という主張である（記録 340）と述べた。平成 27 年 1 月 7 日の打合せ期日においても、裁判所、検察官、弁護人の間で、高橋さんの麻酔薬投与の認識の有無と共謀、因果関係についてどのように争点化するか、争点化する意味について議論が行われた。記録上は「裁判所が提示した争点整理案及び基本説示案について協議した」（記録 354）としか記載されていないが、三者の間で、高橋さんの麻酔薬投与の認識が共謀の有無に関わる重要な決定的争点として議論され、認識が共有された。この三者間のやり取りを経た結果、平成 27 年 1 月 14 日の第 14 回公判前整理手続において、争点整理結果として次のように合意された。

「公訴事実第 1（逮捕監禁致死）について、検察官は、『被告人は、共犯者らとの間で、假谷清志を逮捕監禁（拉致）することを共謀した。被告人は、逮捕監禁の方法として、假谷清志に全身麻酔薬を投与して意識喪失状態に陥らせることを認識していた。假谷清志の死亡は、全身麻酔薬（チオペンタールナトリウム等）の投与の副作用（呼吸抑制、循環抑制等による心不全）によるものである（同人に対してナルコを実施したときの全身麻酔薬投与も、逮捕監禁行為又はその手段としての行為に当たる。）から、被告人には逮捕監禁致死罪の共同正犯が成立する。』旨主張する。これに対し、弁護人は、『被告人は、いなくなった信徒の居場所を聞き出すため、居場所を知っている人（假谷清志）を教団に連れてくることを手伝うようにとの指示を受けたが、同人に薬物を投与することは知らなかつたし、教団施設内で同人対して実施されたナルコにも一切関係していない。逮捕監禁罪について被告人が帮助犯として有罪であるとしても、共同正犯であることは争う。…』旨主張する」（第 14 回公判前整理手続調書、争点整理結果 2、記録 367～368）。

そして、「假谷事件の争点は、①被告人が、逮捕監禁の方法として、假谷清志に麻酔

4 結論

以上述べたとおり、本件で高橋さんが乗り越えた規範と実際に起きてしまった犯罪が要求した規範とは質的に異なる。高橋さんに共謀共同正犯が成立するというためには、麻酔薬を投与する旨の意思連絡、共謀がなければならない。高橋さんは、原判決の認定したとおり、麻酔薬を投与することを認識しておらず、共謀もしていない。そして、麻酔薬の投与は、まさに本件においては逮捕監禁罪の主要部分（骨格）であって、この認識を有していなかった高橋さんに薬物投与による監禁部分の罪を問うことはできない。

ちなみに、この問題について正面から論じた先例として浦和地方裁判所平成3年3月22日判決（判タ771-263）がある。同判決の事案は次のようなものである。被告人は暴力団（甲田組）組長で、自己の配下の組員Cが友好関係にあるB組組長の兄が経営するレンタルビデオショップで暴れて暴言を吐いた。B組長から連絡を受けた被告人は、幹部組員Aらに「Cをぶつちめて縛って事務所に連れて来い」と指示した。Aら数名の甲田組組員とB組組員数名は、C宅に行き、C宅前で彼を特殊警棒や木刀で殴る、蹴るなどした。隣家に気づかれたと思ったAらは、Cを自動車の後部座席に押し込み移動して、パチンコ店の駐車場で彼にさらに激しい暴行を加えた。この段階でCには加療期間不明の頭部挫裂創、肋骨骨折などの傷害が発生した。Cはすでに亡くなつたと思っていたところ、Cが「死なねえよ」と言ったので、その生命力に驚愕したAらは、Cの報復をおそれ殺害するしかないと考えて、Cの両手首を鎖で後ろ手に縛り、車のトランクに押し込んで、現場から4キロ離れた川の土手に行った。そこでCを川に放り投げさらに数分間沈めて溺死させた。検察官は被告人を傷害致死の共謀共同正犯として起訴した。浦和地裁は、被告人をC宅前（第1現場）と駐車場（第2現場）での傷害の共謀共同正犯として有罪とし、河川（第3現場）での犯罪（傷害致死—検察官も被告人には殺意がなかったことを認めている）については無罪を言い渡した。裁判所は、結果的加重犯（傷害致死）

薬を投与することを認識して、その旨共謀していたか否か」と整理した（第14回公判前整理手続調書、争点整理結果2、記録368）。

このような経過を辿った本件では、麻酔薬投与が犯罪の主要部分（骨格）であるからこそ、検察官及び弁護人双方とも高橋さんに麻酔薬投与の認識があつたかどうかに膨大な尋問時間を費やしたのであって、弁護人は假谷事件の弁論の実に半分をこの争点について論じた。

の刑責を認めるためには死の直接の原因となった行為について共謀が必要であるという。

一般に、暴行の故意を有するに過ぎない甲と、傷害ないし殺人の意思を有することが、丙に対し不法な有形力を行使する旨共謀の上、こもごも暴行を加え、丙を死に致したような場合、甲も結果的加重犯としての傷害致死の刑責を免れないと解されているが、右は、死の原因となった不法な有形力の行使の点につき互いに意思相通じていてことから生ずる当然の帰結に過ぎないのであって、本件のように C の死の直接の原因となった第 3 現場での A らの行動（つまり、第 3 現場における暴行）につき、被告人が謀議を遂げたと認め得ない事案においては、検察官指摘の点は、C の死の結果に対し被告人の刑責を問う論拠とは、到底なり得ない（判タ 771、275 頁）。

控訴趣意第10 假谷事件：致死責任

原判決は、高橋さんに逮捕監禁致死罪の成立を認めた。しかし、高橋さんに致死の責任を負わせることはできない。原判決には、逮捕監禁致死罪に関する法令の解釈適用に誤りがあり、この誤りが判決に影響を及ぼすことが明らかである。

1 死の結果は高橋さんの認識のない麻酔薬投与行為から生じた

(1) 4つの別々の行為の存在

原判決は、「假谷事件」全体を1個の行為として捉え、一つの流れの中で行われたことを前提としている。しかしながら、假谷事件全体の中には、死体損壊以外に、主体も目的も全て異なる4つの行為がある。

- ① 目黒通りから上九一色村に連れて行くまでの逮捕監禁行為（第1行為）
- ② 上九一色村に着いて以降、中川が林郁夫から引継ぎを受け単独で假谷氏の様子を見ることになるまでの間の、林郁夫及び中川による第2サティアンでの監禁継続行為（第2行為）、
- ③ 林郁夫がナルコで居場所を聞き出す行為（第3行為）、
- ④ 中川が林郁夫から假谷氏を引き継いだ後死亡までの間の監禁行為（第4行為）

これら第1行為から第4行為は、その主体も目的も違う4つの別々の行為と言える。

まず、目黒通りから上九一色村に連れて行くまでの第1行為の主体は、高橋さんを含む、井上、中村、中川、平田悟、平田信、松本、井田の8名である。目的は、まさに假谷氏を上九の教団施設に連れていくことである。その手段は、假谷氏を車に乗せ移動させるというもので、高橋さんは認識していなかつたものの、中川が薬物を投与することによって行われた。

次に、第2サティアンで監禁を継続するという第2行為の主体は、中川とここで初めて登場することになる林郁夫である。その目的は、假谷氏の身柄を確保しておくというものであり、当初は林郁夫がナルコを実施するために、そのナルコが終わると假谷氏の身体の安全を確保するために行われた。ナルコ前も

ナルコ後も、麻酔の覚め具合を仔細に観察しつつ假谷氏の傍で状態を継続的に確認するという行為が行われ、假谷氏の容体を管理した。手段は、林郁夫と中川による監視である。この手段こそがこの第2行為の行為そのものとも言える。

さらにナルコで居場所を聞き出すという第3行為の主体は、林郁夫である。林郁夫が第3行為を行っていることをその時点で知っていたのは、わずかに中川、井上のみである。目的は、仁科愛子氏の居場所を聞き出すためであり、その手段としてナルコが用いられた。通常行われるそれと同じくチオペントールが投与され、身体を揺さぶり、質問した。

最後の、中川が林郁夫から假谷氏を引き継いだ後死亡までの間監禁するという第4行為の主体は中川ただ1人である。その目的は、今後假谷氏をどうするか決められるまでの間、假谷氏の身体の状態を観察・確認しつつ、監禁を継続するというものである。その方法は、中川が付きつきりで假谷氏の状態を見つめ、必要に応じチオペントールを投与するというものだった。

これら4つの行為は、全て、質的に異なる別の行為である。時系列的に連続しているからと言って、これらの行為を1つのまとまった行為と見ることはできない。その主体、目的、手段、行為そのものが全て異なっており、全く異質の4つの別々の行為である。

(2) 高橋さんが共謀したのは第1行為のみ

高橋さんが今川及び目黒通りで行った共謀は、第1行為に関する、しかも假谷氏を車に押し込むという共謀のみである。麻酔薬使用の共謀はしていない。

原判決は、第2サティアンに着いてからも継続的にチオペントールが投与されたことを第1行為と区別せず、第1行為の延長にある行為であるかのように解しているが、ここに大きな問題がある。高橋さんが井上と中村の指示から理解し共謀していた内容は、あくまでも、假谷氏を上九一色村に連れていくところまでであり、高橋さんは、そこで話し合いによって居場所を聞き出すことを想定していた。高橋さんが、上九一色村に着いて以降の監禁、すなわち第2行為について共謀することは不可能である。第2サティアンに着いた後の事情、出来事については一切共謀していないし、知らない。平田悟が、假谷さんを上九に連れて行けば自分の仕事は終わり、上九に連れて行くという指示だけを行えばいいと考えていたと証言していることからも明らかである（平田悟期日

外・2306、2314）。第2サティアンの中にいなかった高橋さんには現場共謀もできないし（中川12・926）、薬物を使った監禁行為が継続されていることを理解する機会もなかった。

第3行為の共謀は、事前に井上から指示を受けていた中川と中川から頼まれた林郁夫のみによって行われた。井上と中川は2人だけで今川で話し合い、中川が林郁夫に依頼したのは上九である。麻原から直接指示を受けた中村ですら、ナルコをして居場所を聞き出すことは知らなかつたし、假谷氏に質問するよう林郁夫から直接頼まれるまでそれを推測することもできなかつた（中村10・778～781）。中村は、居場所を聞き出す方法に関する会話や話し合いは全くされていなかつたと証言している（中村10・778～779、781）。高橋さんと第2サティアンまで行動を共にした平田悟も、教団ないしCHSでは与えられた指示以外のことには関知しない傾向があり、居場所を聞き出す方法については考えていなかつた（平田悟期日外・2314～2315）。松本も計画の全体像を知らされず、何のためにやるのか目的も聞かされていなかつた（松本14・1122）。ナルコ行為に関して、今川でも目黒通りでもそれ以降のどの時点においても何の情報も与えられていなかつた高橋さんに、第3行為の共謀はできようがない。

ましてや、第4行為は中川のみによって行われたものであり、これについて誰かと意思連絡する機会を与えられなかつた高橋さんが共謀できるはずがない。高橋さんは何も知らされないまま駐車場の車の中で寝ていたのである。

(3) 原判決の認定の不当性

第1行為の手段による影響は、どんなに遅くとも、第3行為のナルコ終了時点で排除されている。このことは林郁夫が3月1日午前3時半から4時の時点でナルコ後の麻醉薬の覚め方をチェックし、「普通にやってるナルコの麻酔の効き方、覚め方と、違いがなかつた」ことを確認していることから明白である。（林郁夫13・1088、1094）。

しかも、林郁夫は、麻醉薬の蓄積を考慮の上で、中川に引き継いだ時点で、医師がついている状態で生命に危険があるような状態ではなく、呼吸、脈、顔色、体温に全く異常はなかつた（林郁夫13・1094～1095）、「自分の臨床経験からすれば、今、私が管理してた状態では、呼吸がおかしくなることはない」（林郁夫13・1094～1095）、この人が亡くなる可能性は、誰にでも起こり得る

不整脈しかないと判断していた、自分がついてれば薬の作用で死ぬことはない（林郁夫 13・1091～1092）、とはつきりと証言している。

原判決は、この林証言を全く無視する。「被告人と共に犯者との間で、被害者に対する逮捕監禁罪の主要部分（骨格）について意思連絡があったと評価できる以上、被害者に対する逮捕監禁という流れの中で、被告人が事前に認識していなかった共犯者の行為があったとしても、その行為によって生じた結果についても責任を負うべき」である（原判決 40～41）と漫然と述べ、高橋さんに致死の結果責任を負わせている。しかし、この判断は最高裁判所の判例やそれを踏まえた下級審判例に違反する。

(4) 判例違反

いわゆる米兵ひき逃げ事件の最高裁決定（最決昭和 42 年 10 月 24 日刑集 21-8-1116）は、死亡の原因行為について被告人の認識のない事案において、被告人の致死責任を否定している。被告人は普通自動車の運転中の過失により、被害者が運転していた自転車に自車を衝突させて被害者をはね飛ばし、自車の屋根に跳ね上げ意識を喪失させたが、被告人は被害者を屋上に乗せていることに気付かないまま自動車の運転を続けていた。4km 走行した後に、同乗者が被害者の存在に気づき、被害者をさかさまに引きずり降ろして路上に転落させた。被害者は路面に頭部を激突させてくも膜下出血等が原因となって死亡したが、死因となった打撲が、被告人の車との衝突の際に生じたものか、路上に転落した際に生じたものが不明であった。最高裁判所は次のように述べて被告人の致死責任を否定した。

同乗者が進行中の自動車の屋根の上から被害者をさかさまに引きずり降ろし、アスファルト舗装道路上に転落させるというがごときことは、経験則上、普通、予想しえられるところではなく、ことに、本件においては、被害者の死因となった頭部の傷害が最初の被告人の自動車との衝突の際に生じたものか、同乗者が被害者を自動車の屋根から引きずり降ろし路上に転落させた際に生じたものか確定しがたいといつのであって、このような場合に被告人の前記過失行為から被害者の前記死の結果の発生することが、われわれの経験則上当然予想しえられるところであるとは到底いえない。刑集 21-1、1118～1119 頁。

『最高裁判所判例解説刑事篇 昭和42年度』（法曹会）は、「被告人が、本件被害者をはねた当時、同乗者Mがこのような殺人に類する行為をすることにより、被害者が死亡するということは、到底予見不可能であったし（主観的相当因果関係説）、また一般人をその立場においても、その予測不可能なことは勿論（折衷的相当因果関係説）、一般的に予測することのできる一切の事情を考慮しても、これは予見不可能であったと考えられる（客観的相当因果関係説）から、極端な条件説でもとらない限り被告人に致死の責任を負わせることはできない場合であった」（286頁）と解説する。本件において、原判決自ら認定するとおり、高橋さんは麻酔薬使用をあらかじめ知らされていなかつたし、それを予見したことを示す事情はどこにもない。假谷氏に対し麻酔薬が投与され死亡することは到底予見不可能であったのである。また、一般人をその立場においても、その予測が不可能なことは言うまでもない。そうすると、高橋さんにとって、假谷氏が麻酔薬を投与された結果死亡することは同最高裁決定のいう「死の結果の発生することが、われわれの経験則上当然予想しえられるところであるとは到底いえない」状態であると言わなければならぬ。

前出の浦和地裁平成3年判決はこの最高裁判決と軌を一にするものである。浦和地裁は、結果的加重犯（傷害致死）の刑責を認めるためには死の直接の原因となった行為について共謀が必要であるとした。「一般に、暴行の故意を有するに過ぎない甲と、傷害ないし殺人の意思を有する乙とが、丙に対し不法な有形力を行使する旨共謀の上、こもごも暴行を加え、丙を死に致したような場合、甲も結果的加重犯としての傷害致死の刑責を免れないと解されているが、右は、死の原因となった不法な有形力の行使の点につき互いに意思相通じていることから生ずる当然の帰結に過ぎないのであって、本件のようにCの死の直接の原因となった第3現場でのAらの行動（つまり、第3現場における暴行）につき、被告人が謀議を遂げたと認め得ない事案においては、検察官指摘の点は、Cの死の結果に対し被告人の刑責を問う論拠とは、到底なり得ない」と述べ、死の原因行為について共謀のない事案で結果責任を否定している。

要するに、最高裁判所の判例によれば、行為者に致死の結果責任を負わせるためには、死亡の原因行為について、認識もしくは予測可能性が必要である。原判決の認定したとおり高橋さんは麻酔薬使用を知らなかつたし、それを予測できたという事情はどこにもなかつた。したがって、仮に假谷さんの死亡の原

因がチオペンタールの副作用としての呼吸抑制や循環抑制であったことが証明できたとしても、高橋さんは致死の責任を負わないのである。原判決は、最高裁判所の判例に違反する。

2 中川の行為による因果関係の切斷

高橋さんに死の結果を帰責させることができない理由はまだある。

(1) 中川による殺人の可能性

① 偶然にも空白の 15 分間に死亡したという不思議

中川は、井上に電話をかけ、平田悟・高橋さんに話をするために 15 分ほど假谷氏のもとを離れていた間に假谷氏は亡くなったと証言した（中川 12・937～938、940）。実に十数時間にも及ぶ監禁行為の間、偶然にも中川が假谷氏のもとを離れた 15 分の間にまるでタイミングを見計らったかのように假谷氏が突然死ぬというのはいかにも疑わしい。出来過ぎた話である。不自然、不可思議としか言いようがない。中川が 15 分間假谷氏のもとを離れたのを見た者は誰もいないのである。また、中川には假谷氏を 1 人きりにする必要はなかつた。平田悟は、中川と交代で假谷氏を見ていたのであり（平田悟期日外・2328）、医師である中川が平田悟に交代を頼むこともなく、假谷氏を 15 分も 1 人きりにする緊急の必要性はない。

しかも、仮に中川が假谷氏のもとを離れた直後、中川が瞑想室を去ったその瞬間に假谷氏に異常が生じたとした場合でも、假谷氏の死亡を中川が確認するまでの時間は、たったの 15 分間である。つまり、最長でも 15 分の間に假谷氏が救命措置をとっても蘇生不可能なほどの状態となっていたと考えるのは不自然なのである。仮に呼吸に障害が生じた場合であっても、人間はたった 15 分の間に完全に気道が塞がり脳が酸欠状態になり心停止に至り死亡するということは考えづらい。正常な呼吸をしており、正常な心拍がある者が 15 分の間に死に至るというのは大いに疑問が残る。

② 電話をかけるため 15 分離れた？

瞑想室から電話をした事務室までは片道 1、2 分しかかかりらず（中川 12・936～940、1003）、中川が井上に電話した内容は、井田を上九に連れてきてほしいというものだった（井上 11・844）。15 分もの時間をかけて長電話するよう

な内容ではない。これらのことからすれば、15分もの長い時間、中川が假谷氏のもとを離れたという事実は怪しい。電話をかけるために假谷氏のもとを離れたにしては、15分という時間は逆に不自然に長過ぎるのである。

③ 林郁夫証言との決定的な矛盾

中川は目を離した15分の間に死亡していたと言うが、林はこれと全く矛盾することを証言している。中川に引き継いだ時点で、医師がついている状態で生命に危険があるような状態ではなかった、呼吸、脈、顔色、体温に全く異常なかった（林郁夫13・1094～1095）、「自分の臨床経験からすれば、今、私が管理してた状態では、呼吸がおかしくなることはない」（林郁夫13・1094～1095）、この人が亡くなる可能性は、誰にでも起こり得る不整脈しかないと判断していた、自分がついてれば薬の作用で死ぬことはない（林郁夫13・1091～1092）、といった一連の証言である。つまり、林郁夫が中川に引き継いだ時点で、假谷氏に命の危険はなかった。それにもかかわらず、假谷氏が中川に引き継がれた途端、死亡したのはただの偶然だと考えるには多くの疑問がある。

④ 客観的な裏付けの欠如

原判決は、假谷氏の死亡の状況及びその死因について、いかにも客観的事実であるかのような認定をしているが、前述のようにこの点については何の裏付けもない。假谷氏死亡の前後の状況について中川証言以外から明らかな事実は、林郁夫が中川に引き継いだ時点で假谷氏は生きており死亡するような兆候は一切なかったこと、中川から假谷氏死亡の事実を伝えられた平田悟、高橋さん、中村らが瞑想室に寝かされた假谷氏のもとに集まってきた時点では、素人目には假谷氏が既に亡くなっているらしい様子だったこと、のみである。

假谷氏の死の瞬間に中川が假谷氏のもとを離れていたということは中川しか証言していないのである。假谷氏が寝ていた瞑想室のすぐそばで待機しつつ眠っていたという平田悟の証言による裏付けもない。自分が離れていたわずか15分の間に死んでしまったという説明は、とてつけたような説明としか言いようがない。假谷氏が亡くなったのを最初に発見したのは中川である。第1発見者が偶然にも死亡の瞬間に居合わせなかつたと言っているのを何の躊躇もなく信用することには疑問を感じざるを得ない。中川は一番殺人の犯人として疑われるべき人間であり、そのことを中川自身が良く自覚していることを忘れては

ならない。

⑤ 中川による“死亡診断”的根拠の異常性

中川は、「光が見えた」ことを最大の根拠として假谷氏死亡の判断をしたと言う（中川 12・992～993）。医師である中川が死亡診断にあたって、このような方法をとるのは異常である。さらに、医師である中川が、気道の確保、挿管、人工呼吸、心臓マッサージなどを全く行わず、そこにあった人工呼吸用のマスクも救急蘇生用の医療器具も全く使わず、何らの救命措置を取らなかったのである（中川 12・997～998）。これも明らかに不自然である。

⑥ 麻酔薬投与量を過大に証言する動機

中川は、林から引き継いだ後假谷氏が死亡するまでのわずか2時間の間に1gものチオペンタールを投与した旨証言している（中川 12・945～946）。しかし、これは、それまでに林郁夫が管理している間に投与したチオペンタール投与量（中川は林郁夫から投与量について引継ぎを受けていた）に比べ、著しく多い。林郁夫は、ナルコの後、中川に引き継ぐまでの間、假谷さんの胸骨を圧迫して痛みを調べようとしたところ、起き上がりそうになったので、10～20ミリのチオペンタールを2回投与したが、これは麻酔作用があるような量では全然ない旨証言している（林郁夫 13・1050、1056、1090～1091）。中川が語る投与量は明らかに不自然である。何か不都合な事実を隠すため、わざと実際の投与量より多くのチオペンタールを投与したと言っている可能性がある。

これらのことことが意味することは、目を離した15分の間に死んでいたという中川証言の信用性には疑問があるということである。中川から殺人を告白されたという井上の証言を信じるかどうかは別として、中川が假谷氏を殺したのではないかと疑う余地は大いにあるのである。

(2) 中川の不作為による殺人

もし仮に15分離れていた間に假谷氏が亡くなっていたという中川証言が真実だとしても、假谷氏の死を、単純に麻酔薬の副作用による死亡と判断することはできない。むしろ、医師として假谷氏の容体を管理する責任を負っていた中川の、不作為による殺人と言うべきである。

医師には応召義務があり、正当な理由なく診療を拒むことはできない。これは引き受けた患者についてはその生命身体の安全を守る義務が生じるということでもある。医師が目の前の患者が死の危機に直面していることを知りながら何ら適切な措置をとらずに死亡させた場合には、殺人に匹敵すると考えるべきである。

中川は、医師としては先輩である林郁夫から、“患者”である假谷氏の状態について入念な説明を受け、「問題は、要するに、呼吸の管理だから、呼吸状態にはくれぐれも気をつけてくれ」と引継ぎを受けたのである（林郁夫 13・1095）。呼吸障害はチオペンタールの副作用として代表的なものであり、医師が患者の状態を監視していれば容易に防ぐことができる。中川自身もそのことは十分に自覚していた。その証言の中で、医師が麻酔をする上で一番重要なことは患者を絶え間なく監視し続けることだと分かっていたこと、避けられない事故は何万件かに1件か数件であり、死亡は防ぐことができると認識しながら15分も假谷さんのもとを離れたこと、を述べている（中川 12・993～995）。

原判決は、弁護人は医師として絶え間なく監視して死亡を防がねばならない立場にあったことを指摘するのみだから作為による殺人行為と等価とは評価できないし、そもそも中川の殺意をうかがわせる証拠が見いだせないから、被害者のもとを離れたことを不作為による殺人と見ることはできないとする（原判決 37）。

しかし、患者である假谷氏の生命身体の安全をその手に掌握する能力のある者がその立場を自ら引き受けておきながら、その場を離れることによるその者の命の危険を十分に認識しつつ故意にその場を離れることは、殺人の実行行為と等価とも言えるものである。例えば、交通事故で瀕死の重傷を負った人を人里離れた場所に運んだり、病院に運ばれた救急患者を目の前にして救命すべき義務のある医者がその場を離れて電話をしに行ったりすることと同価値であり、まさに殺人である。中川の他には假谷氏のそばには誰もいなかった。自分以外の誰もいない中で、異変にすぐ対応できないほどの長時間假谷氏のそばを離れるのは殺人に等しい。

また、殺意があるというためには15分離れる危険性の認識が必要であるが、中川にはこの認識もあった。医師である中川は、離れた直後にも舌根沈下や循環抑制の危険があり得、自分がそばに付いていさえすれば助かるが、逆に自分がいなければ死ぬことを自覚していた。中川は、假谷氏が死亡する可能性

が容易に思い浮かぶ状況にあったと言わざるを得ない。15分も離れることで救命が間に合わなくなる可能性を認識した上でそれでも離れたのであるから、殺意あるいは少なくとも未必の故意がある。

(3) 因果関係の切断を認めなかった法令適用の誤り

原判決は、「中川が被害者の容体の適切な管理を怠ったことは、それを重過失又は過失と評価するかどうかはともかく、麻酔薬の投与の危険性が現実化していく因果の流れを否定するような事情ではない」（原判決・38）として因果関係を肯定し、高橋さんに逮捕監禁致死罪の成立を認めた。しかし、原判決が因果関係は切断しないとした点は法令適用の誤りである。故意に近い業務上重過失行為が介在した場合は因果関係の切断を認めるべきである。

前出の最高裁昭和42年決定は、「同乗者が進行中の自動車の屋根の上から被害者をさかさまに引きずり降ろし、アスファルト舗装道路上に転落させるというがごときことは、経験則上、普通、予想しえられるところではな〔い〕」と述べて、因果関係を否定した。他方で、最高裁平成18年3月27日決定（刑集60-3-382）は、道路上で停車中の普通乗用自動車後部のトランク内に被害者を監禁したところ、同車に後方から走行してきた自動車が追突して被害者が死亡したという事案で、監禁致死罪が成立するかどうかが問題になった。最高裁は「被害者の死亡原因が直接的には追突事故を起こした第三者の甚だしい過失行為にあるとしても、道路上で停車中の普通乗用自動車後部のトランク内に被害者を監禁した本件監禁行為と被害者の死亡との間の因果関係を肯定することができる」と述べて、第三者の重過失行為があった場合の因果関係の切断を認めなかった。

この2つの最高裁決定が結論を分けた理由は何か。平成18年決定で問題となつた重過失の内容は、「前方不注意のために、停車中の…車両に至近距離に至るまで気付かず、同車のほぼ真後ろから時速約60kmでその後部に追突した」という極めて基本的な交通ルール違反である。これに対し昭和42年決定で問題となつた第三者の行為は、「進行中の自動車の屋根の上から被害者をさかさまに引きずり降ろし、アスファルト舗装道路上に転落させる」という「経験上、普通、予想しえられるところではない」行為である。両者の結論を分けた決定的違いは、この第三者の行為の性質の違いにあるのである。平成18年決定の方は、衝突する自動車のトランクに人が閉じ込められていてその人を死

なせてしまうかもしれないとは誰も考えないし、それを認識することは不可能である。昭和42年決定の第三者の行為は、車の屋根に乗っている人を人であることを意識しつつ引きずり降ろしたというものであるから、この行為は、人の死の危険を認識しつつ行われた、客観的にも人の死の危険をもたらす直接的行為と言える。いわば故意に近い重過失行為と言い換えることが可能である。

『最高裁判所判例解説刑事篇 昭和42年度』（法曹会）も、同乗者が「進行中の自動車の屋根の上から被害者をさかさまに引きずり降ろし、アスファルト舗装道路上に転落させ」た行為を「殺人に類する行為」（286頁）、「有為的な行為」（285頁）と評し、被害者の死は同乗者の「有為的な行為が介入した結果生じたものと言わざるを得ず、このような場合に、被告人の行為と被害者の死との間に刑法上の因果関係を肯定できるかは大いに疑問がある」（285頁）と指摘している。最高裁判所は、殺人に類すると評価できるような有為的な行為が介在した場合の因果関係の切断を認めていると考えるべきである。

本件の中川の行為は、仮に中川の証言通りだった場合でも、「有為的な行為」あるいは「殺人に類する行為」と言える。中川は、假谷氏の死の危険を認識しつつ、その場を15分も離れるという死の直接的な原因となる行為をした。故意に近い重過失行為と評価でき、道路上で前方不注意により車に追突するという単なる交通ルール違反の重過失行為とは一線を画するものである。本件は、平成18年決定ではなく、昭和42年決定に類似する事案であり、因果関係の切断が認められるべきである。

3 結論

高橋さんには、假谷氏死亡の責任を負う理由はない。高橋さんは、あくまでも假谷氏を車に押し込んで上九に連れていくことを手伝うよう指示され、その指示を実行したに過ぎない。高橋さんは、假谷氏の死という結果にどのような形で関わることも許されなかつたし、それを防ぐこともできなかつた。

假谷氏の死に極めて直接的かつ深い関係を持っている中川の証言のみを頼りとして、客観的な証拠が何もないまま、漫然と高橋さんに致死責任を負わせた原判決の認定を見過ごすことはできない。

控訴趣意第 11 假谷事件：正犯性

本件は、高橋さんにとって「自己の犯罪」とは言えないから、高橋さんを正犯とした原判決には法令適用の誤りがあり、この誤りが判決に影響を及ぼすことは明らかである。

1 麻原、井上、中村、中川の犯罪

本件逮捕監禁罪も、死体損壊罪も、高橋さんの犯罪ではない。逮捕監禁罪については、麻原が発案し、井上及び中村が中心となり計画を立てたものであって、高橋さんは一つの駒に過ぎない。死体損壊罪についても同様に麻原が発案しその直接の指示を受けた中川や中村が中心となり実行されたもので具体的な計画を立てたのも中川である。高橋さんは、いわば一作業員に過ぎず、指示通りに動く駒に過ぎなかった。

2 高橋さんに関する事情は全て帮助であることを示している

原判決は、逮捕監禁罪について、客観的事情として実行行為そのものないし逮捕監禁を継続するための「重要な行為」をしたこと、主観的事情として、個人的な動機はないが、強い精神的一体性を有する組織的犯行であり、假谷事件の目的を被告人を含むメンバーの目的とみるべきであること、麻原の指示の実践が自己の宗教的な利益につながると考えていたこと、非合法活動への関与を重ねるうち引き返せないという心理状態になっていたこと、デリカに押し込みやすいように運転手に声をかけるなど犯行を成功させようとする積極的な態度がうかがわれること等を総合し、自己の犯罪を犯したと評価した（原判決・41～42）。

しかし、これらの事情は全て、他者の犯罪を帮助する立場の者が、帮助するという自己の役割を完遂する場合にも当然にあてはまる内容である。原判決は、高橋さんが「実行行為ないしは逮捕監禁の継続のために重要な行為をした」と言うが、高橋さんのした行為は、全体の犯行を少しやり易くしたにとどまり、本件犯行にとって不可欠な行為を実行したとは言えない。仮に高橋さんが本件犯行の際にその場にいなかつたとしても、他の者によって犯罪は完全に成立していたことは間違いない。高橋さんが行った行為は、実行行為かどうかは別として、犯罪全体にとって不可欠なものとは言えない。また「精神的一体

性を有する組織的犯行」であることをもって正犯性を認めるのであれば、それはまさに組織に属しているという属性を根拠として処罰するのと同じであり、断じて許されない。假谷事件の目的は、あくまでも假谷氏から仁科氏の居場所を聞き出すことだったが、高橋さんにとつての目的は、与えられた指示に従うことだけであり、それ以上の目的はなかった。假谷事件の目的を「被告人を含むメンバーの目的」とみることはできない。さらに原判決は「麻原の指示の実践が自己の宗教的利益につながると考えていた」ことを挙げるが、帮助犯であっても、何らかの個人的な利益に繋がるからこそ行為者は帮助行為をするのが通常であって、個人的に何らかの利益や動機があるからと言って正犯を認める根拠としたのでは、事実上帮助犯は存在し得ないことになる。犯行遂行及び犯行成功により得られる利益が行為者の利益に合致する場合が正犯なのであって、犯罪遂行と直接関係しない個人的利益によって犯罪の手伝いをした場合には正犯とは言えない。

原判決は「非合法活動への関与を重ねるうち引き返せないという心理状態になっていた」と言うが、高橋さんにそのような意識はなかった。原判決のこの認定は証拠に基づかない事実認定である。「デリカに押し込みやすいように運転手に声をかけるなど犯行を成功させようとする積極的な態度がうかがわれる」という点については、犯行の手助けをするという限度で自己の役割を果たしたものであり、帮助犯の成立を認める根拠になりこそすれ、正犯性の根拠とするのは間違いである。原判決の指摘するような事情をもって自己の犯罪と評価することはできない。

次に死体損壊罪について原判決は、実行行為そのものと同視すべき重要な行為を担当しており、死体損壊行為は証拠隠滅行為ともいいくべきで、自己が関与した犯罪の証拠隠滅という被告人自身の動機が存在する旨述べて、事情を総合すれば、自己の犯罪を犯したと評価でき、死体損壊罪の共同正犯が成立とした（原判決・42）。

しかし、逮捕監禁罪同様、高橋さんは、あくまでも麻原や自分より上位の立場にある井上や中川の指示に従って動いただけである。死体損壊は結果的に見るとたまたま証拠隠滅と評価できる側面があるというだけであって、高橋さんが当時実際に自己の犯した犯罪の証拠隠滅の認識や自覚を持っていたわけではない。偶然の結果として証拠隠滅行為と解釈できるということをもって、死体焼却行為を実行当時自分のためにやったと言うことはできない。それはあくま

でも麻原や幹部たちの手助けに過ぎなかった。自己の犯罪というからには少なくとも目的を理解していかなければならないが、高橋さんは目的を理解していなかつたし、何のために、誰のために、それが行われたかも理解していなかつた。

何のために連れて行くのか、誰が聞き出すのか理解していない。漠然と尊師の意思だと認識していただけでは、犯罪の目的を理解していたことにはならないし、漠然と誰かが何かすると知っていただけでは自己の犯罪とは言えない。高橋さんは、麻原や自分より上の立場の者の指示に従ってすべての行為を行ったものであって、自らの犯罪を犯したのではなく、あくまで彼らの犯罪を手助けしたに過ぎない。

3 結論

原判決が「自己の犯罪を犯した」と評価する根拠は、いずれも正犯性を基礎づけるものとは言えない。正犯か帮助犯かの区別をする際に、「関与者が犯罪の計画から遂行までの過程に対して果たした役割を、犯罪実現への意欲の程度、関与行為の犯罪全体の中で占める重要性、不可欠性の程度、これを受け持つに至った経過等の事情、共謀者と実行者との主従関係、共謀者が謀議において果たした役割の重要性、犯罪の準備段階・実行段階において共謀者が分担した役割の重要性等を勘案して決定すべきである」³⁵とするならば、高橋さんは疑いもなく、帮助犯である。

高橋さんは、犯行計画に何の関与もせず、中村の思い付きで突然計画に加わることになった、代替可能な言わば一兵卒に過ぎない。主体的な行動を取ることを許されず、ただ指示されたことを指示された通りに行った高橋さんは、犯罪全体の中で重要性・不可欠性があったとはとても言えない。高橋さんがもしこの日体調を崩していて、假谷事件に全く関わることなく、今川の家で寝ていたとしても、假谷事件の経過も結果もおそらく何一つ変わることはなかつたであろう。高橋さんの果たした役割に重要性を見出すことはできない。

帮助犯と正犯の区別をする際に、恣意的な認定がなされることは許されない。高橋さんが、当時オウム真理教の信者であったことをもって、帮助犯ではなく正犯であるとするなら、刑事裁判はおよそ無意味なものになる。

³⁵ 亀井源太郎『正犯と共犯を区別するということ』(弘文堂 2005)、136 頁参照。

控訴趣意第 12 地下鉄サリン事件：サリンの認識を否定しながら殺意を肯定したこと

原判決の殺意の認定は訴因変更をせず認定した違法があるかもしくは不意打ち認定である。原判決は、高橋さんに殺意があったと判示したが、その内容は、サリンであることの確定的認識を否定した上で、「サリンの可能性を含む、人を死亡させる危険性が高い揮発性の毒物であることを認識していた」とするものであった。しかしながら検察官の公訴事実は「サリンを散布すること」の共謀であり、後述する公判前整理手続の経過からすれば「サリンの散布」が訴因として特定されたのであって、訴因変更手続を減ることなくサリン以外の「人を死亡させる危険性が高い揮発性の毒物」を認定することは許されない。また、弁護人及び検察官は公判前整理手続から一貫して「サリンであることを認識していたか」という争点を巡って攻防を繰り広げ、そのように争点整理がなされたにも関わらず上記認定をしたことは、争点を逸脱し不意打ち認定の違法がある。

1 訴訟の経過

(1) 公訴事実と証明予定事実

検察官の公訴事実は、被告人が共犯者らと共に地下鉄の「各電車内等にサリンを発散させて不特定多数の乗客等を殺害しようと計画し」（平成 24 年 7 月 6 日に付け起訴状）たというものであった。

さらに検察官の証明予定事実では「今川アジトにおいて、井上は、被告人に対し個別に、科学技術省の信者がサリンを撒くことになったことを説明した」

（記録 40）「井上は、（渋谷）アジトにおいて、実行役 5 名と運転手役 5 名に対し」「午前 8 時に一斉にサリンを撒くこと」を指示した（同前）と主張されていた。

これに対し、弁護人は予定主張記載書面において「今川の家で、井上からも誰からもサリンを撒くとの説明を受けていない」「渋谷ホームズでも、井上からも誰からもサリンを撒くとの説明を受けていない」として、殺人の共謀、故意を争う旨の主張をした（記録 214）。

これを受けた検察官は、高橋氏のサリンの認識に関する主張を補充する書面を提出して「被告人が、無差別大量殺人を目的として地下鉄にサリンを散布す

ることを認識した上で、地下鉄サリン事件の犯行に及んだこと」として 10 項目にわたる詳細な間接事実を主張した（記録 234～236）。

弁護人はさらに予定主張を補充し、「高橋氏にも運転手をするということ以上に、地下鉄でサリンを散布する計画であることは伝えられなかった。今川の家でも、渋谷マンションでも、高橋氏は地下鉄でサリンを散布する計画については聞かされなかった」と主張した（記録 312）。

(2) 争点整理

上記の当事者の主張を踏まえ、公判前整理手続で主張及び証拠の整理が行われ、最終的に以下の通り争点整理がなされた。

検察官は、「被告人は、共犯者らとの間で、霞ヶ関駅を通る地下鉄 3 路線 5 方面で、通勤時間帯に一斉にサリンを撒くという無差別大量殺人の共謀をした。」旨主張する。これに対し弁護人は、「被告人は、運転手役をすること以上に、地下鉄でサリンを撒くという計画を知らされていなかつたから、殺人の共謀をしていないし、殺意もなかつたから殺人罪、殺人未遂罪は成立しない。」旨主張する。地下鉄サリン事件の争点は、殺人の共謀及び殺意の有無である。記録 368。

(3) 意見陳述と冒頭陳述

公判前整理手続を経て行われた第 1 回公判において、高橋さんは地下鉄サリン事件についての意見陳述において「撒かれたものがサリンであるとは知りませんでした。殺害の共謀もありませんでした。」と述べ（記録 375）、弁護人は「被告人が、車を運転して豊田亭を中目黒駅まで送り届けたのは事実ですが、被告人は、サリンが撒かれるということを理解していませんでした。被告人には、何人に対する殺意もありませんでした。また、人を殺すことについて麻原彰光らと共に謀した事実もありません。したがって、いずれの公訴事実についても被告人は無罪です」と述べた（同前）。

第 1 回公判で行われた弁護人の冒頭陳述においても、

「高橋さんは豊田がサリンを撒くことを知らなかつた」
「高橋さんはサリンを撒くことについて誰とも共謀をしていない」
「サリンを撒くことは麻原と側近が考えたこと」
と主張した（記録 393）。

その後に第16回公判から地下鉄サリン事件の審理が始まり、検察官は冒頭陳述において以下のように述べた。

続いての『争点』のところを御覧下さい。この地下鉄サリン事件について、被告人は、誰からもサリンをまくことの説明は受けていない、地下鉄にまかれたものがサリンだとは知らなかったと主張し、誰かを殺す意思、殺意などなかったと主張しています。本件の争点の一つ目は、殺意の有無です。具体的には、被告人が地下鉄にサリンをまくことを認識していたか否かが争いになっています。次に、被告人は、殺害を共謀した事実もないと主張しており、共謀の有無が二つ目の争点になります。ここで共謀の内容を本件に即して具体的に考えると、被告人が、共犯者らとの間で、霞ヶ関を通る地下鉄車内5か所で、通勤時間帯に一斉にサリンをまくという無差別大量殺人の意思を相互に通じ合っていたかということになり、この共謀の成否が争いとなります」（記録464）。

さらに、具体的な犯行に至る経過として、平成7年3月19日に井上が今川の家で被告人に対しサリンを散布することになったことを伝えたこと、渋谷の家でも井上が実行役・運転役らに対し強制捜査阻止目的で地下鉄にサリンをまくこと、午前8時に一斉にサリンを散布することを指示したこと、を主張した（記録465）。さらに、争点を判断する上での着眼点として、「今川の家や渋谷ホームズで井上から『サリン』をまく計画を伝えられた上、共犯者も『サリン』と口に出したり、『サリン』と分かる言動をしており、これを被告人も見聞きしていたこと」と述べた（記録470）。

(4) 各証人尋問について

上記の通り、公判前整理手続及び双方の冒頭陳述では、被告人がサリンと認識していたかどうかが実質的な争点であったことは明らかであった。

その上で、地下鉄サリン事件については井上をはじめ、横山を除く実行犯4名、高橋さんを含め運転手役5名の尋問が行われた。

証人尋問では、被告人がいた場面（今川の家、渋谷ホームズ）において、「サリン」という発言が出たと証言する井上、廣瀬健一、林郁夫らについて、弁護人らはその発言について弾劾を目指した反対尋問を行い、他の証人についても、検察官、弁護人双方が、上記3名の発言の際の状況を中心に尋問を行った。

① 井上の今川の家のサリン発言について

井上が検察官の主尋問で今川の家で高橋さんに対して「科学技術省が担当してサリンを撒く、トキシンとは違う別のものだ」（井上 21・1699）と伝えたと証言した。

これに対し弁護人は、反対尋問において、この井上証言の信用性を徹底的に争い、その発言の状況や過去の自己矛盾供述を示すなどして弾劾する尋問をした（同 1771～1781）。

さらには今川の家にそのときにいた全員（林泰男、豊田、廣瀬、寺嶋、平田信、杉本、山形）に対して井上がいた場面の状況や、サリンという言葉が出たかどうかを尋問した。

② 渋谷ホームズでのサリン発言について

廣瀬は、渋谷ホームズに井上が来た際に「全員に向かって、サリンを撒く量が増えた」（廣瀬 17・1306）と発言したと証言し、上九にサリンを取りに行く際「林泰男さんがみんなに対してサリンを取りに来いとい言っていると言いました」（同 1311）と証言し、さらに、その後実行するために渋谷ホームズを出る際に「豊田君が、部屋に散らばっている実行役に向かって、皆さん、サリンを取りに来て、皆さん、サリンを取りに来てください、と言いました」「実行役の誰かがサリンの袋を取りに行きましたが、それと同じように、運転手役の1人、あるいは2人もついていき、サリンの袋をのぞき込みながら、これがサリンかと言ったことがあります」（同 1318,1319）と証言した。

林郁夫は、渋谷ホームズで「8時っていうのを決めるときには、かなり実行役も含めて各々の意見が出たという記憶があります。そして、そのときは、私も躊躇なくサリンという言葉を使っていました」（林郁夫 22・1819）と証言した。

これに対し弁護人は、渋谷ホームズにいた全員について、廣瀬の発言、林郁夫の発言の各場面について、サリンという言葉が発せられたかどうかを質問した。

以上の各場面におけるサリン発言に尋問の焦点が当てられていたことは地

下鉄サリン事件の検察官論告配布メモ3枚目に一覧表として整理されていることからも明かである（記録582）。これは、地下鉄サリン事件についての殺意・共謀の争点が、高橋さんがサリンと認識していたかという点にあることが当事者双方及び裁判所の共通認識であったため、その点に集中して尋問が行われたことを如実に示すものである。

(5) 論告と弁論

しかしながら証拠調べを踏まえた論告において検察官は突然「まずは、『サリン』という言葉が出たかどうかを離れて、被告人がどのような行動をとったのか、客観的にどのような事実関係が認められるか、そこからどのような被告人の認識が推測できるのかを明らかにしていくことが重要です」（記録585）などと述べ、事後の車の換気、渋谷ホームズでのパム注射などの行動から、

「被告人は、豊田がサリンなどの猛毒の毒ガスを散布するかもしれないことを認識していたと認められる」とし（記録588）、科学技術省のメンバーが集結していたこと、豊田になんらの質問もしていないこと、携帯電話番号を共有したこと、ビニール袋入りの液体を見たことなどから、被告人の頭の中には、

「サリン」が思い浮かぶだけの客観的な状況が整っており、「実行前の時点で、少なくともこれから猛毒の毒ガスを散布することを十分に認識していたのであり、サリンと断定できなくても、サリンの可能性があることを強く推認できる状況にあった」とした（記録590）。その上で、「サリン」という発言が出たとする廣瀬、林郁夫、井上らの証言の信用性が肯定できるとし、「被告人が、今回の犯行で地下鉄にサリンをまくことを認識していたことは明らかです。正に人が死ぬ危険性が高い行為をそのような行為であると分かってあえて行ったと言える」と結論づけた（記録600）。

翌日に行われた弁護人の地下鉄サリン事件についての弁論は、それまでの公判前整理手続の経過及び公判での証拠調べを踏まえて、そのほとんどが「サリン」と認識していたかどうか、すなわち、「サリン」という言葉が出たとする、井上、廣瀬、林郁夫の証言の信用性評価に費やされている（記録671～683）。なお弁護人の弁論中には「サリン又はそれに匹敵する猛毒を地下鉄に散布すること」という表現がある（記録683）が、これは検察官の論告を受けて急遽付け加えたものに過ぎず、弁論の実質的内容は、「サリン」と認識したかどうかに費やしていることは明かで「匹敵する猛毒」の認識もないという

ことについて弁論はほとんど行っていない。

(6) 原判決

以上を受けて原判決は、概ね検察官の論告通りの順序で検討を行い、サリンという確定的認識を否定した。それにも関わらず、「サリンの可能性を含む、人を死亡させる危険性が高い揮発性の毒物であることを認識していた」と判示した。なお上記の井上、廣瀬、林郁夫のサリン発言については弁護人の訴訟活動が功を奏していずれもその供述の信用性が否定されている（原判決 55～59）。

2 サリンの認識それ自体が公訴事実でありそれ以外の事実を認定するには訴因変更手続が必要であること

(1) 検察官は共謀の内容を「サリンを撒くこと」と特定した

起訴状の公訴事実は訴因を明示して記載しなければならず（刑事訴訟法 256 条 3 項）、この明示された訴因が検察官が審判を求める検察官の主張であり、審判対象となる。この訴因の特定は審判対象であると同時に被告人側に防御の対象を明確化するためのものである。

なお公訴事実における訴因の特定は法文上「できる限り」とされていることから、その後の公判前整理手続における主張の明示や争点整理を通じて被告人側にとって防御の対象が明確にされることが重要となる。

本件についてみると上記の通り、検察官は公訴事実において「各電車内等にサリンを発散させて不特定多数の乗客等を殺害しようと計画し」と主張し、公判前整理手続における証明予定事実においても一貫してサリンであることを認識したことを主張した。

一般的に殺人罪の公訴事実において、いかなる凶器で殺害したか、その認識は必ずしも共謀や故意の不可欠要素ではない。しかし検察官は、上記のように公訴事実で凶器たる「サリン」を特定し、かつ、公判前整理手続で弁護人が殺意及び共謀を争うとの主張をしてもなお、「サリン」の認識に特定して主張した。公判における冒頭陳述でも、「本件の争点の一つ目は、殺意の有無です。具体的には、被告人が地下鉄にサリンをまくことを認識していたか否かが争いになっています。次に、被告人は、殺害を共謀した事実もないと主張してお

り、共謀の有無が二つ目の争点になります。ここで共謀の内容を本件に即して具体的に考えると、被告人が、共犯者らとの間で、霞ヶ関を通る地下鉄車内5か所で、通勤時間帯に一斉にサリンをまくという無差別大量殺人の意思を相互に通じ合っていたかということになり、この共謀の成否が争いとなります」と主張した。

検察官は、公判前整理手続において公判廷で主張立証すべき事実を明らかにしなければならないことが大前提なのであって、そこが変わりうることを許容すれば、弁護人はありとあらゆる可能性を考慮して防御を尽くさないとならず争点整理と集中審理は有名無実と化す。

公訴事実はともかく、証明予定事実において「サリン又は人体に有害な物質」などと主張することに何らの障害もなかったにも関わらず、検察官は上記のような主張をし続けたのである。

本件の検察官の訴訟態度からすれば、検察官が訴因として特定し明示した共謀の内容は「サリンを撒くこと」であり、殺意の有無も、サリンの認識の有無が問われていたと解すべきである。

(2) 最高裁判例違反

最決平成13年4月11日刑集55巻3号127頁は次のように判示した。

殺人罪の共同正犯の訴因としては、その実行行為者がだれであるかが明示されていないからといって、それだけで直ちに訴因の記載として罪となるべき事実の特定に欠けるものとはいえないと考えられるから、訴因において実行行為者が明示された場合にそれと異なる認定をするとても、審判対象の画定という見地からは、訴因変更が必要となるとはいえないものと解される。とはいえ、実行行為者がだれであるかは、一般的に、被告人の防御にとって重要な事項であるから、当該訴因の成否について争いがある場合等においては、争点の明確化などのため、検察官において実行行為者を明示するのが望ましいということができ、検察官が訴因においてその実行行為者の明示をした以上、判決においてそれと実質的に異なる認定をするには、原則として、訴因変更手続を要するものと解するのが相当である。しかしながら、実行行為者の明示は、前記のとおり訴因の記載として不可欠な事項ではないから、少なくとも、被告人の防御の具体的な状況等の審理の経過に照らし、被告人に不意打ち

を与えるものではないと認められ、かつ、判決で認定される事実が訴因に記載された事実と比べて被告人にとってより不利益であるとはいえない場合には、例外的に、訴因変更手続を経ることなく訴因と異なる実行行為者を認定することも違法ではない。

この決定は殺人罪の共同正犯の訴因において実行行為者が明示された場合に訴因変更手続を経ることなく訴因と異なる実行行為者を認定することの是非が問われた事件であった。

この最高裁の決定に従えば、一般にいかなる内容の共謀をしたかは被告人の防御にとって重要であるから、検察官が訴因として「サリンを散布すること」を共謀したと特定した以上、判決においてそれと実質的に異なる認定をするには原則として、訴因変更手続を要することになる。

そして、被告人の防御の具体的な状況等の審理の経過に照らして不意打ちを与えるものであることも明らかであるから上記最決の例外にも該当しない。

(3) 「サリンを散布すること」の訴因に対し「人を死亡させる危険性が高い揮発性の毒物」と認定することは訴因外の認定に他ならないこと

サリンと「人を死亡させる危険性が高い揮発性の毒物」が単純な包含関係にあると見ることはできない。なぜならサリン以外にそのような物質が存在するか、存在するとしてもどのような特徴を備えた物質であるかなどという点から争いになり得るからである。

たとえば一般常識として、通常時液体であるが「人を死亡させる危険性が高い揮発性の毒物」がサリン以外に何かあるかと問われ、すぐ思い浮かぶような物質などあるだろうか。無論人体に何らかの影響を及ぼす物質という程度であればガソリン、シンナーなどがあるかもしれないが、いずれも人を死亡させる危険性が高いとは思われない。なお麻原の説法には他にもマスタードガス、びらん性のガス、ソマンなどが言及されているが、これらが揮発性の高い物質であるとの説明はどこにもない。

たとえば包丁で人を殺害した事案で共謀が問われた場合、包丁であることの認識がなくても他の人を殺傷させる鋭利な刃物というのは一般常識に照らしても多数考えられるが、本件はそれとは全く次元が異なるのである。サリン以外に「人を死亡させる危険性が高い揮発性の毒物」というのがあり得るのか否か、それについてどのような認識を高橋さんが持っていたかは、サリン自体の

認識とは別に問題とされるべきだからである。

たとえば茶褐色の液体をみて「人を死亡させる危険性が高い揮発性の毒物」であると認識することは通常あり得ないから、何かしら特別の知識やあるいはその液体が何であるかについての特別の情報を得ていなければ、上記認識を持つことはない。

従って検察官がサリンを撒くことを共謀の内容と特定し、その共謀とサリンの認識の有無が争われていた中で、サリンの認識を否定し、別の毒物の可能性を認定するには訴因変更手続を要すべきであった（被告人の防御に及ぼす影響については後述する）。

訴因変更手続を経ずになされた原判決は、審判の請求を受けない事件について判決をした（刑訴法378条3号）か訴訟手続の法令違反（379条）がある。

3 争点を逸脱した不意打ち認定である

(1) サリンの認識の有無が共謀と殺意の争点とされていた

検察官は証明予定事実においても被告人がサリンを認識していたことを主たる主張としていたし、開示された請求証拠においても、「サリン」の発言が出たとされる井上、廣瀬らの証言を中心とした立証構造が組み立てられていた。

弁護人は、公判前整理手続から、サリンの認識の有無が地下鉄サリン事件の最大の争点になると見て、主張を提出し訴訟準備を行ってきていた。

その上で争点が上記の通り整理され、公判での尋問も、今川の家や渋谷ホームズでの各サリン発言を巡って行われた。

公判前整理手続もしくは冒頭陳述においても、検察官は1度も「サリン以外の猛毒」も含むなどという主張はしてこなかつたし、弁護人もサリン以外の毒物の認識を前提とした主張や反証は行っていない。仮にサリンの認識が認められないとして、傷害の限度で認めるなどという主張もしていないし、そのような争点整理も行われていない。

ところが弁護人の反対尋問や、他の者の証人尋問の結果なども踏まえ、検察官において、サリン発言をした井上、廣瀬、林郁夫らの証言の信用性が必ずしも肯定されてないと考え、突如上記のような論告をしてきたのである。

検察官の論告はサリン発言以外に重点が置かれ、弁護人の弁論はサリン発言に重点が置かれていることがこれを対照的に示している。

公判前整理手続の目的は争点と証拠の整理を行うことで、充実した公判を集中的に行うことにある。特に、公判前整理手続が必要的に行われる裁判員裁判は、裁判員の負担を考慮し集中審理で行われるから、争点が明確で、当該争点を判断するためのベストエビデンスを集中的に取調べることが指向される。従って、当事者がお互いどのような主張をするかを明示し、何が争点かを共通認識することで、具体的にどのような証拠を請求すべきか、証人に対して何を聞くべきかが決せられることになる。同じ証人であっても争点が異なれば尋問内容も尋問時間も全く変わってくる。

本件では公判前整理手続においてサリンの認識の有無が争点とされていたことから、弁護人はそれを前提に防御方針を組み立て、尋問内容を考え、尋問時間を決定したのである。

原判決は論告の検討順序に沿って認定しているものであるが、「サリン」以外の人を死亡させる危険性の高い薬物の可能性を殺意の根拠としたことは、公判前整理手続もしくは公判審理の経過における争点から明らかに逸脱するもので弁護人にとっては不意打ち認定というほかない。

仮にサリン以外の人を死亡させる危険性の高い薬物を認定しようとするのであれば、争点として顕在化させた上で、十分な審理を遂げる必要がある（いわゆるよど号ハイジャック事件上告審判決。最判昭和58年12月13日刑集37巻10号1581頁）。

このような措置をとることなく、サリン以外の薬物によって殺意を認定した原判決の訴訟手続は、本件事案の性質、審理の経過等にかんがみ、高橋さんに不意打ちを与える、その防御権を不当に侵害するものであって違法である。

(2) サリン以外の可能性についての反証の機会を奪われた

上記の通り、原審で行われた地下鉄サリン事件の証人尋問、特に今川の家、渋谷ホームズにいたメンバーについては、サリンという発言があったかどうかに多くの尋問が費やされており、弁護人は誰1人に対しても、「サリン以外の人を死亡させる危険性の高い薬物」を前提とした尋問は行っていない。仮に検察官が公判前整理手続からその旨主張していれば、あるいは裁判所によりそのような訴訟指揮がなされていれば、当然にサリン発言だけではなく、サリン以外の薬物を前提とした尋問を準備し行っていた。

すでに述べた通り、通常の凶器とは違つて、「人を死亡させる危険性が高い

揮発性の毒物」としてサリンの他にいかなる物があるか、それについて高橋さんがどのような認識を持っていたか、その認識につながるような言動があったか、を高橋さんだけではなく、法廷に出廷した全ての証人に尋問していたはずである。

特に裁判員裁判においては、集中審理と一般市民の参加という点から、争点に即した充実した証人尋問が行われることが求められている。相手方当事者が主張していない潜在的可能性も考慮して争点以外の尋問を拡散していくことは分かりやすい審理からかけ離れるのであり、むしろ避けるべきである。

当事者は双方の主張及び争点整理の結果を前提に尋問を行うことになるから、当事者の共通認識以外の点を突如主張し出すことの弊害は大きいものとなる。

原判決の認定それ自体が不当であることは後述するが、それも当初からサリン以外の薬物の可能性も争点にあれば、そのような認定にはならなかつたはずである。まさに反証の機会を奪われたからに他ならない。

原審の訴訟手続は、公判前整理手続における争点整理の結果を逸脱したものであり、あるいは争点を顕在化させ被告人側に防御の機会を与えることなく認定したものであり違法である。

控訴趣意第13 地下鉄サリン事件：殺意及び共謀

原判決は、高橋さんの殺意について検察官が主張したサリンであるとの確定的認識を否定した上で、「サリンの可能性を含む、人を死亡させる危険性が高い揮発性の毒物であることを認識していた」と判示し、殺人の共謀を認定した。この点が訴因変更手続を経ずになされた違法があり、不意打ち認定であることは既述した通りであるが、殺意及び殺人の共謀を認めたその内容自体についても事実の誤認がある。高橋さんは、地下鉄サリン事件について誰とも共謀してないし、殺意もなかった。

1 原判決の判断の要旨

原判決が殺意を肯定した根拠となる事実についての判断は要旨以下の通りである。

- ① 3月15日に起きたアタッシュケース事件に高橋さんは関与し、教団が強制捜査の矛先を逸らす目的で霞ヶ関駅構内にいる不特定多数の乗客等を標的として、少なくとも人体に有害な物質を噴霧しようとしたものであると認識した。
- ② (サリン事件前日) 今川の家で普段はない科学技術省の者らがいて、渋谷ではスーツの裾あわせなどを行っていたことから、(失敗したアタッシュケース事件より) 大きな規模の事件を起こそうとしているのではないかと認識した。
- ③ 渋谷ホームズでの井上の説明により、今回の事件は、地下鉄電車内で不特定多数の乗客等を標的として危害を加えるものであると理解した。
- ④ 麻原の説法でサリンが猛毒の化学兵器であると理解し、上九の教団施設付近からサリンの残留物質が検出されたとの報道を知っており、VX事件を通じて教団が人を死亡させる効果が十分あり得るVXを製造していたことを知っていた。地下鉄電車内で撒くという態様はVXやアタッッシュケース事件で噴霧しようとした物質とは異なることなどから、教団が製造したサリンである可能性が容易に思い浮かぶ状況にあった。
- ⑤ 豊田の実行後、窓を開けるなどした行動について、豊田が乗り込んだ直後に生じた自分の体調の変化を、すぐに豊田が撒いてきたものと結びついているから、実行前から、豊田が撒くものが換気を必要とするような揮発

性の高い人体に有害な物質であると認識していた。

- ⑥ 渋谷ホームズに帰着後のことについて、高橋さんから自らの中毒が心配だから注射して欲しいと言わされたとの林郁夫供述の信用性を肯定し、実行前から、豊田が撒くものが、速やかな治療を必要とする人体に有害な物質であると認識していた。
- ⑦ VX事件や假谷事件に関与していたことから、人命を軽視する教団の本質を感じ取っていた。

2 アタッシュケース事件について

(1) アタッシュケース事件の概要

「アタッシュケース事件」というのは、地下鉄サリン事件の5日前である平成7年3月15日に地下鉄霞ヶ関駅にアタッシュケース3個が置かれ、うち1つから水蒸気が噴出されたという出来事である。

警視庁の特殊部隊が回収しニュースとなつたが、何ら被害は出なかつた（山形24・2147）。

実行部隊として当日関与した信者は、遠藤、井上、中川、山形、平田信、高橋さんである。

(2) 中身を聞かされていない

教団幹部である麻原、村井、井上、遠藤らはボツリヌストキシンの製造を試みて、その効果を試すことにアタッシュケース事件の目的があつた（井上21・1725）。

実際にはボツリヌストキシンの製造には失敗しており何ら効果のないものであつたが、試すもの（噴霧するもの）がボツリヌストキシンであることを霞ヶ関にアタッシュケースを置く役となつた山形や高橋さんには教えていなかつた。

山形は上九から今川の家に向かう車の中で井上から「細菌」とあると聞かされ（山形24・2139）、ボツリヌストキシンとは聞かされていなかつた（同2165）。

当日の運転手であった平田信もボツリヌストキシンとは聞かされていなかつた（平田信25・2185）。

高橋さんも、井上から「ウイルス」と説明され、ボツリヌストキシンとは聞

かされていない（高橋 34・3263）。

なお、井上は山形と高橋さんにトキシンであると説明したとするが、この証言は山形の証言（山形は車の中で井上から聞かされた、そのとき運転手は松本剛であったと証言している）に反する上に、井上は自分が主導的に事件を起こしたことを過小に供述したいがために、下の者にも説明をしたと供述するくらいがあり信用できない。

(3) 無差別殺傷を目的としたものではない

アタッシュケース事件はそもそも麻原、村井、井上、遠藤らの間でも製造できているかどうかを試す、効果を見るにその目的があり、無差別殺傷それ自体を目的としたものではなかった（井上 21・1725）。

(4) 計画に関わっていない者らはどうに考えていたのか

ボツリヌストキシンの予定であることを聞かされていなかった山形、高橋さんは、計画を聞かされたときからその人体に対する効果それ自体にも疑問を抱いていた。

山形は、井上から悪性の風邪のような症状がでると聞かされていたが（山形 24・2139）その効力自体に関しても「かなり疑わしいと思ってた」（同 2155）と証言している。

アタッシュケースを置くときには酸素ボンベを使用しているが、それもボンベを背負って管から空氣ができるというものであり、噴霧する液体を吸わないようにするという点においては何ら意味をなさない行為である。

高橋さんは、次の様に証言している。

問 なぜ病気になつたりもしないし、人が死んだりもしないということを考えたんですか。

答 これは、1つには、教団の造ったものであるというのが1つありますして、もう一つ、かばんを受け取るときに遠藤さんがセット、ウィルスと呼ばれるものをセットしてたわけですけれども、ものすごく違和感がありました・・・。

問 どんな違和感ですか。

答 ていうのは、何のあれもなしに、マスクもせず、スポットでカバンにそういうものを入れるっていうのは・・・ちょっと、本当かな

っていう感じの、だから酸素がどうのというのが何の意味があるんだろうぐらい、はつきり言うと、ちょっとばからしくなりました、そこの時点です。

(高橋 34・3268)

そもそも山形や高橋さん達にとっては、教団が作る、特に科学技術省が作ったと思われるものについてはそれまでの経緯から相当に疑問を抱いており、これは教団の中ではいわば公然のことであった。

(5) アタッショーケース事件後の認識

アタッショーケース事件に関与した高橋さんの認識としては、霞ヶ関駅に何らかの装置を設置したが、案の定失敗し何も起きなかつた、人体に影響を及ぼす有害な物質ではなかつた、ニュースとなり騒ぎとなつたから強制捜査を妨害するという意味において成功した、という体験である。その5日後に同じような態様の事件であるサリン事件に関与することになるが、むしろアタッショーケース事件の体験は、教団が作るものにたいした効果がないだらうという認識につながるというべきである。

原判決は、今川の家に普段はいない科学技術省の者らがいたことをサリン事件における特徴かのように判示するが、アタッショーケース事件においても現場には普段は行動を共にしない厚生省の遠藤がいるし、山形は自治省である。また原判決は、アタッショーケース事件では高橋さんもスーツを着て通勤客を装っているところ、渋谷ホームズについた時点で、信者らがスーツの裾あわせなどを行っていたことから、（失敗したアタッショーケース事件より）大きな規模の事件を起こそうとしているのではないかと認識した、と判示する。しかしながら、アタッショーケース事件は上記の通り、全く効果を有しないものでありながら、騒ぎを起こすという意味においては成功しているのであり、地下鉄サリン事件において撒く物の人体有害性を想起させるものとは言えない。

より大規模な事件を起こそうとしたと考えるために、アタッショーケース事件の目的を理解し、かつ実際の結果が失敗であったと認識していなければならぬが、高橋さんはアタッショーケース事件の目的も知らされず、かつ、実行後に失敗だったと評価できるような説明も受けていない。つまり、より大規模な事件を起こそうとしたという前提が欠けるのであって原判決には経験則・論理則に誤りがある。

なお、アタッショーケース事件では意味をなさないなりにも酸素ボンベを使用しているが、実行犯らがサリン事件では被爆や誤吸入を防ぐような装置、手段は全く講じているような様子は全く見られなかった（そしてその全く警戒していない様子を運転手役であった高橋さんが見ているということになる）。

3 渋谷についての高橋さんの認識について

(1) 撒く物が何かを知らなかった

原判決は、アタッショーケース事件を前提に、渋谷ホームズでの井上の説明により、今回の事件は、地下鉄電車内で不特定多数の乗客等を標的として危害を加えるものであると理解したはずだ、などと判示している。

しかしながら、原判決も認める通り高橋さんは撒く物がなんであるかを説明されたこともなければ、聞いてもいない。

井上の説明によって分かり得たことは、5組がペアになって地下鉄に乗車し、何らかの物を撒く、ということにすぎない。その撒く物が人体に危害を加えうるものであるということまで分かっていたとは言えない。

なぜなら、わずか5日前にアタッショーケース事件に参加した高橋さんにとっては、そこにいる主要メンバーの科学技術省の製造するものに対する不信感を持っており、かつ、強制捜査を妨害するために騒ぎを起こせばよいのであるから、人体に悪影響を及ぼす必要もない。

たとえば、アタッショーケース事件と同じことを5つの路線でしただけでも相当な騒ぎになることが予想されるのであって、井上の話す内容から人体に影響を及ぼすことが前提であると受け止めるはずだという認定は誤りである。

(2) 液体の取り扱い

渋谷ホームズに集まった実行犯及び運転手役に対し井上が説明し、その後各ペアで下見を行っている。下見後に実行犯らは上九にサリンを取りに行っている（高橋さんは上九には行っていない）。

下見から帰ってきたあと、しばらくして各ペアごとに渋谷ホームズを出発するが、そのときに高橋さんは撒く物を実際に見ている。

しかし高橋さんがみた撒く物は、ビニール袋に入れられた茶褐色の液体であった。

もしその液体がサリンに代表されるような致死効果の高い物質だとすれば、

ビニール袋などといいつつ破けるかもしれないような包装で取り扱うと思うだろうか。実際にそのうちの1つの内袋が破けても何か対処をするとか、慌てて恐怖を感じたようなことすらなかった。

廣瀬は、そのビニール袋を見たとき、「(以前)同じ、サリンの袋と同じ形で、教団の清涼飲料水が同じような形で包装されてるわけですよね、それがよく漏れてた」ことがあったことから危なっかしいなと思ったと証言している(廣瀬 17・1366)。

高橋さんは、実行犯がその液体入りのビニール袋を素手で直接触っているのを見ている(高橋 34・3288)。アタッシュケース事件でも噴霧する液体の取り扱いを見て危険性が高くないと感じたのと同じように、ビニール袋に直接液体が入れられそれ以上の措置を講じておらず、なんら警戒する様子もなく素手で取り扱っているのを見れば、これから撒くであろう液体も人体に対する有害性を感じないのが当然である。

4 教団内のコミュニケーションについて

原判決は、それ自体いかようにも解釈できるような事実から推測を重ね、人を殺傷する危険性があることが想像し得たはずだ、という判断をしている。

しかしながら特筆すべきは、高橋さんをはじめとして信者らは、幹部等上から与えられた自分に対する指示を忠実にこなすことが使命であると思っていたことにある。それ自体がワークとして修行の一貫であったのである。余計なことは詮索せず、自分の役割を超えて全体としてどのような目的があるか、どのような効果があるかなどを考えてはいけない、とすらされていたのである。

高橋さんにサリン事件で与えられた役割は豊田を送迎することにつきるのであって、その送迎という役割を果たす上において、豊田が何をするかを知る必要はないし、撒く物がなんであるか、どのような効果を持つかを知る必要もない。現に下見のときも実行のときも、豊田は説明もしていないし高橋さんからも何も尋ねていない。

この一般社会からすれば理解しがたいコミュニケーションも、麻原をグルとして絶対的な帰依を求める教団においては合理性を有する行動原理であった。高橋さんがどのようなことを考えただろうかということを認定する上においては、この教団の特殊性を前提としなければ、真実を解明したのではなく、単に常識はこうであるべきだという意見を押しつけたにすぎないのである。

廣瀬は運転手役が知っていないといけない情報は、どの駅に送り届けて、どこでその実行役の人が降りてきてピックアップするか、その待ち合わせ場所、緊急連絡先だと証言した（廣瀬第17・1353）。

林泰男も、運転手役は、誰をどこまで乗っけて、どこで待ち合わせてピックアップするか、その情報さえ知つておけばいい、と証言した（林泰男第18・1494）。

新實は教団内でのステージが高いにも関わらず、地下鉄サリン事件では運転手役となり、運転のワークにとって重要な情報は、新御茶ノ水駅から郁夫さんが出てくるから、それ待って、ピックアップすることであると証言した（新實第19・1558）。

外崎も、運転のワークではただ行き先を言われるだけで、地下鉄サリン事件では横山を新宿に送って四谷駅でピックアップして渋谷に帰る、それが自分のワークの内容だと証言した（外崎23・2003,2005）。

北村はこう表現した。運転のワークはタクシーの運転手と同じである、運ぶ人が何をする目的で移動するのかは知らないことがほとんどだと（北村23・1936）。タクシー運転手は、乗客がなんのために移動しているのかを聞くことはない。自分の仕事は送り届けるだけであり、客の目的に关心はない。

高橋さんにとっても、自分のワークは豊田の送迎であり、それに必要な情報を認識すればよく、豊田が何をするか、それがどのような効果を持つかを、そもそも想像しようすらしないのである。

確かに、渋谷ホームズなどで説明される際に知り得た情報により感じることははあるであろうが、それを超えて通常の人なら、そこから想像していくような作業を教団の信者である高橋さんはしないのである。そのことを前提に認識を判断すべきである。

5 サリンである可能性が容易に思い浮かぶとした点についての誤り

(1) 原判決の誤り

原判決は、麻原の説法でサリンが猛毒の化学兵器であると理解し、上九の教団施設付近からサリンの残留物質が検出されたとの報道を知つており、VX事件を通じて教団が人を死亡させる効果が十分あり得るVXを製造していたこと

を知っていた；地下鉄電車内で撒くという態様はVXやアタッシュケース事件で噴霧しようとした物質とは異なることなどから、教団が製造したサリンである可能性が容易に思い浮かぶ状況にあった、などと判示した。

この判示には多数の致命的な誤りがある。

説法でサリンという言葉がでたとしても教団でサリンを製造することに結びつくわけではないし、サリンの残留物質が検出されたとの報道はむしろサリンによる攻撃を受けたと受け止められていたのである。

撒くという態様がVXやアタッシュケース事件とは異なるなどとするが、同じ物質を違う使い方をすることがないわけではないから、なぜ違う物質だと思うことになるのか論理の飛躍がある。さらには「サリンである可能性が容易に思い浮かぶ状況にあった」という認定になんの意味があるのか理解しがたい。

サリンであることの認識は否定しているが、それを「容易に思い浮かぶ状況」という認定は、可能性の1つとして考えたはずだという認定すら出来ていないことの裏返しである。

もし「容易に思い浮かぶ状況であった」という間接事実が、他の間接事実と相まって、「サリンであることの認識」についての間接事実として利用されるのであれば意味を持ちうるが、本件ではサリンの認識は否定されており、「容易に思い浮かぶ状況」という間接事実は意味を持ち得ない。

(2) 教団でサリンを作っていることを知らなかった

高橋さんは教団でサリンを製造していることを知らなかった。

教団でのサリン製造は、徹底的な情報統制が計られており、一部の人間だけが知り得た秘密のワークであった。

林泰男は、サリンを製造していた第7サティアン自体が秘密で、秘密のワークは勝手に人に話してはいけないと証言し（林泰男 18・1448）、中川も省庁制の大蔵クラスの人の一部が知っていた程度であり、サリンプラント内ですら「最終産物」と呼んでいたと証言した（中川 20・1627,1628）。

サリンプラントに従事していた杉本は、第7サティアンでのワークは秘密のワークであり、外出も禁じられていたと証言し（杉本 24・2100）、中村も秘密事項で信者同士でも話してはいけないことだったと証言した（中村 2・33）。

サリンの隠語もサリン製造に関わる者しか知ることはなく、高橋さんはもちろん知らなかった。

高橋さんは地下鉄サリン事件の後の報道ではじめて教団がサリンを製造しているのを知ったのである。

(3) サリン製造を知らない人は教団が攻撃されていると思っていた

原判決は、平成7年1月の読売新聞の報道で教団施設付近からサリンの残留物質が検出されたとの報道により、教団が製造している可能性が容易に思い浮かんだはずだとするが、これは誤りである。

そもそも麻原の説法は教団がサリン等を製造しているというのではなく、サリンなどによって攻撃を受けているという内容であった。

ここ一週間の間に、家族や、あるいはいろんな弟子が、わたしに対しあるいは『目の奥が痛い』等である。これらはすべて、たとえばマスタードガス、つまりびらん性のガスや、あるいは神経ガス、つまり、これはまあサリン、あるいはVXと呼ばれるようなね、ものなどがそうだが、要するにわたしたちの神経を冒し、そしてわたしたしを死に至らしめるものであると。この第2サティアンの出来事は、このびらん系のガスと神経系の毒ガスが混ざったもの、これを長期にわたり第2サティアンに対して攻撃した結果としての現象であったと（1993年10月25日清流精舎での説法・記録94）

オウム真理教の教祖・麻原彰晃は、このカルト宗教のつまり彼らが最も恐れている要素をすべて兼ね備えた人物だからということになる。そして、この日本が来たるべきとき、つまり反米・・・属国から解放され、日本が独立国として動き出そうとするときの中心人物の必ず1人になるだろうと彼らは断定しているがゆえに、毒ガス攻撃、・・・これはマスタードガス、それからVZ（※VX）等を含めた神経系のガスをまぜ、混入し、そして噴霧を88年から続いているのである。（略）この検知器はこれだけでなく、たとえばサリンとかソマンとか呼ばれる、要するに神経ガスだが（略）」（同1994年3月15日杉並道場での説法・記録95）

絶対的に帰依し、麻原の言うことが絶対的に正しい信じている高橋さんにとて、読売新聞の報道は麻原の説法の強力な裏付けになった。この報道によって高橋さんは、教団がサリン攻撃を受けていることは間違いないと確信した

のである。

原判決はこの点、教団内でサリンが原因と見られる死者が出たという状況もなかったから、教団が攻撃を受けていると信じたとの供述は信用できないとするが、全く理由になっていない。なぜ死者が出でないことから直ちに攻撃を受けたことはないということになるのか、合理的な説明は全くなされていない。

教団が攻撃を受けているとの麻原の説法を信じていたのは高橋さんだけではない。多くの信者がそれを信じていた。

たとえば外崎は次の様に証言した。

問 当時、教団は本当に毒ガス攻撃を受けていると思ってましたか。

答 結構、肝臓が痛くて、注射を打ってもらったことがあるんですが、結構、内臓の疾患ていうのは結構あったと思います。

問 毒ガス攻撃を受けてると説法の中で出ているときに、実際にそういう内臓が悪くなってるという人がいたということですか。

答 自分でもそうなってました。

問 現に攻撃を受けてるんだと思ってましたか。

答 はい、思ってました

(外崎 23・2007)

最高幹部であった上祐ですら、教団が攻撃を受けていたことを当時は信じていた旨証言した（上祐 2・記録 54）。

北村も松本サリン事件は教団に敵対する組織が起こしたものだと思っていた、教団内には外敵からサリンの攻撃を受けたと言っている人がいたと証言した（北村 23・1941,1945）。

杉本も、「一般の信者っていいますか、出家信者の間では、教団が毒ガス攻撃を受けてると、それがサリンていうふうに尊師が言ってるから、だから我々は、尊師が言うように、毒ガス攻撃を受けてるんだみたいな、そういうような認識を持って、その話をする人はいたかもしれません」と証言した（杉本 24・2103）。

山形も1月1日の新聞記事を読んでも、教団がサリンを作っているとは思わなかったと証言している（山形 24・2156）

平田信も報道を知ってもなお、教団がサリンを作っていることを知らなかつたと証言した（平田信 25・2185）。

平田悟も、松本サリン事件後教団がサリンで攻撃されていると聞かされたと証言した（平田悟 7・549）。

教団がサリンを製造していることを知らない人は、おしなべて麻原の説法を信じており、読売新聞の報道により、それが裏付けられたと感じたのである。

死者がでていないから攻撃を受けたと信じるはずはないというのは、

- ・サリンで攻撃をすればどのような場合であれ確実に人が死ぬ
- ・仮に人が死んだとすれば末端の信者にまで情報が公開される

という前提がなければ成り立たないはずであり、いずれもそのような前提はないから、原判決の判示は、経験則・論理則を無視した暴論と言うほかない。

6 事件後の高橋さんの行動について

原判決は、豊田の実行後、高橋さんが自動車の窓を開けるなどした行動について、豊田が乗り込んだ直後に生じた自分の体調の変化をすぐに豊田が撒いてきたものと結びつけているから、実行前から豊田が撒くものが換気を必要とするような揮発性の高い人体に有害な物質であると認識していた、と結論した。

ここにも経験則・論理則の違反がある。

確かに高橋さんは、豊田が実行後乗り込んできた直後に体調の変化を感じ自動車の窓を開けた。しかし、高橋さんは何かを地下鉄の車内に撒く、ということは事前に知っているのである。何かを撒いて来た豊田が乗り込んだときに体調の異変を感じれば、その正体を事前に知っていなくてもその異変は豊田が撒いて来たものの影響ではないかと考えたとしても不思議ではない。

高橋さんは涙と鼻水が出てきたため、窓を開けたにすぎない。高橋さんの役目は運転であり、涙が出たり鼻水でくしゃみがでたりすれば運転に支障が生じかねない。

そのことから、なぜ「実行前」から分かっていると認定できるのか、原判決は説得的な説明をしていない。

自動車の窓を開けるという行動が、実行前から撒く物の正体を知っていないければ取れない行動だといえなければ、そうした認定はできないはずである。しかし高橋さんが知っていた情報だけでも、涙と鼻水が出てくれば窓を開けることに何ら不自然な点はない。たとえば、ドライブ中運転手がコンビニに寄って戻ってきたらタバコのにおいがしたため、助手席に座っていた人が窓を開けた

とする。タバコを吸わない人にとってはタバコのにおいも不快な場合があるから、窓を開けることに不自然なことはない。原判決の認定に従えば、戻ってきた直後に窓を開けたから助手席の人物は運転手が車から降り前からタバコを吸いに行くことが分かったはずだ、と言っているに等しい。タバコを吸いに行つたのか、コンビニに買い物に行ったのかなど事前にはわかるはずもない。

原判決の認定は、あまりに強引である。高橋さんは豊田が自動車に乗り込んできたときに初めて、涙や鼻水が出るような何らかの効果がある液体を撒いてきたんだと思ったにすぎない。

さらにいえば、換気を必要とするような揮発性の高い有害物質という認定にも論理の飛躍がある。

高橋さんはビニール袋に入れた液体を撒くということしか知らされておらず、それをどのような形で実際に撒くのかは何も知らない。涙と鼻水が出たとしても、そこからただちに自分がみたビニールに入った液体が「換気を必要とするような揮発性の高い物質」であったと結びつけられるわけではない。涙と鼻水という生理反応は生命の危険をなんら感じさせる症状ではない。

しかも高橋さんは豊田を乗せた後、わざわざ遠回りして渋谷ホームズに帰っている（高橋 34・3297）。これは人目を避けるという目的であったが、もし涙と鼻水の症状を人体生命への危険性と認識していたのであれば、一刻も早く渋谷ホームズに帰って林郁夫の治療を受けなければと思うはずで、そのような悠長な行動をとることはありえない。

なお原判決は、サリンと知っていた新實と北村が窓を全開にしたことと同じ行動をとっているなどと言うが、車に乗っていて何か不快を感じたときに窓を開けるという行為は、特異な行為でもなんでもない。特異な行動であるにもかかわらず、同じ行動をとったというのであればともかく、誰でもするような、深く考えずに取り得る行動を捉えて、事前に知っていたことの根拠とすることは経験則に反すると言わなければならない。

7 林郁夫の供述は信用できない

原判決は林郁夫証言を信用し、渋谷ホームズに帰着後に高橋さんの方から中毒が心配だから注射して欲しいと林郁夫に言ったことから、実行前から、豊田が撒くものが、速やかな治療を必要とする人体に有害な物質であると認識していたことの根拠とした。しかしこの林郁夫の証言は全く信用できない。

林郁夫は捜査段階ではこのような供述を全くしていなかった。林郁夫の捜査段階の初期の供述を整理すると、まず平成7年5月7日には、渋谷ホームズに集まったメンバーについて聞かれ、高橋さがいたという供述をしなかった。スマンガラとも名前の知らない男がいたとも供述していない（林郁夫22・1885）。

同月10日には、高橋さんの写真を見せられて「見た顔ですが、ホーリーネームも本名も知りません。また私の知る限りでは、サリン事件のときには、メンバーの中に入っていなかったと思います」と供述した（同1864、弁47）。

そして5月13日になって、ようやく渋谷ホームズに高橋さんがいたことを供述し出すが、それでも、「もう一人の男、四角張った顔で、体格がつちり、20代後半の男がいたと説明していますが、そのもう一人の男がいるのに気付いたのです。この男の症状は軽く、直接サリンを撒いたものを吸ったのではなく、撒いたものの衣服についたサリンを自動車等で運ぶとき、二次的に吸入したと私は判断したのです。もちろん本人は何も言っておりません。この男については、そのときまで全く気づかなかったのです」と供述し、高橋さんから言ってきたのではない旨の供述をしていた（同1861～1862）。

林郁夫は、同年5月6日に教団で初めてサリン事件について自白し無期求刑となつた人物であり、ことさら他人を庇う理由も動機もない。またこの時点では他の者は話さなかつたにもかかわらず自白したのであり、高橋さんだけを庇うということも考えられない。

つまり林郁夫は逮捕されて自白当初は高橋さんが渋谷にいた事実すら記憶していなかつた。その後にいたことを思いだしたが、それでも公判廷で証言したような高橋さんから注射を要求されたとの供述もしていなかつたのである。

林郁夫は、自身が供述するように事件の3日前から全く睡眠を取っていない状態であり（同1858）、正確に出来事を記憶できるような状況ではなかつた。サリン発言を巡る林郁夫の記憶の混乱もそれを物語ついている。事件直後は上九で最初に村井からサリン散布を指示された場面に豊田もいたなどと間違つた供述をしていた（同1859）のも林郁夫の記憶が信頼できないことを示している。

原判決はあえて事実に反して被告人に不利となる証言をすることは考えられないなどとありきたりな一般論でその信用性を肯定しているが、林郁夫自身の記憶が相当混乱し二転三転しているところを見ると、彼の意図がなんであれ、間違つた記憶を信じ込んでしまつて疑いが強い。

原判決は、上記林郁夫の初期供述を何ら検討していない。事件直後には現場にいたかどうかすら記憶が定かではない人の20年後の目撃証言を信用するというのによほどどの根拠がなければならないであろう。にもかかわらず、原判決は、他に一致する信頼できる供述があるとか、客観的裏付けがあるというわけではないにもかかわらず、事件直後の自己矛盾供述を顧みることすらせずに、ありきたりな一般論でその信用性を肯定してしまった。

なお井上は高橋さんが林郁夫に近づいていって注射をしてもらったと証言し、原判決はこれを林郁夫証言の裏付けに使っているが、井上は高橋さんから注射を要求したとは証言していない。ここでの問題は、高橋さんから注射を要求したかどうかであり、近づいていったかどうかではない。井上証言は林郁夫証言の裏付けにはならない。

原判決は、高橋さんが涙と鼻水がでたというだけで、林郁夫が注射したというのも不自然だなどと判示するが、全然不自然ではない。林郁夫は豊田が巻いたものがサリンであると分かっており、念のため治療しておくことは何ら不自然ではない。そもそも、高橋さんの認識を肯定する場面では、彼が涙と鼻水がでて窓を開けただけで人体に有害な物質を撒こうとしたことが事前に分かったはずだと認定する一方で、林郁夫の認識については、そのような体調の変化だけで治療するのはおかしいなどというのは、あまりに都合のよい事実認定ではなかろうか。

そしてさらに、窓を開けた点と同様であるが、この注射をしてもらったと言うことから、実行前から治療を必要とする有害な物質であることを認識していたことに結びついている点も、経験則・論理則に違反する。

高橋さんは、実行前から何かを地下鉄に撒くことは分かっており、事件後にその行為の何かが原因で涙と鼻水がでており、他のメンバーが治療を受けているのを見れば、自分に対する治療を受け入れて当然であり、そのことは実行前の認識がどうであったかに関わらない。この点でも原判決の判示は誤りである。

8 死亡の危険性が高い毒物であると知っていた者の行動ではない

中川は次のように証言した。「（1995年4月ころ）高橋さんが私に聞いてきたことがあります。内容は、松本サリン事件は教団がやったとしか思えないんだけれども、と言ってきた」「私の様子を探るというような感じだった」（中

川 20・1651)。

この高橋さんの発言はまさに、教団がサリンを製造していたことをサリン事件後に初めて知ったことを示している。それまで松本サリン事件は教団が起こした事件ではないと信じていた高橋さんが、地下鉄サリン事件に関与することではじめて松本サリン事件も教団が起こしたのではないかと疑ったというエピソードである。

もし高橋さんが撒く物がサリンであると実行前から知っていたり、あるいは人の死傷の結果を何とも思っていないかぎり、中川に対する発言のように教団に対する疑いを持つようなことは考えられない。

山形は高橋さんが次の様に話しているのを聞いている。「（サリン事件後の3月23日）あんなことになるなんて思ってなかつたんだ。俺は死にたいよ、あんな大変なことになって死にたいよ」（山形24・2148）。高橋さんは本当につらそうだったという。

高橋さんのこの発言は、まさに地下鉄サリン事件で人が死傷する結果となつたことが予想外であったことを物語っている。

9 VX事件、假谷事件を通じての認識

原判決は、VX事件や假谷事件を通して、人命を軽視する教団の体質を感じ取っていたことを、人を死亡させる危険性が高い揮発性の毒物を認識した根拠としている。

VX事件の認定が誤りであることは、既に論じたとおりである。少なくともサリン事件の時点で、VX事件で死亡被害者が出了ことを高橋氏が知っていたことを窺わせる証拠は全く存在しない。

また假谷事件も、高橋さんは假谷氏から話を聞くだけだと思っていたのであり、死亡を意図した結果でないことは明かである。遺体の処理に関与しているが、そのことが人命を軽視することに直ちにつながるわけではない。高橋さんにとっては教団が大切な存在であり、亡くなってしまったことを公表すれば責任を追及されることは明かで、やむなく遺体の処理に関わったのであって、生きている人の命を軽視したわけではない。

5日前に起こし、何も効果がなかったアタッシュケース事件よりも前のVXや假谷事件などを持ち出すのは、作為的な結論ありきの事実認定である。教団

では科学技術省が製造した多数の失敗作があるのであって、本件サリン事件の時点における認識を検討するのに、事件としての関連性が乏しい過去の事件を持ち出すのは誤りである。

10 実行犯が「人を死亡させる危険性が高い行為をあえてする」とは認識できなかった

高橋さんは、井上から豊田の運転役だと聞かされ、渋谷ホームズでもサリンとの説明は受けなかった。何かを地下鉄車内で撒くことは分かったがそれがどのようなものかの説明もなかった。アタッシュケース事件に関与した高橋さんにとって、人の死傷の結果は当然の前提でもなかつた。人が死ぬなどということは全く予想外の結果だったのである。

実際に実行犯が撒くであろう物を見たとき、その取り扱いは猛毒とはおよそ相容れないものであった。

このような状態で、人を死亡させる危険性が高い行為をすることを認識することは出来なかつた。

殺意と殺人の共謀を認定した原判決には事実の誤認がある。

控訴趣意第 14 地下鉄サリン事件：土谷正実との共謀

原判決は、地下鉄サリン事件につき土谷正実との共謀を認定した（原判決4）が、土谷が地下鉄サリン事件につき共謀した根拠は全く判決理由に示されていない。認定した証拠はもとより事実認定の補足説明にも土谷と共謀したことすら触れられていない。

原審で調べられた証拠を見ても、土谷が地下鉄サリン事件について共謀したことを見出す証拠はどこにもない。

この点につき、中川が村井からジフロによるサリンの製造を指示され、土谷に相談したとの証言があるが、中川証言によっても製造の目的や使途について土谷と話したとか、それを窺わせるような会話は全く存在しない。中川自身がサリン生成の目的を聞かされていないと証言しているくらいであるから（中川第20・1614）、土谷との間で地下鉄サリン事件の共謀を中川との間で遂げることはありえない。

その他、遠藤、麻原、村井ら土谷と接触したと思われる人物の証言は全く存在せず、土谷が地下鉄サリン事件を共謀した証拠は全くない。

にもかかわらず土谷との共謀を認定した原判決には理由不備（378条4号）がある。

控訴趣意第15 都庁事件：殺人の実行行為

原判決は、本件爆発物の爆発によって生じた損傷結果や、本件爆発物の構造および外観からして、書籍型の本件爆発物に不審を抱かないまま、人がその表紙を開く可能性が高く、その場合、その人の至近距離で、強い威力を有する軍事用の高性能爆薬RDXが爆発することは、本件爆発物が人を死亡させる危険性が高いことを強く推認させるものとして、本件爆発物を郵送することは、人を死亡させる現実的危険性のある行為であることは明らかであるとして、殺人の実行行為にあたるとした。

しかし、この認定には、爆発によって人が死亡する危険性の程度についての採証法則違反（訴訟手続の法令違反）があり、「人を死亡させる現実的危険性」の解釈を誤った違法があり、かつ、人を死亡させる現実的危険性がなかつたにもかかわらずこれがあったとした点で事実誤認の違法がある。

1 訴訟手続の法令違反一人が死亡する危険性の程度についての採証法則違反

(1) 原判決の認定

原判決は、常識的に人が死亡する爆風圧の値を 5kgf/cm^2 であると認定した（原判決65）。そしてこれを根拠に本件爆発物による爆発の際の爆風圧がこれを大きく上回ると考えられることを、殺人の実行行為性を肯定した1つの根拠とした。

この、「常識的に人が死亡する爆風圧の値が 5kgf/cm^2 」であるとの証拠は工藤雅孝の証言のみである。しかし、この点に関する工藤の証言は伝聞証言であり、かつ、専門家ではない者による証言である。このような証言によってなされた事実認定は採証法則違反の違法がある。

この点に関する工藤の証人尋問におけるやりとりを以下に引用する。

検察官：

爆風圧の値について、これまでお話をいただきましたけれども、証人のお立場上、どれぐらいの爆風圧の値があれば、人が死亡する危険性があるのかということについて、何か鑑定の当時、把握していた数値というのありますか。

弁護人：

異議があります。…爆発物が人体にどういう影響を及ぼすかというこ

とについては、この証人が専門的な知見を語る資格について、少なくともこの法廷では全く明らかになつていません。ですので、ここから話すことは単なる推測、あるいは、伝聞証拠である文献の内容を、この証人の口を通して明らかにするだけのものであります。

検察官：

質問を変えます。人がどれくらいの爆風圧があれば死亡するかというのは、実際に人体を使った実験というのを、証人は行ったことはありますか。

工藤：

ありません。

弁護人：

そういう意味ではない。人体に対する影響を語る、専門的な意見を語る資格があるのは、この問題を研究した医師の資格のある人、つまり、人体に関する評価が医学的にできる人だけです。この人は、単に科学検査研究所の職員というだけです。ですから、爆発の実験をやる資格、実験結果を語る資格はあるでしょうけれども、人体に対する爆風圧の影響を語る資格は全くないです。

検察官：

爆発物の鑑定を行うに当たって、爆発物の威力がどのようなものになるかということは、当然、鑑定のたびに確認をしているわけで、それについては、自分で自ら体験した事実として確認するものもあれば、それは過去の、ほかの人が研究したものを見つけて、それを調査するということも前提になっていますので、直接体験した事実とか、そういったものに縛られるものではない…

弁護人：

こちらが問題にしているのは、専門性の違いだということです。…爆発物が人体にどう影響を及ぼすのか、もっと言ってしまえば、これによって人を殺傷する危険性がどれほどなのかということについて語る資格はないということ。

検察官：

医師が、医師であるから言える、医師でないから言えないというのは、全く妥当ではないということになります。じゃ、実際に自分が体験した

ことだけということで、人の死亡の危険性を語るんであれば、それは誰も語れないでしょう。

弁護人：

そんなことは言っていないです。専門分野の違いだと言っているんです。

検察官：

何ですか、専門って。ということなんんですけど…。

(工藤 30・2644~2646)

(中略)

裁判長：

検察官としては、それによって、死亡に至るプロセスとか機序を聞くということじゃなくてという理解でよろしいんでしょうかね。

検察官：

はい。あくまで威力、爆風圧の値がどういう意味を持つのかというのを、過去の鑑定の経験等から得た知見等について聞くということでございます。

裁判長：

異議は棄却いたします。あとは個々の質問について、異議を出して下さい。

検察官：

どのぐらいの爆風圧があれば、例えば人間以外の動物が、どういうものが死ぬのかというのは、何か過去の研究等で、参照されてるものはありませんでしょうか。

弁護人：

異議があります。今の質問は、過去の研究等で参照されてるものはあるかと、単なる伝聞証拠を、この証人の口を通して出すだけの質問ですので、やはり異議があります。伝聞です。

検察官：

これも過去の研究経過について調査して、その結果について、どういう値を把握してかというのを語ってもらうということです。

裁判長：

文献の内容を、ただそのまま聞くんじゃないくて、それをどう理解し、ど

ういうふうにやったかという限度で、そういう証言になってくるという理解でよろしいでしょうか。

検察官：

はい、そうです。

弁護人：

この証人は、理化学の専門家です。…その人が、人体や動物に対する影響を記載した研究論文を読んだとしても、専門的知見がなければ、文献調査の結果を語る資格はない。

検察官：

自ら研究された成果を自己の知見とするとともに、それは他の研究についても、自己の知見として、それを踏まえた上で語るというのは、当然のことだと思います。

裁判長：

人とか動物ということじゃなくて、どういった、この方のご専門で、例えば物がどの程度、物質がどの程度破壊されるとか、そういうのを経験的に言えることであれば、そういう形での証言を求めていただきたいと思うんですけども。その限度では、異議を認めるということにいたします。

(同・2647~2648)

検察官：

わかりました。

(しばらく別のテーマの尋問が続く。中略)

検察官：

先ほど見ていただいた、12グラムで20センチメートルないし30センチメートルの場合に、反射圧として13.2あるいは32.9という数値がありましたね。

工藤：

はい

検察官：

これは証人としては高いと評価するのか、低いと評価するのか、どのようなお考えなんですか。

工藤：

高いというふうに考えております。

検察官：

それはなぜですか。

工藤：

これは書籍からということになります、文献からということになりますけれども、おおむね 5 キログラム毎平方センチメートル…。

弁護人：

異議があります。先ほど来言っているように、今、書籍からとおっしゃいましたけど、結局、書籍の内容を証言してるに過ぎないので、伝聞です。

検察官：

目安として、どのような数値を把握しているか、値として高いということをおっしゃってたので、それは威力の大小として、どう評価してるかという根拠について聞いたものです。

弁護人：

そもそも、爆風圧が高いか低いかというのは、何を基準にしてるのかもよく分からぬですし、結局証言は、人体への影響を言おうとしているわけですから異議があります。

裁判長：

単なる書籍の情報に依拠するということじゃなくて、それをもとに、ご自分のこれまでの経験に照らしたことで証言していただくという前提で、異議は棄却いたします。

検察官：

今言いかけたことを、そのままおっしゃっていただけますか。

工藤：

当時、常識的に、5 キログラム毎平方センチメートルの圧力があれば死亡するという、そういう内容が書かれていますので、1 つの目安、非常にグレーゾーンが広い目安ということになるかと思いますけれども、5 キログラム毎平方センチメートルというのがありました。

(同 2654~2655)

この一連のやりとりを見てわかるとおり、検察官はなんとかして「 $5\text{kgf}/\text{cm}^2$

で人が死亡する」という文献に記載されている内容を工藤に証言させようとし、弁護人は何度も異議を述べた。その異議の理由は、文献という伝聞証拠を証人の口から言わせるだけであるという趣旨での伝聞の異議とともに、工藤には爆発物が人体に与える影響について語る資格はないという異議であった。そして、裁判長もこの異議について理解を示し、一旦は異議を認めた。ところが検察官がその後も別の質問にかこつけて「 5kgf/cm^2 で人は死亡する」という趣旨の証言をさせた。

(2) 工藤には、爆風圧が人体に与える影響について語る資格はない

工藤は、警視庁科学捜査研究所で化学の研究をしている職員である。学位は平成12年3月に博士号（理学）を取得したとのことであるが、人体に関する知見について専門的に研究をした経歴はない。爆発物の鑑定については30年ほどの間に50件から100件やったとのことであるが、具体的に爆発物についてどのような鑑定をしたのかは原審証言からは不明である。

このような経歴を持つ工藤は、自らが行った爆発実験結果について述べる資格はあるであろう（もし当該実験において、人体や動物を用いて人体にどのほどの影響を与えるかという趣旨の実験したのであれば、その実験結果そのものについては証言をすることは許されるだろう）。またその実験結果から推察される意見については、それが工藤の専門領域である理学、化学に関する事であれば述べる資格はあるだろうが、その範囲を超えた意見を述べる資格はない。それは単なる推測であり、そのような推測証言に証拠能力はない。

ある強さの爆風圧が人体にどのような影響を及ぼし、そして、どれほどの強さであれば人が死亡する危険があるかということは、極めて専門性の高いテーマである。このことについて意見を述べることが許されるのは、まずは人体の構造について熟知していることが最低条件であり、少なくとも医師の資格を持っているか、それに準ずる専門的教育を受けていることが求められる。その上で、爆風圧による人体の影響を考えるために、単なる人体についての知識に留まらず、圧力と人体の関係についての専門的知識、経験が必要である。例えば、医師としてこれらの分野について専門的に研究をしているであるとか、あるいは医師として爆風圧によって損傷を負った患者を多数診察した経験があるなどである。このような知識、経験を有する人であれば、ある強さの爆風圧が人体にどのような影響を及ぼし、そして、どれほどの強さであれば人が死亡す

る危険があるかについて意見を述べる資格がある。そしてそのような専門的意見を述べる資格がある人であれば、自らが直接体験・経験した事実だけではなく、文献に依拠した情報・知見であっても専門家による意見として証言することができる。

工藤は上記のとおり、医師でもなく、爆風圧の人体に与える影響について専門的に研究をしたこともない。この分野について言えば、われわれと同じ素人である。原審の証人尋問における異議をめぐるやりとりの中でも、裁判長はその異議の趣旨を認め、工藤が爆風圧の人体への影響について語ることは制限した。ところが、検察官は他の質問にかこつけて無理矢理証言させた。

このように工藤には爆発物の圧力によって人が死亡する危険性について証言をする資格はない。また、工藤がその記載内容を証言した疋田の文献の意味合いについても工藤は語ることができない。したがって、文献の内容について述べた工藤証言は証拠能力がない。少なくとも、文献の内容を述べただけであるこの工藤証言に基づいて、常識的に人が死亡する爆風圧の数値は 5kgf/cm^2 であると認定することは許されない。

(3) 工藤の証言は単なる伝聞証言である

結局の所、工藤の証言は、疋田「火災・爆発危険性の測定法」という文献に記載されている情報を述べたに過ぎない。しかしこの文献は伝聞証拠であり、原審の法廷では証拠になっていない。われわれはこの文献の記載内容について、この記載内容どおりに人が死亡する爆風圧を考えていいのかどうかについても争っている。したがって、本来であれば検察官はこれらの文献を証拠請求すべきであったし、それに対してわれわれは不同意意見を述べ、原供述者に対して直接反対尋問する機会が保障されるべきであった。ところが、検察官は文献を証拠請求することなく、工藤の証言を通して文献の内容を法廷に顕出した。このような証言は明らかに伝聞の潜脱である。

もし、工藤が爆風圧の人体への影響についての専門家なのであれば、自らの知見、研究結果の一部として専門文献の内容を証言することはできるであろう。その意味で、専門文献の内容を法廷に顕出する際には、常に文献を証拠請求しなければならないわけではない。しかし、上記のとおり工藤はこの分野の専門家ではない。そうである以上、この文献の内容を証拠とするためには文献そのものを証拠として採用させるか、他の専門家が自らの専門意見の一部とし

て文献の内容に言及するしかない。

また、前記のとおり、工藤証言をめぐる弁護人の異議に対する裁判所の裁定³⁶は、工藤がこの文献の内容をそのまま語ることを制限していると読むべきであり、文献内容を語ったとしてもその内容の真実性を立証することは許さない裁定と読める。

それにも関わらず原判決は、「工藤の証言によれば、専門的文献（疋田「火災・爆発危険性の想定法」）では、3ないし5kgf/cm²でウサギが死亡するとの実験結果との対比から、常識的に人が死亡する爆風圧の数値が5kgf/cm²とされており・・・」と、工藤証言の中に出でてきて文献の内容を引用までし、前提事実として認定した。これは伝聞証拠による認定であり、違法である。

2 法令解釈・適用の誤り—「人を死亡させる現実的危険性」の解釈の誤り

(1) 原判決は徳野証言を恣意的に解釈した

原審では、第14回公判前整理手続において裁判長による裁判員への法律概念の説明内容を合意した（記録363）。その中で殺人の実行行為については「人を死亡させる現実的危険性のある行為」だとした（記録366）。

この「人を死亡させる現実的危険」について、原判決は徳野証言を引用しながら以下のように判示した。

徳野の証言によれば、徳野のいう人を死亡させる危険性の数値は、前記のとおり即死する危険性を指しており、そこまで至らない場合であっても、すぐに治療を受けなければ死亡することがあり得るというのである。しかし、それはまさに、その爆発物に人を死亡させる危険性があつたということにほかならない。徳野は、そのような場合、通常の医療体制の下では治療がなされるので、死亡することはまれであるなどと説明し、弁護人も、通常の医療体制下の状態を前提に、人を死亡させる現実的危険性の有無を考えるべきであると主張するが、人の生命を保護法益とする殺人罪の実行行為性を判断するに当たっては、まずもって当該行為それ自体が有する危険性に着目するべきであって、行為自体に人を死

³⁶ 「人とか動物ということじゃなくて、どういった、この方のご専門で、例えば物がどの程度、物質がどの程度破壊されるとか、そういうのを経験的に言えることであれば、そういう形での証言を求めていただきたいと思うんですけども。その限度では、異議を認めるということにいたします。」という裁定（工藤30・2648）。

亡させる現実的危険性があるのに、例えば、たまたま医療体制が完備され、すぐ治療を受けられる都會が犯行場所であったからといって、殺人の実行行為に該当しなくなるというのは相当ではない」（原判決67～68）

しかしこの解釈は誤りである。

まず、原判決が引用している徳野のこの部分の証言を正確に引用すると以下のとおりである。

（鼓膜や腸管の損傷と人の生命との関係について、）鼓膜は、破れてもおおよそ10日で自然に治ります。腸管に関しましても、破れるというよりは、やはり過膨張することで、血管が切れて、出血が起ります。で、出血がひどくなった場合に、血圧が下がって亡くなると。ですから、戦争というような特別な状況で、治療を受けられないということがありましたら、命を落とすかもしれませんけど、通常の救急医療の現場で、腸管の損傷で人が生命を落とすということは、非常に少ないと考えております。

（徳野30・2739）

そして、この証言の意味を裁判官からの補充質問で何度も聞かれ、徳野は「通常の救急医療体制の中では死ぬことはまれであるという趣旨である」と何度も証言した。

のことからわかるように、徳野が言う「すぐに治療を受けなければ死亡することがありうる」場面、すなわち、通常の医療体制が整っていない場所とは、戦争などの特別な場面のことである。徳野は長年災害医療について研究、臨床の現場にいた医師であり、戦場における医療体制を念頭においていた。このような徳野が言う「通常の救急医療体制の中では死ぬことはまれ」というのは、戦場ではない、通常の世の中であれば死ぬことはないということである。

ところが、原判決はこの徳野証言から、「たまたま医療体制が完備され、すぐ治療を受けられる都會が犯行場所であったからといって…」などと、医療体制が完備されている都會と、そうではない田舎とを対比させて、同じ行為でも田舎と都會とで殺人行為になるかどうかが変わるのはおかしいとした。これは明らかに議論のすり替えである。徳野が言う「通常の救急医療体制の中では死ぬことはまれ」というのは、少なくとも現在の日本では死ぬことはまれということであり、人を死亡させる現実的危険はないという意味である。

(2) 殺人の実行行為性はその時代によって変わるものである

一方で、原判決が示した「人の生命を保護法益とする殺人罪の実行行為性を判断するに当たっては、まずもって当該行為それ自体が有する危険性に着目するべきであって、行為自体に人を死亡させる現実的危険性があるのに、例えば、たまたま医療体制が完備され、すぐ治療をうけられる都会が犯行場所であったからといって、殺人の実行行為に該当しなくなるというのは相当ではない」という解釈が、いつの時代においても、どの世の中においても等しく殺人罪の実行行為性は判断されなければならないという意味だとすると、それもまた誤りである。

上記のとおり、殺人の実行行為とは、人が死亡する現実的危険を有する行為である。ここで言う「現実的危険」とは当然にその時代、社会の変化、医学の進歩によって変化するものである。例えば、「故意に結核菌に感染させる」という行為について見てみると、かつてはこの行為によって人はほぼ確実に死に至るものであり、人が死亡する現実的危険を有する行為であつただろう。ところが、現代の世の中では結核は治る病気であり、故意に結核菌に感染させたとしても、人が死亡する現実的危険を有するとは言えない。

徳野証言によれば、爆発の衝撃波によって腸管を損傷した場合に、出血がひどく血圧が下がれば亡くなることはあるが、通常の救急医療の現場で、腸管の損傷で人が生命を落とすことは非常に少ないとということである。このことは現代の医学を前提にすれば、人が死亡する現実的危険はないということである。

このように、原判決は殺人の実行行為、すなわち「人を死亡させる現実的危険のある行為」の解釈を誤った。このことによって、爆発物を郵送する行為が殺人の実行行為に該当するか否かの判断に影響を及ぼすことは明らかであるから、判決に影響を及ぼす違法があった。

3 事実誤認—「人を死亡させる現実的危険性があった」との誤った認定

(1) 原判決の認定

原判決は本件爆発物を郵送した行為について殺人の実行行為性を認めた。その理由付けは概ね以下のとおりであった。

一審判決は、まず何よりも、実際に内海氏に生じた被害結果が重篤であることを重視した。本件で内海氏が死亡しなかったのはたまたま内海氏が反り返っ

た状態で郵便物を開封したからであって、通常人が書籍を手にして読むような姿勢で爆発物の表紙を開けていれば、より重篤な損傷が身体に生じたことは明らかであるとした。その上で、爆発物の構造や爆薬として用いられた手作りのRDXの威力を検討した上で、本件爆発物には約10gの手製のRDXが使われており、その威力は既製品のRDXと遜色なく、爆発物を受け取った人は普通の書籍であると思って表紙を開く可能性が高く、至近距離で軍事用高性能爆薬であるRDXが爆発することから、本件爆発物には人を死亡させる現実的危険があったと認定した。

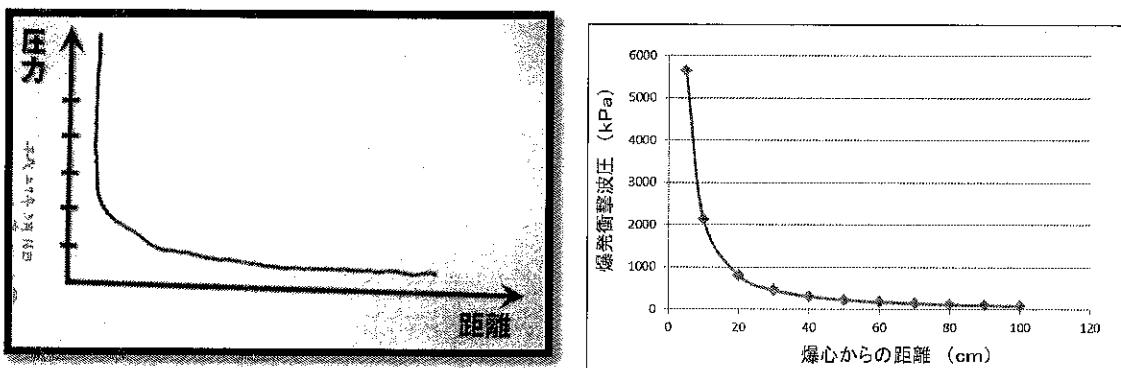
しかし、この認定は誤りである。

(2) 原判決は内海氏の被害結果の評価を誤った

上記のとおり、原判決は本件行為が殺人の実行行為に該当するかを判断するにあたって、内海氏に生じた被害結果を最も重視した。

たしかに、内海氏は本件爆発物が爆発したことによって左手全指挫滅切断等の重傷を負った。この傷害結果や爆発現場の状況は凄惨なものであった。しかし、左手の指をすべて失ったということと、その爆発物に人を死亡させる現実的危険があったかどうかは全く別の問題である。ここで問題なのは、本件爆発物に人を死亡させる現実的危険があったのかということである。このことを検討する上で重要なのは、爆発物との距離という観点から、左手が全て挫滅切断するほどの威力がそのまま身体の枢要部に及ぶわけではないということである。むしろ、爆発物と身体の枢要部との間の数十センチメートル（原判決の認定を前提にしても20cmから30cm）の距離が、威力を決定的に弱めるということである。

原審で証言した工藤氏と徳野医師が共通して述べた見解がある。それが以下の図である。



これは、あるものの爆発による圧力が爆心からの距離によってどう減少するかについてのグラフである。工藤も徳野も証言したように、あるものが爆発した場合の衝撃波圧は爆心からわずかでも距離が離れれば一気に減少する。徳野の証言によれば、距離の3乗根に比例して圧力は弱まるということである（徳野30・2735）。

これを本件に即して言うと、爆発物と手との距離は限りなくゼロに近かったと考えられることから、爆発による内海の手指への衝撃波圧は極めて大きく、指がすべて吹き飛ぶほどの威力があった。しかし、爆発物から身体の枢要部までわずか数十センチの距離があることによって、爆発による身体の枢要部への威力という意味では、一気にその圧力は弱まるということである。

したがって、内海が実際に負った傷害の大きさ、インパクトの強さから、この爆発物には人を死亡させる現実的危険があったと評価することは物理法則に反することとなる。もし、実際に生じた結果からこの爆発物に人を死亡させるほどの威力があったかどうかを考えるのであれば、手の負傷だけでなく、内海の胴体部分にどのような負傷、結果が生じていたのかを検討しなければならない。その点についての内海証言を見ると、「肺や腸など内臓に障害があったことはない」、「鼓膜が破れたり、体表面の挫創、やけどはあったが、脳や内臓に障害はなかった」（内海26・2272）とのことである。

この点、確かに内海はふんぞり返った状態で本を開いた趣旨の証言をし、原審もそのことを前提としている。仮に内海が爆発の瞬間に上体を後ろに反らしていたのだとしても、一方で内海は机の上に本を置いたままの状態で表紙を手で開けたとのことであるから、後ろに体を反らせられる範囲は限られている。そのことによって爆発物と身体の枢要部との間の距離はせいぜい数センチ広がる程度に過ぎない。

そうだとすると、実際に内海の内臓が全く無傷であったことは、本件爆発物に人を死亡させるだけの威力があったことと矛盾する。医師である徳野の証言によれば、「衝撃波で人が傷害を受けるのは、中に空気を含んでいる臓器が傷害を受けやすいので、鼓膜と肺と腸管と言われている、その中でも一番空気を含んでいるのが肺であり、肺は衝撃波が当たった瞬間破裂をする。」「衝撃波によって人を死亡する原因は肺損傷。」（徳野30・2738）とのことである。

もし、内海に生命の危険があったのであれば、内海の肺に何かしらの損傷が

あつたはずである。たまたま上体をのけぞらしていたことによって命を落とさなかつたのだとしても、肺に多少の損傷があつたと考えるのが自然である。ところが内海の肺には何の損傷はなかつた。腸管にも損傷はなかつた。そうだとすると、たまたま上体の仰け反らしていたことを加味しても、内海の生命に危険は無かつたということができる。

確かに内海が負つた傷害結果は小さくない。その内容も左手の指をすべて失うという氣の毒なものである。しかしだからといって、感情的に、非論理的・非科学的に、内海には生命の危険があつたと判断するのは誤りである。本件爆発物によって、人が死亡する現実的危険があつたかどうかは客観的に判断されなければならない。客観的に、論理的・科学的に検討すれば、本件爆発物に人を死亡させる現実的危険はなかつたことは明らかである。

(3) 人が死亡する爆風圧は反射圧で $5\text{kgf}/\text{cm}^2$ とした誤り

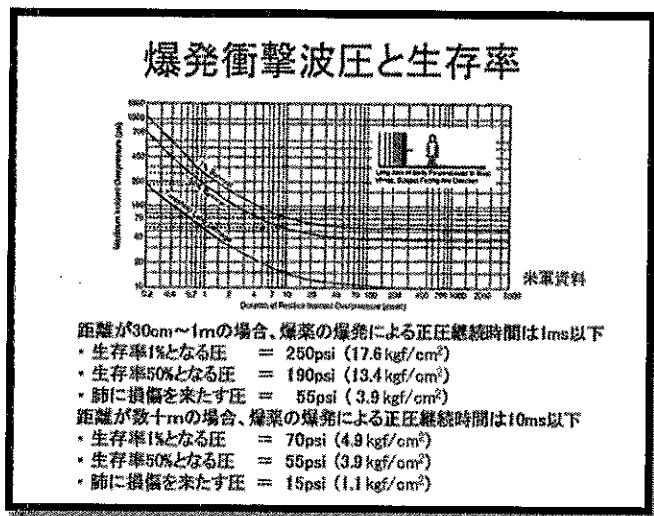
原判決は、工藤証言から常識的に人が死亡する爆風圧の数値が $5\text{kgf}/\text{cm}^2$ であり、この数値は反射圧の値であるとした。そして、RDX を用いた実験結果から、RDX10g が爆発した場合に、爆発物からの距離が 20cm、30cm それぞれについて反射圧の値が $5\text{kgf}/\text{cm}^2$ を上回る高い数値になることを、本件行為が殺人の実行行為にあたることの根拠の 1 つとした。

しかし、この前提である「人が死亡する爆風圧は反射圧で $5\text{kgf}/\text{cm}^2$ 」というのは誤りである。そもそも工藤証言のみからこのような定式を認定したこと 자체違法であることはすでに述べたとおりであるが、その内容も間違っている。人が死亡する圧を「反射圧」で論じていることも誤りであるし、反射圧で「 $5\text{kgf}/\text{cm}^2$ 」とした点も誤っている。

人が死亡する爆風圧は単純に一定の数値で説明できるものではなく、その圧の継続時間によって左右される。この点についての徳野証言は以下のとおりである。「最大の圧に対して、どれくらいの時間がかかっていたかが重要になる。同じ圧でも、短い圧であれば、人に対して傷害を加えることはない」「継続時間を持った圧でないと、身体に対する影響は生じない」（徳野 30・2742）。

つまり、どれくらいの爆風圧によって人は死亡するのかという問題は、単に爆風圧の値がいくつかという単純な問題ではなく、継続時間を持った圧であることを前提にしなければならないということである。その観点から「圧の被害

や損傷を論じる場合は、世界共通で静圧で論じる」（徳野 30・2742）とのことであった。工藤が証言し、原判決が依拠した「反射圧」という概念は、継続時間を持った圧である「静圧」と、継続時間がない圧である「動圧」の和である「全圧」にさらに反射の際の圧力も加わる（工藤 30・2678）。徳野によれば「動圧に関しては、全く同じレベルの圧であれば、考慮する必要は無いと思いますし、その方（工藤）がおっしゃっている反射する圧というのが、ちょっと私には想像できない。（圧の人体への影響について「反射圧」で考えるということについて）初めて聞いた。」（徳野 30・2742）、「（正圧継続時間を前提とせずに死亡する危険性の値を考えるという考え方は）ありません」（同 2761）のことであった。



そして、徳野によれば、爆心と人体との距離が 30cm から 1m の場合、爆発による圧（正圧・陽圧）が継続する時間は 1ms 以下と短く、その場合生存率 50% となる圧は 13.4kgf/cm²（静圧）、肺に損傷を来たす圧は 3.9kgf/cm²（静圧）ということである（徳野 30・2790）。つまり、

爆心から人体までの距離が 30cm の場合、生存率 50% となる圧を生じさせるためには RDX が 189g 必要ということになる。

これは米軍の資料に基づいた徳野の証言である。徳野は医師であり、自衛隊の医官として長年働いてきた経験を持っている。その中で、戦傷病について教壇に立ち、戦傷病の中でも爆発に関する研究を多く行ってきた。爆傷について防衛省の内部研究費を使って研究をしたり、経産省から委託を受けて爆発による人体への影響についての研究も行っている。また、多くの教科書も執筆している。すなわち、爆発によって人体にどのような影響があるかという分野はまさに徳野の専門領域の”ど真ん中”であり、この分野についての日本一の知識、経験を持つ医師である。この点、すでに述べたとおり工藤はそもそも医師でもなく、爆発が人体に及ぼす影響についての素人である。専門的な知見を述べる資格すらない。この 2 人の証言のどちらを信用できるかは議論するまでもな

い。

この徳野によれば、爆発の人体への影響について「直接的に作用するのは反射圧だから反射圧で考える」とする工藤の意見は、「よくやる誤解。全部の圧が関係すると誤解しやすい。私も研究を始めたころはそのように思っていた」

(徳野 30・2740) とのことである。すなわち、圧が人体に及ぼす影響を検討するに際しては、圧の持続時間が非常に重要であるという知識がない素人であるからこそ陥りやすい誤解であり、身体への影響を考える際には持続時間のある圧(=静圧)が影響するという専門知識を有する者にとっては、人体への影響は静圧で考えるというのはもはや常識ということである。そしてそれは世界共通とのことである。

ところが工藤にはこのような知識は何もなく、ただ単に文献に記載されている数字を、その意味も十分に理解することなく述べただけであり、そのような証言に基づいて認定した原判決が誤りであることは論を待たない。

(4) 徳野証言は2次爆傷の影響も適切に評価している

ところが、原判決は徳野の証言について「徳野は、本件においては1次爆傷を中心に考えればよく、2次爆傷は検討する必要に乏しいという前提に立った上で、1次爆傷によって人が死亡するケースのほとんどは肺損傷によるものであることを理由として、肺(胸部)に対する爆風圧がどの程度かという説明に終始しているものであり、実際に本件爆発物に含まれていた金属類の破片が周囲に飛散し、被害者や周囲の物を損傷させていることを十分に考慮しておらず、2次爆傷を軽視しそうに嫌いがある」、「徳野は、極めて限られた前提ないし条件の下での計算の結果の説明したにすぎないというべきであり、その説明内容をそのまま現実に生じた具体的な事案に適用することについて躊躇を覚えざるを得ない」などとして、徳野証言から殺人の実行行為性を判断することができないなどとした(原判決 67~68)。

しかし、この原判決の徳野証言の評価は誤りである。徳野は原審の証人尋問において2次爆傷について次のように証言している。

「本の紙とか、プラスチックの破片というのは、質量が非常に少ないので、爆発によって飛ばされた程度では、当然、人は傷つけますが、生命に影響を及ぼすことは少ないと考えられる。」

「(質量が小さいと生命への影響が少ない理由について) 飛んでいく物体

の持つ運動エネルギーは、質量と速度の2乗に比例するということで、質量が少ないと、運動エネルギーが少なくなりますので、人に当たったときに傷つける程度が軽いということになる。」

「(プラグ類、金属のプラグについては) プラグの重さがちょっと分かりませんけれども、これが十分に爆薬に近いところにあって、それなりのスピードが出れば別だが、そうでなければ、すごいスピードで飛ばすことは困難と考える。」

「乾電池は、質量が重すぎて、爆薬が外に飛ばすだけの能力を持っておらず、人の体を突き抜けるぐらいのスピードで飛ばすことは不可能だと思う。」

(徳野 30・2755~2756)

これらの徳野証言について、信用性を否定する事情は何もない。この証言のどこが「2次爆傷を軽視しすぎている嫌いがある」(原判決)のか、その理由は何も示されていない。結論ありきの証言評価と言わざるを得ない。

なお、この2次爆傷について、工藤は「乾電池は重量があり、高速で飛べば非常に強い威力」である旨の証言をした。しかし、具体的な根拠、計算、実験結果などは何も示されていない。むしろ、工藤自身が行った実験の際に金属類の破片がどれほどの速度で飛散したのかをベニヤ板を用いて実験したのは、RDXを30.3g爆発させたときの実験であった。このときに金属類の破片がベニヤ板を貫通した事実に引きずられて、工藤は必要以上に2次爆傷(金属類の破片が飛散することによる生命への危険性)を重視したと言える。

むしろ、本件爆発物の構造物はプラスチックおよび紙が主体であり、少量の配線や乾電池などの金属があるが、乾電池の金属部分は非常に薄く、大部分は炭素棒などの非常にもろい材質であることから、飛散する物体で致命傷を負わせることは困難と考えられる。(なお、この点は当審で徳野意見書により立証を予定している)。

(5) 結論

確かに内海氏には何の落ち度もなく、片手の指をすべて失うという大変痛ましい結果をもたらした。そもそも、この都庁爆発物事件は麻原の逮捕を阻止するために捜査攪乱をするという目的で行われたとのことであり、許される事件ではない。

しかしこのことと、本件爆発物を郵送する行為が殺人罪の実行行為たりうるかということは全く別問題である。本件爆発物を郵送する行為が殺人罪の実行行為たりうるかという判断を感情的に行ってはいけない。科学的に判断されるべき事項である。ところが、原判決はその凄惨な結果に過度に引きずられ、科学を無視し、恣意的に排除し、感情的に殺人罪の実行行為性を認めた。

徳野医師は原審法廷での証人尋問の冒頭でこのように述べた。

オウム真理教をめぐる事件について、あんまりいい気持ちは持っておりません。（しかし）私の心境と科学の事実は違いますので、科学を述べに参りました。

（徳野 30・2723）

科学的に判断をすれば、本件爆発物を送付する行為が殺人の実行行為にあたらないことは明らかである。

控訴趣意第 16 都庁事件：殺意

原判決は、都庁事件の目的について、地下鉄サリン事件からの流れから「人の殺傷をも伴う大きな騒ぎを起こすこと」であったと想像し、そこに加わった高橋さんにも殺意があったと認定した。しかし、この想像を裏付ける証拠は何もない。むしろ、証拠は高橋さんに殺意がなかったことを明確に示している。原判決は、証拠に基づかない想像を勧かせ、証拠を無視し、証拠を曲解し、高橋さんの殺意を認めた。

1 原判決の認定

原判決は、まず都庁事件の目的について、サリン事件以後の事実経過から「強制捜査を免れるために実行し、多くの人命を奪った地下鉄サリン事件でも止まらなかつた強制捜査の矛先を逸らし、麻原の逮捕を阻止する目的で起こしたものであり、その目的達成のためには、小さな騒ぎでは足りず、人の殺傷をも伴うようなそれなりに大きな事件を起こさなければならぬことは容易に想像できる」とした（原判決 69）。加えて、井上らは、麻原からの「有能神メッセージ」は、死傷者が出なかつた新宿青酸ガス事件を受けてのものであると考えたことから、その経緯からしても、都庁事件は人の殺傷の可能性をも想定した大きな事件を起こすことを狙つたものとみるのが自然とした（同 69～70）。

その上で、この都庁事件の目的についての高橋さんの理解として、遅くとも、有能神メッセージを伝え聞き、中川ないし井上から書籍型爆発物の製造を指示されて了解した時点では、その目的を了解し、さらに目的達成のためには、小さな騒ぎでは足りず、人の殺傷の可能性をも想定したそれなりに大きな事件を起こさなければならないことについても容易に想像できたはずであるから、この点も井上らとの間で認識を共有し、その上で、都庁爆発物事件に関与したものと認めるのが相当とした（同 70）。

そして、高橋さんが長時間かけて爆発物の組み立て作業をした事実から、威力の強さを十分認識していたとし、投函を断つた事実もこれに沿う事実と評価をした（同 71～72）。

さらには、ケースに入った RDX を見ている事実から、爆薬の性能について情報がなかつたとしても、威力がそれなりに強いものであることが用意に想定できたなどとして、高橋さんに殺意を認めた（同 72）。

2 原判決は想像に想像を重ねた認定であり、証拠に基づく認定ではない

原判決は、高橋さんの殺意を認めるにあたって、その文言からしても明らかのように「想像」を多用している。そこで、以下、原判決が認めた各間接事実について、法廷に出てきた証拠は何で、そこから原判決が何を想像したかがわかるようにまとめてみる。

(1) 都庁事件の目的達成のための手段として“殺人”をも想定していたか

証拠	原判決の“想像”
中川：「麻原からの指示は人を殺すという指示ではない」、「都庁事件は（青酸ガス事件と違って）人が亡くなることはないと思っていた」（中川 28・2487）	その目的達成のためには、小さな騒ぎでは足りず、人の殺傷をも伴うようなそれなりに大きな事件を起こさなければならぬことは容易に想像できる
井上：「社会の対立しあう勢力がぶつかり合うような事件を起こして社会を不安にさせて捜査攪乱をする」、「殺害を直接の目的にはしていないが、人が亡くなることがあるというのが自然な流れだった」（井上 29・2585）	
林泰男：「目的は、何らかの騒ぎを起こして麻原の思いを遂げること」、「人を殺すという目的、意思はなかった」、「（井上から伝え聞いた麻原からの指示は）騒ぎを起こせという指示で、人を殺せという指示ではなかった」（同）、「人が死ぬかもしれないことを予期した発言があった記憶はない」（林 27・2392）	

都庁事件の目的が「何らかの騒ぎを起こすこと」、「捜査攪乱をすること」であり、殺人そのものが目的ではなかったことは、すべての証人の証言が一致している。ただ、目的達成のために人を殺すという結果をあえて避けたり、排

除したりしていたかという観点において、井上のみが「人が亡くなることがあるというのが自然な流れだった」と証言している。中川や林泰男はむしろ人が死ぬことはないという認識であったという趣旨の証言をしており、都庁事件目的達成の手段として殺人がありうるという認識は持っていないかった。

少なくとも、都庁事件の目的達成のためには「人の殺傷をも伴うような大きな事件を起こす」という認識を井上、中川、林泰男らが共有していたことを示す証拠は何もない。にもかかわらず、捜査攪乱という目的達成のためには「人の殺傷をも伴う事件を起こす認識をもっていたと想像できる」というのは、証拠に基づかない、単なる原裁判所の想像でしかない。原裁判所が何を想像しようが勝手であるが、証拠に基づかない想像から、都庁事件の目的達成のためには「人の殺傷をも伴う事件を起こすという認識を信者達が共有していた」ことを前提事実として認定することはおよそ証拠に基づかない認定であり、許されない。

そもそも、都庁事件に限らずオウム真理教の事件において、麻原から殺人（人の命を奪う）の指示がないにもかかわらず、信者たちが勝手に殺人行為をした事件は存在しない。それは、オウムの信者たちの行為にはすべて宗教上の意味があり、グルである麻原の意を離れて勝手に殺人行為をすることは悪業だからである。都庁事件において、麻原が殺人を指示したという証拠は存在しない。このことからしても、原判決の「捜査攪乱という目的達成のためには人の殺傷をも伴う事件を起こす認識をもっていた」との想像は全くの誤りであったと言える。

(2) 都庁事件の目的および目的達成のための手段としての“殺人”についての高橋さんの認識

証拠	原判決の“想像”
中川：「高橋に対して麻原の指示に基づくという話は言っていない」、「高橋は自分の部下ではなく、記憶としても言っていないし、立場としても言わない」、「人を殺傷しなければいけないとこのような話題は、高橋さんに言って	遅くとも、有能神メッセージを伝え聞き、中川ないし井上から書籍型爆発物の製造を指示されて了承した時点では、目的を了解し、さらに、その目的達成のためには、小さな騒ぎでは足りず、人の殺傷の可能性をも

<p>「いないだけではなくて、そもそも話題になっていない」、「誰の口からも出ていない」（中川 28・2479）</p>	<p>想定したそれなりに大きな事件を起こさなければならぬことについても容易に想像できたはず</p>
<p>井上：「捜査を攪乱しろという麻原からの指示を高橋に説明した記憶はない」（井上 29・2602）</p>	
<p>林泰男：「人が亡くなることを避けることについて何度も言葉に出したことがある」（林 27・2380）、「井上が麻原からの指示を持ち帰ったとき、高橋はその場にいなかった」、「有能神メッセージを伝えられた場にも高橋はいなかった」（同・2391）、「メッセージを自分が高橋に伝えたこともない」、「高橋に殺傷をすることが目的とも言っていない」（同・2394）</p>	
<p>高橋：「（麻原からのメッセージについて）誰から聞いたかははっきりしない」、「意味はグルの意思を実践せよという意味だと思った」（高橋 34・3325）、「捜査攪乱がグルの意思だから騒ぎを起こせばいい、人が死ぬ必要は無い、死なない方がいいと思った」（同 3334）</p>	

これらの証言からわかるとおり、そもそも麻原からの有能神メッセージなるものについて、誰かが高橋さんに伝えたことを示す明確な証拠はない。高橋さんはメッセージを聞いた旨の証言をしているが、これが当時の記憶かどうかは慎重に考える必要がある。仮に、高橋さんが麻原からのメッセージを誰かから伝えられていたとしても、そこで伝えられた内容は、「事件の目的は捜査の攪乱」だということだけである。そして、高橋さん自身、捜査攪乱が目的だから、人が死ぬ必要は無い、人は死なない方がいいと思ったと述べている。このことは中川や林泰男の証言とも一致する。だとすると、これらの証拠からは、

高橋さんが捜査攪乱という目的達成のために、人の殺傷の可能性をも想定した事件を起こすという認識を持っていたなどという認定には到底辿り着かない。それは証拠に明確に反する。

ところが、原判決は、高橋さんが目的を理解していたと認定した上で、「その目的達成のためには、小さな騒ぎでは足りず、人の殺傷の可能性をも想定したそれなりに大きな事件を起こさなければならないことについても容易に想像できた」などとした。どのような根拠から高橋さんが「人の殺傷をも想定した大きな事件を起こすことを想像できた」のか、その根拠となる証拠は何もない。ただ、原裁判所がそのように想像したというだけである。

原判決のこの点の認定についても、およそ証拠に基づかない”想像”であり、許されない。

(3) 爆薬の威力についての高橋さんの認識

証拠	原判決の”想像”
中川：「（RDXとアジ化鉛という）2種類使うことは確実に伝えた」、「（RDXが）軍用であるとか、威力とか、それ以上のこと伝えなかどうかは分からぬ」、「高橋に取扱いの注意を言ったことはない」 (中川 28・2443)	爆薬の詳しい性能についての情報をきかされていなかったとしても、威力がそれなりに強いものであることが容易に想定できた
中川：「重い怪我をされる可能性はあると思っていたが、今回のような怪我をされるとは正直思っていなかった」 (中川 28・2465)、「（中川自身、被害結果を聞いて）そんな威力があったのかと思った」、「人が亡くなることはないという認識を持っていた」、「指が吹き飛んだという怪我は、自分が思っていたよりも重い怪我だと思った」(中川 28・2494)	

<p>井上：「（自分から）爆薬について高橋さんに説明していない。」（井上 29・2603）</p>	
<p>高橋：「RDXという名前は聞いたかもしれないが、性能、威力は聞いていない。軍用とも聞いていない。取扱注意もない」（高橋 34・3328）</p>	
<p>高橋：「火薬の量は大さじ山盛り1杯くらい。その威力は、その前にやった半田ごとにパチパチの程度が大さじ1杯程度の破壊力なのかなと思った。人が死ぬようなことは連想しなかった。ひょっとしたら破片が飛んでやけどする可能性もあるかなとは考えた」（高橋 34・3334）</p>	

爆薬の威力についての高橋さんの認識に関する証拠はここに挙げたとおりである。これを高橋さんの殺意を肯定する事情として評価することはあり得ない。これほど恣意的な証拠評価はない。爆薬などの化学的なものについて専門的な知識を持っていたのは中川であり、高橋さんは全くの素人である。その中川自身、具体的にこれだけの量の RDX が爆発した場合にどれほどの威力なのかは全く理解していなかった。指が吹き飛ぶという実際の結果についても、「思っていたよりも非常に重い怪我であり、それほど威力があるのかと思った」とのことであった。そして、人が亡くなることはないという認識を中川ですら持っていた。それにも関わらず、そもそも RDX が軍用の爆薬であるという理解すらなかつた高橋さんが、爆薬の威力について、人を殺すこともありうるという方向で理解することはおよそあり得ない。

それでも関わらず、原判決は「爆薬の詳しい性能についての情報を聞かされていなかつたとしても、威力がそれなりに強いものであることが容易に想定できた」などとして、高橋さんに殺意が認められることを肯定する一事情として評価した。ここで重要なことは、この爆薬の威力が「それなりに強い」かどうかではなく、「人を殺傷するほどの効果があるかどうか」である。高橋さん

も、この爆薬がやけどをするくらいの威力があるだろうという認識はあったのであり、そのレベルを超えて「人を殺傷するほどの効果がある」と認識はしていなかつたし、そのことを示す証拠は何もない。したがって、この爆薬についての高橋さんの認識を、殺意を肯定する事情として評価することは誤りである。

(4) 爆発物の構造や威力についての高橋さんの認識

証拠	原判決の“想像”
高橋：「（時間をかけて慎重に組み立てた理由は）火薬が不出来で爆竹みたいなことだったとしても、作業しているのは普通のマンションで、そこで爆竹のような音がしたら、当然近隣から通報が来てしまうから失敗できないと思っていた。」、「誤爆したら自分の命が危ないとまでは考えてなかった。ケガくらいはするかもしれないと思っていた」（高橋 34・3336）	6時間もの長時間をかけて爆発物の組み立て作業をしたことは、威力の強さを十分認識し、誤爆して自らに危険が及ぶことを避けようとして慎重に作業を行ったからこそその行動とみるのが自然
高橋：（投函を断った理由について）「グロープラグの残りなど部品や工具を持っていました、かばんが工具でいっぱいだった」、「井上への反発心もあった」（高橋 34・3338）	投函を断ったのは、威力の強さを十分認識し、誤爆して自らに危険が及ぶことを心配したからこそその言動とみて矛盾はない。

高橋さんは確かに爆発物を組み立てており、その構造は十分に理解していた。しかし、そのことは何ら殺意と結びつく事情ではない。そして、原判決が判示した、「組み立てに6時間要した点」、「高橋さんが爆発物の投函を断った点」については、いずれについても高橋さんがその理由について証言をしている。その理由はいずれも具体的である。組み立て作業に長時間要したことについては、慎重に動作確認をしながら組み立てていたとのことであるし、爆竹のような大きな音を立ててはいけないと高橋さんが当時考えていたことを否定

する事情、証拠は何もない。また、投函を断った理由についても、当時の高橋さんと井上との関係、井上に対する高橋さん的心情を考えれば、高橋さんがなんとか井上からの指示を断ろうとしていたことは非常に理解できる。高橋さんがそういう心情であったことを示す具体的なエピソード、証拠は多数ある。

それにも関わらず、原判決は何らの理由を示すことなく高橋さんが法廷で述べた理由を無視し、「6時間もの長時間をかけて爆発物の組み立て作業をしたことは、威力の強さを十分認識し、誤爆して自らに危険が及ぶことを避けようとして慎重に作業を行ったからこそその行動とみるのが自然」、「投函を断ったのは、威力の強さを十分認識し、誤爆して自らに危険が及ぶことを心配したからこそその言動とみて矛盾はない」などとした。これは自分たちの都合のいいように何の理由もなく、何の証拠にも基づかずに証拠を一方的に評価、解釈、想像しただけであって、このような認定は誤りであるし、許されない。

このように原判決は上記各事情について、証拠が示すものとは全く逆の事実を「想像」し、認定した。このような認定は、「高橋さんには殺意があった」という結論ありきのものである。

3 原判決が無視・曲解した事実

高橋さんに殺意がなかったことを示す事実は多々ある。しかしこれらの事実について、原判決は無視をし、曲解した。

(1) 井上も中川も林泰男も豊田も殺意がなかった事実

都庁事件に関わった井上、中川、林泰男、豊田の誰もが、爆発物を郵送することによって人の命を奪うということを認識もしてなかつたし、想像もしていなかつた。つまり、この都庁事件では高橋さんだけではなく、他のメンバーにも殺意はなかつた。この点についての主な証言をまとめると以下のとおりとなる。

林泰男：「郵便物を受け取った人を殺すという目的、意思はなかつた」、「井上、中川からもそのような言動はなかつた」、「人が死ぬかもしれないということを予期していた発言は誰からもなかつた」（林泰男 27・2392）

中川：「“人を殺傷するような”爆発物といったことは、高橋に言って

いないだけではなく、話題にすらなっていない。誰の口からも出てない。」（中川 28・2479）

井上：「殺害を目的にしていなかった。被害が怪我ですかどうかはやってみなければわからない、人が亡くなるかどうかについて、そこまで明確に意識したかどうかの記憶がない」（井上 29・2589）

上記で述べたとおり、井上、中川、林泰男、豊田は、都庁事件について麻原からの有能神メッセージを聞き、これが捜査攪乱のために起こす事件であることは認識していた。そのためには、騒ぎになるような事件を起こすべきだという認識は持っていた。しかしこのことと、殺意とは別である。中川によれば、井上、林泰男、豊田と都庁事件の計画を話し合っている際に、「青島幸男は生きていてもらるべきだと言った」（中川 28・2487）とのことである。そして、「それに対して反対意見はなかった」とのことである。このやりとりこそ、当時の井上、中川、林泰男らの認識を示している。

さらに、もし彼らに殺意があったのであれば、もっと容易に、そして確実に人を殺傷するための方策はあった。当時、爆薬 RDX と同等かもしくはそれ以上の威力があるとされる爆薬ペンスリットが乾燥重量で数キロ単位あり、「使おうと思えば使うことができた」（中川 28・2493）ということである。もしペンスリットをキロ単位で用いて爆発物を作れば、間違いなく人を殺害することができたであろう。そしてこのペンスリットを使えない事情は何もなかった。それにもかかわらず中川はペンスリットを使わずに、RDX をしかもわずか 10g（原判決の認定を前提）使って爆発物を作ったというのである。この行為は中川に殺意がなかったことを何よりも示している。そして、このような中川の選択に井上も林泰男も豊田も誰も反対しなかった。

これらの事実関係を見れば、都庁事件については、高橋さんだけではなく、井上も中川も林泰男も豊田も殺意がなかったことは明らかである。ところが、原判決は井上、中川、林泰男、豊田らの認識を無視し、もしくは当然に殺意を持っているものだという前提に立った。

（2）高橋さんは一連の捜査攪乱の最後の最後に加わった

原判決が認定したように、井上たちは、地下鉄サリン事件以降、捜査の矛先を逸らして麻原の逮捕を阻止するために、石油コンビナート爆破、ダイオキシ

ン散布、青酸ガス散布など様々な事件の計画を立てた。これらの一連の捜査攬乱計画のメンバーは、井上、中川、林泰男、豊田、富永であった。その中心は井上であった。このどこにも高橋さんは加わっていない。この頃の高橋さんは井上への反発心を強めていた。

ところが、都庁事件の直前になり、たまたま高橋さんが電気関係に詳しく、起爆装置を作る知識を持っているということでこの計画のメンバーに加わることになった。このように、一連の捜査攬乱計画でどのようなことが行われてきたのかといった点含めて、高橋さんには何の知識、経験もなかった。他の誰かが、これまでどのような捜査攬乱計画をしてきたかといったことを伝えた事実も何もない。

このことは、高橋さんの殺意を考える上で無視できない事実である。確かにそれまでの捜査攬乱計画の中には、石油コンビナート爆破、青酸ガスなど、それ自体から人を殺傷することを連想されそうなものも存在する。しかし高橋さんはそのような計画に一切関知しておらず、そういった計画があったこと自体認識していなかった。そのような中で、ただ発火装置（起爆装置）を作るよう指示された。したがって、高橋さんに殺意があったかどうかを考える上では当然前提として考慮しなければならないこれらの事実について、原判決は高橋さんがこれらの捜査攬乱計画には一切加わっていなかった事実を無視した。

(3) 高橋さんが鉛玉を入れるのを止めた事実

原判決は、高橋さんが中川から、爆発物の中に鉛玉を入れるかどうか相談され、高橋さんが反対をしてそれを止めさせた事実自体は認めた（原判決72）。一方で、原判決はこの事実と高橋さんの殺意との関連については、「それ以外に、積極的に人の死亡を避けるような措置、例えば通電しない構造にするとか、爆薬の量を減らすといった措置を全く講じていない上、そもそも鉛玉の話は、本件爆発物の威力について、鉛玉が飛散する程度の強力なものであることが前提となっているのであって…、鉛玉を入れないことによって本件爆発物の危険性がある程度低下しても、それは人の死亡の結果をもたらさない程度まで低下させたということではないことは明らか」だとした（同73）。そして、「東京都知事という特定の要人を標的としたテロ計画であることを踏まえて、それ以上に不特定多数の者を巻き添えにする結果をもたらすまでの威力を備える必要はない」と判断した結果とみるのが相当」と評価した（同前）。

しかし、この判断もまた高橋さんには殺意があったという結論ありきの、場当たり的な判断と言わざるを得ない。

高橋さんは、自らが爆発物の組み立て作業をする段階においては、これがグルの意思であり、グルの意思は騒ぎを起こすことだと理解していた。そのような高橋さんが、あえて爆発物について「通電しない構造にする」ことはグルの意思に反することとなる。騒ぎを起こす、そのための自らに課されたワークである発火装置の組み立て作業は確実に、きちんと行わなければならない。それが当時の高橋さんの心境である。そのような高橋さんにとっては、爆発物が確実に爆発するように組み立てることこそが修行であり、そのことと殺意とは全く関連しない。

また、爆薬の量については、高橋さんは一切関知していない。中川が爆薬を調合し、ケースに入れ、それを高橋さんに渡したのであって、その爆薬の量などについて高橋さんが手を加えること自体、想定できる行動ではない。そのような行動を取らないから殺意があるという評価は誤りである。また、「爆発物の威力が鉛玉が飛散する程度の強力なもの」との点については、これがなぜ殺意に結びつくのか不明であるが、当然高橋さんもある程度の爆発が生じることは理解していたのであり、殺意を肯定させる事情にはなり得ない。

もし高橋さんに殺意があるのであれば、鉛玉を入れるのを阻止するという行動は明らかに矛盾した行動である。原判決は「不特定多数の者を巻き添えにする結果をもたらすまでの威力を備える必要は無いと判断した結果」という評価を加えたが、これは証拠に反する。鉛玉を入れるとどのような結果が生じるかということについての当時の中川の説明内容について、井上はジェスチャーを交えて証言した（井上 29・2583）。それによれば、中に金属を入れれば、本を開いた人が悲惨な状態になるということを中川は説明したことである。中川は高橋さんに対しても同様の説明をしている。中川は、鉛玉を入れたら不特定多数の人が悲惨な状態になるなどとは一言も説明していない。あくまでも本を開いた人がどのような傷害を負うかという視点で、中川は井上や高橋さんに意見を聞いた（中川 28・2512）。そしてこれに反する証拠は何もない。そうだとすると、高橋さんが鉛玉を入れるのを阻止したのは「不特定多数の者を巻き添えにする必要は無いと判断した結果」だとする原判決の判示はおよそ証拠に基づかない、証拠を無視し、曲解した判断だと言わざるを得ない。

鉛玉を入れれば人は死ぬと中川から聞かされ、「鉛玉を入れるのはやめよ

う」と高橋さんは答えた。この事実を合理的に解釈すれば、高橋さんには殺意がなかったという評価以外あり得ない。

4 結論

井上も中川も林泰男も豊田も、都庁事件については殺意がない。少なくとも確定的な殺意を抱いていた人は一人もいない。そもそもこの「書籍型爆弾」には人を殺す威力などなかった。この事件は人を殺傷することを目的とした事件ではなかったのである。

しかも、高橋さんは彼ら4人によって行われた事件計画の話し合いに加わったことは一度も無く、最後の最後で発火装置の組み立てのために呼ばれたのである。高橋さんは、他の4人がそれまでどのような捜査攬乱活動をしてきたのか知らない。爆薬について専門的知識を何も持っていない。使用された爆薬の製造にもかかわってもない。新宿青酸ガス事件も知らない。その爆薬を使って誰かを殺すという目的を伝えられたことももちろんない。高橋さんは呼び出されて、発火装置を組み立てただけである。そして、高橋さんは鉛玉を入れることを止めた。

高橋さんに殺意がなかったことは明らかである。

控訴趣意第17 都庁事件：共謀

原判決は、遅くとも高橋さんが麻原からの有能神メッセージの内容を伝え聞き、中川・井上から爆発物の製造を指示されて了承した時点で、殺人の共謀が成立していたと認定した。

しかし、ここで問題になっているのは爆発物製造の共謀ではなく、殺人の共謀である。高橋さんと、井上・中川らが殺人の共謀をしたという事実はない。

1 「殺人」目的の共有はない

殺人罪の共謀が認められるためには、少なくとも人を殺害するという犯罪を共同して実行する意思を相互に通じ合うことが必要である。

ところが、すでに述べたとおり、都庁事件においては、井上にも中川にも豊田にも林泰男にも殺意はなかった。未必的であれ爆発物が爆発することによって人が死亡する危険があるということについて、高橋さんと、井上・中川・林泰男・豊田の間で会話を交わされたことは一度も無い。このことは証拠上明らかである。

中川証言によれば、「人を殺傷しなければいけないというような話題は、高橋さんに言っていないだけではなくて、そもそも話題になっていない」、「誰の口からも出ていない」（中川 28・2479）ということである。井上も、「殺害を直接の目的にはしていないが、人が亡くなることがあるというのが自然な流れだった」（井上 29・2585）などと、未必的な殺意を肯定し得るような証言はしたもの、人が亡くなることがあることを高橋さんとの間でやりとりをしたという証言はしなかった。

そうだとすると、原審にあらわれた証拠からは、高橋さんと井上・中川・林泰男・豊田との間で、本型の爆発物を送ることによって、「人を死亡させる」ということを共有したと認定することはできない。

2 原判決は証拠に基づかずに「殺人目的の共有」を認定した

この点、原判決は、遅くとも有能神メッセージを伝え聞いた時点においては、高橋さんは都庁事件について、「小さな騒ぎでは足りず、人の殺傷の可能性をも想定したそれなりに大きな事件を起こさなければならないことについても容易に想像できたはずであるから、この点も井上らとの間で認識を共有し

た」と認定した。

つまり、原判決は、高橋さんが井上らから伝え聞いたとされる有能神メッセージの内容から「人の殺傷の可能性をも想定したそれなりに大きな事件を起こす」ことを想像できたはずだから、本型の爆発物の発火装置を作る指示を了承した時点で、高橋さんと井上らとの間に殺人の共謀が成立するとした。

しかし、すでに検討したとおり、井上も中川も有能神メッセージの内容を高橋さんに伝えた事実を否定している。また、高橋さん自身もその内容を誰から聞いたのか覚えていない。そうだとすると、そもそも高橋さんが麻原からのメッセージを聞いたかどうかも疑わしい上に、仮に何かしらのメッセージを聞いていたとしてもその内容は不明としか言いようがない。高橋さんが理解したことは、何かしらの騒ぎを起こすということが麻原のメッセージだということだけである。このような中で、麻原からのメッセージを伝え聞いた時点で、「小さな騒ぎでは足りず、人の殺傷の可能性をも想定したそれなりに大きな事件を起こさなければならないことについても容易に想像できたはず」と認定すること許されない。

3 行為の内容及び危険性についても認識を共有していない

原判決は、殺人目的の共有だけではなく、行為の内容や危険性等についても井上・中川らと高橋さんとの間で認識を共有していたと認定した。

しかし、行為の危険性について井上・中川らと高橋さんとの間で認識を共有していたことを示す証拠もまた皆無である。本件の行為の危険性を考える上で決定的に重要なのは、爆薬RDXの威力である。RDXの威力について、これが人を死亡させる危険性があるという認識を井上や中川と高橋さんとの間で共有していた事情はない。むしろ上でも検討したように、行為の危険性について最も知識を有していた中川ですら人が死亡する危険性はないと考えており、中川と高橋さんとの間でRDXの威力について認識を共有したという証拠はない。井上と高橋さんとの間ではその種のやりとりがあったことについて井上は明確に否定している。そうだとすると、行為の危険性（人を殺傷する危険性のある行為であること）について高橋さんと井上・中川との間で認識を共有した事情はない。

4 高橋さんと井上・中川らとの間の「意思連絡」は爆発物を製造すること、爆

発物を爆発させて人を傷害させることのみである

結局のところ、高橋さんは井上や中川との間で、本型の爆発物を製造し、それを郵送するということ、爆発物を受け取った人に火傷などの何かしらの怪我を負わせるということについては、共同して実行する意思を相互に通じ合っていただけである。これを超えて、人を殺害するということについて、共同して実行する意思を相互に通じ合っていたと言うことはできない。

高橋さんと井上・中川らとの間に殺人の共謀は存在しない。

あとがき

人の記憶はビデオテープや PC のハードディスクに保存されたデータのようなものではない。どんなに技術が進んでも、壊れたディスクからデータを救出するように失われた記憶を蘇らせるることはできない。20 年前の出来事を正しく記憶にとどめておくというのはほとんど不可能である。オリジナルな記憶はもはや消失し、なんとなくそうだったような気がするという程度の痕跡しかそこにはない。何度も回想することで、情報の追加や修正が繰り返され、詳細なしに信ぴょう性の甚だ怪しい「記憶」がねつ造されることがある。こうした脆弱な情報である人の記憶に基づいて表現される「証言」を集め、比較検討し、その信ぴょう性を見定めるなどということは、神ならぬ人にとって至難の業といわなければならない。

「オウム真理教事件」はもはや歴史の一部であり、大方の国民の間で評価が定まった歴史的出来事である。「諜報省次官」であり「教団幹部」の高橋克也は、地下鉄サリン事件や VX 事件、假谷さん拉致事件など主要なテロ犯罪にかかわりながら、17 年間逃亡した最後の「残党」であると、ほとんどすべての国民は考えている。高橋克也は甚大な被害を出した地下鉄サリン事件の犯人であり、今でも後遺症に苦しむ被害者や遺族の前で断罪されなければならない。1 億人がそう信じている。こうした状況のなかで司法が、「リンチ」に加担するのではなく、被告人を公正に扱い、法と証拠に根差した公正な裁判を実現することは可能なのか。少なくともわれわれ弁護人は、それは可能だと信じている。そのために最大限の努力をしたつもりである。

何年かあるいは何十年か後に入々がこの裁判を振り返るときが必ず来るだろう。「最後のオウム裁判」はどんなものだったんだろうかと。裁判の記録から彼らが知ることは次のようなことである——殺人を正当化する教義を唱え、一連のテロ犯罪を命じたとされる「教祖」麻原彰晃は一度も証言台に立たなかつた；弁護人は彼を証人申請したが、裁判長は理由を示すことなくそれを拒否した；テロに使われたサリンや VX など恐ろしい化学兵器を製造した張本人土谷正実も法廷に登場しなかつた。裁判を傍聴した「生き証人」にインタビューを試みた人は、衝撃的な事実を知らされる——傍聴人たちは法廷において証人たちの姿を見る許されなかつた；証人だけではなく、裁判官や裁判員の姿すら見えなかつた；傍聴といつても音を聞くことしか許されなかつた。「運転

手役」として訴追された被告人高橋克也が麻酔薬チオペンタールの使用を知らされていたのか、化学兵器サリンの散布を聞かされていたのが裁判の最大の争点であった；検察と弁護はその点を巡って2か月間にわたって熾烈な攻防を繰り広げた；そして、実行犯らの証人尋問の結果、被告人はこの事件の核心部分を知らなかつたことが判明した；それにもかかわらず、職業裁判官と一般市民で構成された混合裁判体は、被告人を全訴因につき「正犯」だと結論し、無期懲役刑を言い渡した——この展開を知った未来の人々は、どう判断するだろうか。ちょうど同じ時代に秘密主義のベールの中で行われていた独裁国家の刑事裁判と比較して、「自由と民主主義」の陣営に属すると言っていた日本国とのこの裁判の展開について、未来の歴史家はどのような評価を下すだろうか。

われわれは未来の市民、すなわちわれわれの良き伝統を受け継いだ子孫たちから、この問い合わせに対する名誉ある回答を得たいと熱望しています。それゆえに、いま、われわれは同じ問い合わせを東京高裁第11刑事部の裁判官の皆さんに問います。

原審の審理とその結論は、法と正義に根差した公正な裁判だったと言えますか？

(完)